日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて

～地域での暮らしを支える意思決定支援と権利擁護

平成 30 年度日常生活自立支援事業実態調査報告書

平成 31 年 3 月

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会
今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会

はじめに

日常生活自立支援事業（以下、本事業）は、平成 11 年 10 月の事業開始以来、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な人を対象に、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談援助を行い、地域での暮らしを支える役割を果たしてきた。

しかし、制度開始から 1□年を経る中で、利用者数が増加するとともに利用者が抱える生活課題も少しずつ変化し、近年では、とくに都市部を中心に、専門員の体制が業務量に追い付いていないことや生活支援員の担い手の確保等が課題として指摘されるようになった。また、認知症高齢者の増加等により利用ニーズが拡大する一方で、地方財政の逼迫を背景に財源確保は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、全社協地域福祉推進委員会に設置された「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会」（以下、本委員会）では、本事業の今後のあり方を検討することを目的に、専門員の体制や相談援助の実施状況、生活支援員の人材確保、成年後見制度との連携、運営財源などについて実態調査を行った。

調査結果を踏まえ、本委員会では、地域共生社会の実現や成年後見制度利用促進が政策課題となっている今日的状況のなかで、本事業の果たしている役割を改めて確認し評価するとともに、事業をめぐる様々な課題について検討を行った。本報告書ではこれらをもとに今後の方向性と取り組み課題を提言している。

報告書を通して、少しでも本事業の体制強化や運営上の各種課題解決に資するともに、各地域での実践の参考となることを祈念している。また、本報告書を議論のたたき台として、本事業の今後の展開について、全国の関係者の方々から忌憚の無い意見を頂ければ幸甚である。最後に、実態調査にご協力頂いた都道府県・指定都市社協、市区町村社協の皆様に厚く御礼申しあげたい。

社会福祉法人全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会
今後の権利擁護体制のあり方検討委員会

目　　次

Ⅰ　日常生活自立支援事業の現状と実態調査の趣旨 4
（1）　日常生活自立支援事業の沿革 4
（2）　本事業の特徴 4
（3）　法的位置づけ 5
（4）　事業の実施状況 6
（5）　実態調査の趣旨 8
Ⅱ　実態調査結果から見る事業の現状・課題 9
１．　調査概要 9
（1）　調査名称 9
（2）　調査目的 9
（3）　調査期間 9
（4）　調査対象 9
（5）　調査方法 9
（6）　調査時点 9
（7）　回答状況 9
２．　専門員の体制、業務負担 9
（1）　専門員の体制 9
（2）　専門員の体制不足により生じている課題 13
（3）　「待機者」の状況 16
（4）　担当生活支援員が決まっておらず専門員が直接支援しているケース 18
（5）　計画上の訪問回数と実際の訪問回数 20
（6）　契約につながらないケース、契約に至らないが継続的に関わっているケース 21
（7）　専門員が行う相談・援助のなかで負担が大きいと考える事項 24
（8）　本人死亡による契約終了に伴う課題 25
（9）　生活保護受給者への支援におけるケースワーカーとの連携 25
（10）　生活保護受給者の利用料補助 27
（11）　専門員の業務負担を軽減するために必要なこと 28
３．　生活支援員の確保 29
（1）　生活支援員の確保に関する課題 29
４．　成年後見制度との連携 32
（1）　日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行したケース 32
（2）　成年後見制度の利用を検討することになったきっかけ 34

(3)　申立てにつながっていないケース 35
(4)　相談・問合せケースについての成年後見制度利用の検討 36
5．　事業運営・財源確保 37
(1)　運営財源、事業収支 37
(2)　本事業に対する市区町村行政の関わり 39
6．　業務管理 40
7．　本事業の効果、特性 41
(1)　契約までの過程で専門員が重視していること 41
(2)　税金や公共料金、医療費、家賃などの滞納の解消、借金の返済 42
(3)　本事業が果たしている役割や本事業特有の支援の効果（自由回答） 44
Ⅲ　今後の事業の方向性と取り組み課題 46
1．　日常生活自立支援事業が果たしている役割、今後の事業の方向性 46
(1)　本事業が果たしている役割 46
(2)　事業の今後の方向性 47
2．　専門員の体制について 49
(1)　専門員の体制強化 49
(2)　専門員のバックアップ体制 51
3．　関係機関との連携、役割分担 54
4．　生活保護受給者への支援 56
5．　生活支援員の確保、活動支援 58
6．　成年後見制度への移行・連携 59
7．　業務の効率化と不正防止の取り組み強化 61
8．　運営の財源確保、市区町村との関わり 62
9．　権利擁護に関する取り組みの拡充 64
Ⅳ　まとめ（平成 31 年度からの取り組み） 75
1．　市区町村社協における取り組み 75
2．　都道府県・指定都市社協における取り組み 75
3．　全社協における取り組み 75
Ⅴ　資料 78
1．　調査票 78
2．　日常生活自立支援事業実施要領 99
3．　委員会経過、委員名簿 105

Ⅰ　日常生活自立支援事業の現状と実態調査の趣旨

(1)　日常生活自立支援事業の沿革

日常生活自立支援事業（以下、「本事業」）は、平成 11 年 10 月に「地域福祉権利擁護事業」としてスタートし、制度開始から 20 年目を迎えた。

本事業は、制度発足以来、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な人々が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行ってきた。

本事業のサービスは、本人又はその代理人と社協等との委任契約に基づいて行われ、市区町村社協等に配置された専門員が利用者の相談に応じるとともに、利用者ごとに適切な支援内容を定め、利用者ごとに直接援助を行う生活支援員を決定して具体的なサービスはその生活支援員が行っている。

図表 1：日常生活自立支援事業の変遷

制度創設前	○ 東京都社会福祉協議会「権利擁護センターすてっぷ」（平成3年） ○ 品川区社会福祉協議会「さわやかサービス」（平成4年） ○ 大阪府社会福祉協議会「大阪後見支援センター」（平成9年）
平成10年（1998年）	○ 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会（中間まとめ） 「措置制度から利用制度へ」と移行するなかで、適切なサービス利用を可能とする制度の必要性を指摘
平成11年（1999年）	○ 地域福祉権利擁護事業の開始（国庫補助）10月～ 全国どこでも援助を受けられる体制整備が求められたことから、全国的なネットワークを有する都道府県社会福祉協議会を実施主体とした。
平成12年（2000年）	○ 社会福祉法の施行 「福祉サービス利用援助事業」を第二種社会福祉事業に規定（法第2条第3項12） ○ 成年後見制度の開始
平成14年（2002年）	○ 援助内容・方法の明確化 「日常的金銭管理」を明記。援助方法の基本を「情報提供、助言、契約・利用手続の同行又は代行」とし、「法律行為に関する事務の代理による援助」は契約締結審査会の審査事項に。 ○ 対象者規定の整理、拡大
平成15年（2003年）	○ 事業の実施主体を都道府県社協から都道府県・指定都市社協に拡大
平成19年（2007年）	○ 事業の名称を日常生活自立支援事業に変更 ○ 援助内容の明確化 「定期的な訪問による生活変化の察知」を明記 ○ 相談体制の強化 専門員の資格要件（社会福祉士・精神保健福祉士）、研修受講等の原則化
平成27年（2015年）	○ 生活困窮者自立支援制度の施行 事業費等補助金において「その他」事業に位置づけ ○ 国庫補助に関する補助基準額の導入

(2)　本事業の特徴

本事業の特徴として以下のような点が挙げられる。

①判断能力が不十分な人を対象にしつつも、あくまでも利用者本人が福祉サービスの利用等について決めることができるように意思決定や各種の手続きを支援する事業であること

- 本事業は利用者と基幹的社協等が「福祉サービス利用援助契約」を締結することによってサービスを提供する仕組みであり、サービスを利用するかどうかは最終的に本人の決定に

委ねられている。また、本人の意思でいつでもサービスの利用をやめられることが契約書にも明記されている。

- 本事業では「相談・助言・情報提供」「連絡調整」「代行」「代理」の援助方法が想定されているが、利用者本人の自己決定を尊重するためになるべく「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心に援助を行っている。とくに「代理」は必要性を慎重に判断し、範囲を限定して行うこととしている。

②同じ地域に暮らす住民が生活支援員を担っており住民参加により支えられていること

- 本事業の利用者のなかには、閉じこもりがちであったり近隣とのトラブルを経験し、地域から孤立している場合もある。住民が生活支援員を担うことで、本人と地域とのつながりを維持・回復させることにつながっている。
- 生活支援員が専門職とは異なる視点を持って本人に関わることで、専門職に対しても新たな気づきを促すことができる。

③本事業だけで自己完結するのではなく、インフォーマルなサービス・活動も含めて地域の社会資源を活用し、利用者の生活を支える地域の援助システムをつくっていくなど地域福祉の視点を重視していること

- 本事業の利用者は経済的な困窮や権利侵害、住まいの確保、病気、障害など複合的な生活課題を抱えている場合が多く、様々な関係機関との連携が不可欠である。住民のボランティア活動や地域の商店、金融機関等も含めて幅広くネットワークをつくるとともに、地域に不足している資源については必要に応じて新たに開発することも必要とされている。
- こうした取り組みは社協が元々持っている地域福祉を推進する機能と極めて関連が深く、社協事業の重要な柱の一つとして本事業を推進してきた。

(3) 法的位置づけ

本事業に関しては、福祉サービス利用援助事業が社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置づけられているとともに、社会福祉法第 81 条に「都道府県社会福祉協議会は、（中略）福祉サービス利用援助事業を行う市区町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるための事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする」と規定されており、本事業はこれを踏まえたものとなっている。

予算上は、平成 30 年度においては生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」のメニューとして盛り込まれており、都道府県・指定都市社協を実施主体とし、①市区町村社協等と協力して福祉サービス利用援助事業を管内であまねく実施すること、②当該事業に従事する者の資質の向上のための事業を実施すること、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うこと、を内容とする国庫補助事業（国 1/2、都道府県・指定都市 1/2）として実施されている。

（4）　事業の実施状況

事業開始以来、相談・問合せ件数及び契約件数は増加し続けており、平成 29 年度では年間の問合せ・相談件数が 2,010,154 件、新規契約件数は 11,768 件にのぼる。

平成 29 年度末時点の実利用者数は 53,484 件で、内訳を見ると、認知症高齢者等は 23,414 件（43.8%）、知的障害者等は 12,596 件（23.6%）、精神障害者等は 14,640 件（27.4%）となっている。とくに精神障害者等については 10 年前（平成 19 年度）の実績と比較して問合せ・相談は 4.2 倍（155,536 件⇒647,777 件）、実利用者数は 3.1 倍（4,747 件⇒14,640 件）と著しく増加している（図表 3、4）。一方、1 年間の新規契約件数は、近年減少傾向にあり、終了件数の増加と相まって実利用者の伸びは鈍化している（図表 5）。

図表 2：年度末時点の実利用者数の年次推移

図表 3：対象者別の状況

	今年度累計		平成11年10月からの累計	
問合せ・相談件数	2,010,154	100.0%	16,925,354	100.0%
認知症高齢者等	761,493	37.9%	7,553,017	44.6%
知的障害者等	468,837	23.3%	3,492,820	20.6%
精神障害者等	647,777	32.2%	4,624,132	27.3%
不明	98,810	4.9%	873,646	5.2%
本事業以外の相談	33,237	1.7%	381,739	2.3%
(再掲)初回相談件数	(32,943)	(1.6%)	(452,219)	(2.7%)
新規契約締結件数	11,768	100.0%	157,176	100.0%
認知症高齢者等	6,634	56.4%	95,030	60.5%
知的障害者等	1,841	15.6%	23,883	15.2%
精神障害者等	2,730	23.2%	29,736	18.9%
その他	563	4.8%	8,177	5.2%
（未分類）	－	－	350	0.2%
(再掲)生活保護受給者	(5,143)	(43.7%)	(62,128)	(39.5%)
終了件数	10,112			
現在の契約件数	53,484	100.0%		
認知症高齢者等	23,414	43.8%		
知的障害者等	12,596	23.6%		
精神障害者等	14,640	27.4%		
その他	2,834	5.3%		

※事業開始当初の未分類ケース

図表 4：年間利用実績の変化（平成 19 年度・平成 29 年度比較）

問合せ・相談件数	平成19年度		平成29年度		29年度/19年度
合計	708,432	100.0%	2,010,154	100.0%	2.8
認知症高齢者等	371,193	52.4%	761,493	37.9%	2.1
知的障害者等	126,797	17.9%	468,837	23.3%	3.7
精神障害者等	155,536	22.0%	647,777	32.2%	4.2
不明	42,454	6.0%	98,810	4.9%	2.3
本事業以外の相談	12,452	1.8%	33,237	1.7%	2.7
（再掲）初回相談件数	26,447	3.7%	32,943	1.6%	1.2

新規契約締結件数	平成19年度		平成29年度		29年度/19年度
合計	8,580	100.0%	11,768	100.0%	1.4
認知症高齢者等	5,488	64.0%	6,634	56.4%	1.2
知的障害者等	1,211	14.1%	1,841	15.6%	1.5
精神障害者等	1,386	16.2%	2,730	23.2%	2.0
その他	495	5.8%	563	4.8%	1.1
（再掲）生活保護受給者	3,058	35.6%	5,143	43.7%	1.7

終了件数	4,949	10,112	2.0

年度末実利用者数	平成19年度		平成29年度		29年度/19年度
合計	25,522	100.0%	53,484	100.0%	2.1
認知症高齢者等	14,423	56.5%	23,414	43.8%	1.6
知的障害者等	4,872	19.1%	12,596	23.6%	2.6
精神障害者等	4,747	18.6%	14,640	27.4%	3.1
その他	1,480	5.8%	2,834	5.3%	1.9

図表 5：新規契約締結件数・終了件数の推移

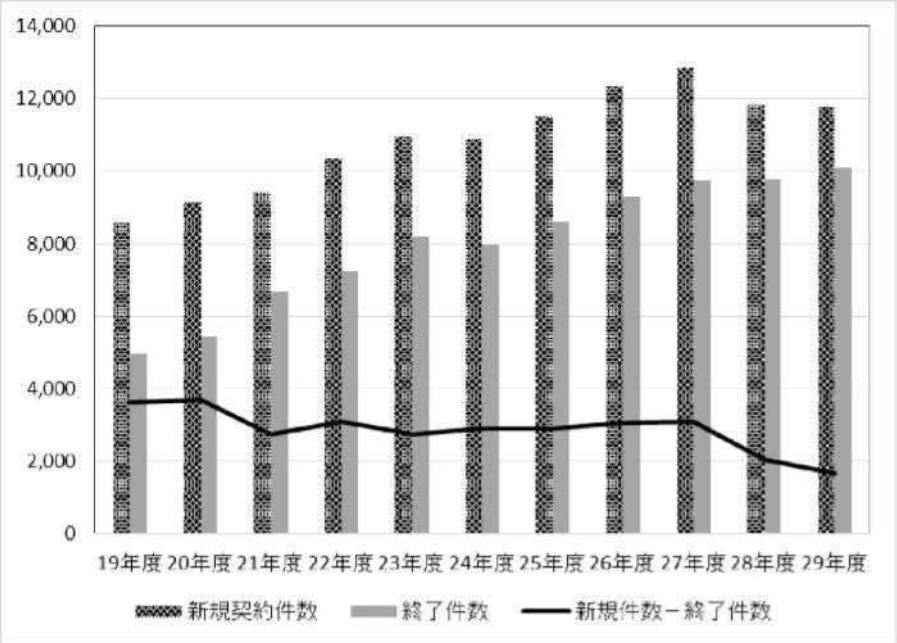

(5)　実態調査の趣旨

上述したように、本事業の実利用者数は引き続き増加しているものの、近年、その伸び率はやや鈍化している。その要因として、専門員の多忙により、相談があっても対応できず利用待機者が生じていることが指摘されているほか、生活支援員の人材確保、生活保護制度との連携や成年後見制度への移行促進、不正防止のための業務管理体制、運営財源の逼迫など事業をめぐる様々な課題が顕在化している。

一方、制度環境としては、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、平成 33 年度までの 5 年間を目途に市町村における計画策定や中核機関の設置が進められるなど、本事業を含む総合的な権利擁護体制づくりを推進する好機となっている。

こうした状況を踏まえ、本会では本事業の運営体制や支援内容の現状・課題、本事業が果たしている役割等を明らかにし、今後の事業展開のあり方に関する検討材料とするため日常生活自立支援事業実態調査（以下、「実態調査」と表記）を実施することとした。

なお本報告書では、本会が都道府県・指定都市社協、市区町村社協の協力を得て毎年実施している以下の調査結果も適宜引用している（これらの調査をあわせて､以下「実態調査等」と表記)。

①日常生活自立支援事業月次調査（平成 29 年度累計）　　⇒以下、「月次調査」と表記

②平成 30 年度日常生活自立支援事業利用状況調査（新規契約者、終了者、専門員・生活支援員の状況）⇒以下、「利用状況調査」と表記

※①、②の調査結果は、全社協地域福祉部ホームページ（地域福祉・ボランティア情報ネットワーク（https://www.zcwvc.net/）からダウンロード可能。

Ⅱ　実態調査結果から見る事業の現状・課題

１．調査概要

（1）　調査名称

日常生活自立支援事業実態調査

（2）　調査目的

日常生活自立支援事業の実施状況に関して、基幹的社協における事業運営・実施体制や課題認識等について情報収集し、今後の事業の方向性にかかる検討に資することを目的として実施した。

（3）　調査期間

平成 30 年 9 月 21 日～10 月 22 日

（4）　調査対象

基幹的社協等（1,451 か所）

（5）　調査方法

都道府県・指定都市社協経由で、メールにて調査票（エクセルファイル）の配布・回収を行った。

（6）　調査時点

平成 30 年 9 月 1 日　（年間実績については平成 29 年度）

（7）　回答状況

回収数 1,383 件、回収率 95.3%

２．専門員の体制、業務負担

（1）　専門員の体制

「本事業のニーズ（潜在的なニーズも含む）に対して専門員の人数は充足していますか」との問いに対して、「不十分である（体制が不足している）」が 54.1%と半数以上にのぼった（図表 6）。市区町村別に回答状況を見ると、特別区では 87.0%、指定都市の区では 83.3%、市では 66.6%が「不十分である」と回答している。これを実利用者数の状況別に見ると実利用者数が 40 人以上の社協では 77.3%が「不十分である」と回答しており、全体として都市部の実利用者数が多い地域で専門員の体制不足が深刻化していることがうかがえる。また、権利擁護センターの設置有無別では、センターを設置している社協のほうが「不十分である」との回答割合が高い（図表 7）。権利擁護センタ

ーを設置している社協では、未設置の社協に比べて権利擁護に関する業務全体への人員配置は充実しているにも関わらず専門員の体制が不十分と感じている社協が多いということになるが、これについては、権利擁護センターを設置している社協の方が未設置社協よりも本事業の利用者数が多いことが関係していると推測される。また、権利擁護センターを設置し成年後見制度の利用に関する相談支援等を行うことによって本事業のニーズの掘り起しも進み、専門員が多忙になっている可能性も考えられる。

専門員の配置状況については、1社協あたり平均2.4人（平成30年9月1日時点）であった。利用状況調査の結果を見ると、専門員の72.0%が正規職員であるが、専任は22.4%にとどまっている。雇用形態（正規/非正規）別に専任/兼任の状況を見ると、正規職員では専任が 9.7%であるのに対して非正規常勤では54.9%、非正規非常勤では56.1%が専任となっている。正規職員はほとんどの場合が他業務と兼務している一方で、専任で携わっている職員は非常勤が半数以上でという状況がうかがえる（図表9、10、11）。

兼務の内容としては地域福祉活動推進部門や権利擁護センター等が多く（図表 12）、兼務の場合の業務割合については、55.5%の専門員が本事業に関わる業務が5割未満と回答している（図表13）。また、専門員としての経験年数は1年以上3年未満が35.2%と最も多く、5年未満が全体の51.0%と5割を占めている（図表14）。

図表 6 ：専門員の体制

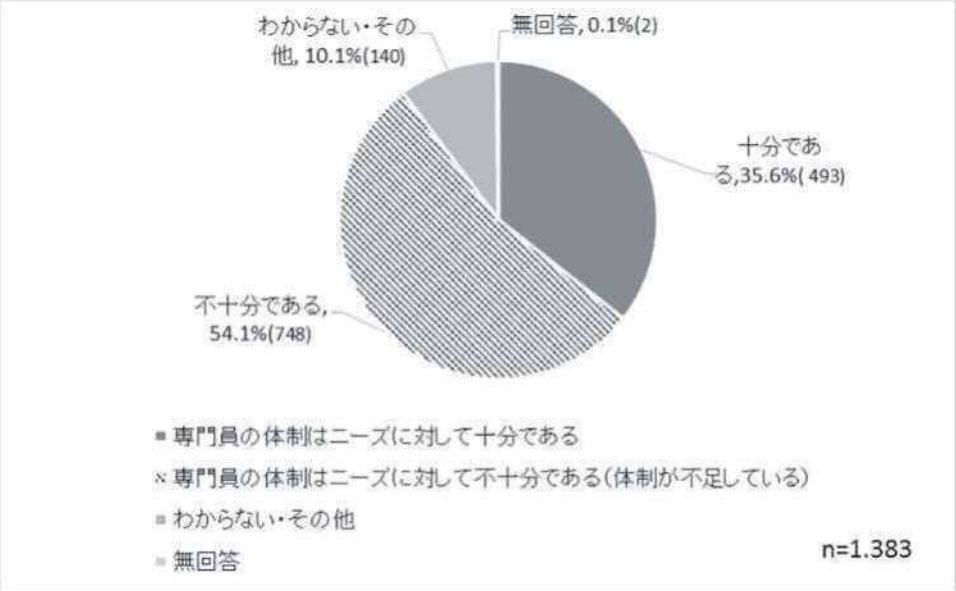

図表 7　：専門員の体制・クロス集計

		合計	問8専門員人数充足			
			専門員の体制はニーズに対して十分である	専門員の体制はニーズに対して不十分である	わからない・その他	無回答
全体		1383	493	748	140	2
		100.0	35.6	54.1	10.1	0.1
区分	市	701	186	463	51	1
		100.0	26.5	66.0	7.3	0.1
	区	60	8	50	1	1
		100.0	13.3	83.3	1.7	1.7
	町	493	252	177	64	0
		100.0	51.1	35.9	13.0	0.0
	村	85	41	21	23	0
		100.0	48.2	24.7	27.1	0.0
	23区（特別区）	23	2	20	1	0
		100.0	8.7	87.0	4.3	0.0
	都道府県・指定都市	20	4	16	0	0
		100.0	20.0	80.0	0.0	0.0
	その他	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
問5権利擁護センター等設置	設置している	342	94	231	17	0
		100.0	27.5	67.5	5.0	0.0
	設置していない	1040	399	516	123	2
		100.0	38.4	49.6	11.8	0.2
問20実利用者数_合計	0～19人	709	346	255	108	0
		100.0	48.8	36.0	15.2	0.0
	20～39人	246	70	162	13	1
		100.0	28.5	65.9	5.3	0.4
	40人以上	428	77	331	19	1
		100.0	18.0	77.3	4.4	0.2

図表 8：専門員の配置（専門員業務を行っている職員）人数

	合計	平均
実人数	3,281人	2.4人

平成 30 年 9 月 1 日時点

図表 9：専門員の雇用形態(利用状況調査)

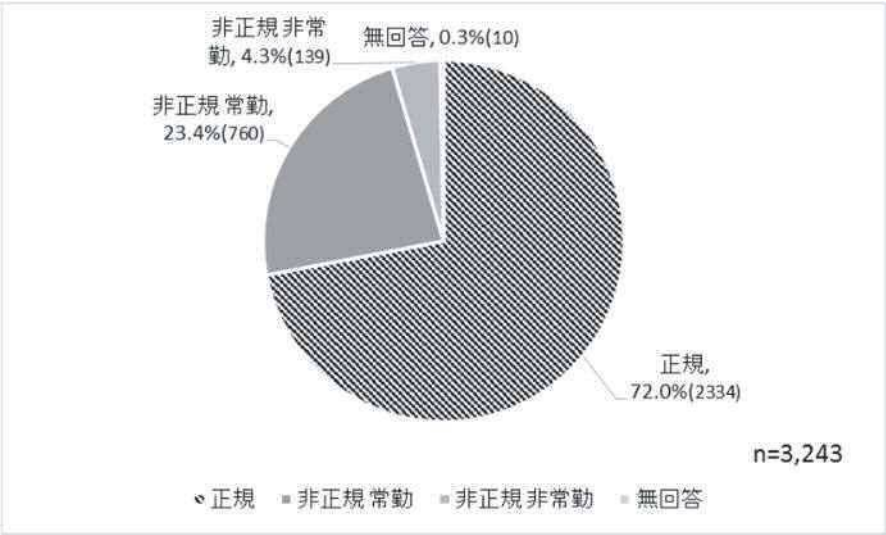

図表 10：専門員の専任・兼任（利用状況調査）

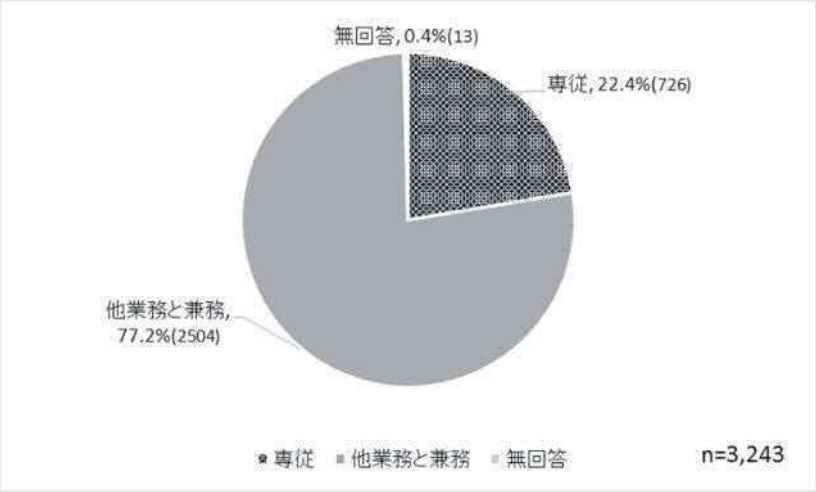

図表 11：雇用形態別の専任・兼任状況（利用状況調査）

	専任		兼任		無回答		合計	
雇用形態	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
正規	227	9.7%	2,103	90.1%	4	0.2%	2,334	100.0%
非正規常勤	417	54.9%	338	44.5%	5	0.7%	760	100.0%
非正規非常勤	78	56.1%	60	43.2%	1	0.7%	139	100.0%
無回答	4	40.0%	3	30.0%	3	30.0%	10	100.0%
総計	726	22.4%	2,504	77.2%	13	0.4%	3,243	100.0%

図表 12：兼任の場合の兼務内容（主なもの１つ）（利用状況調査）

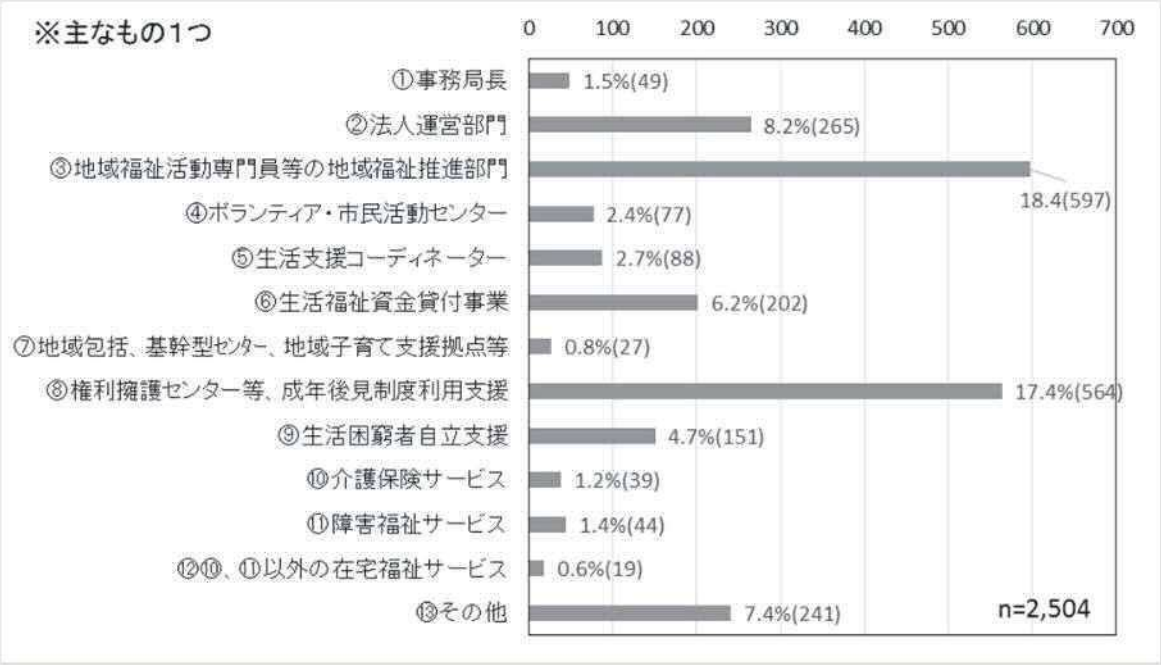

図表 13：兼務している場合の本事業の業務割合（利用状況調査）

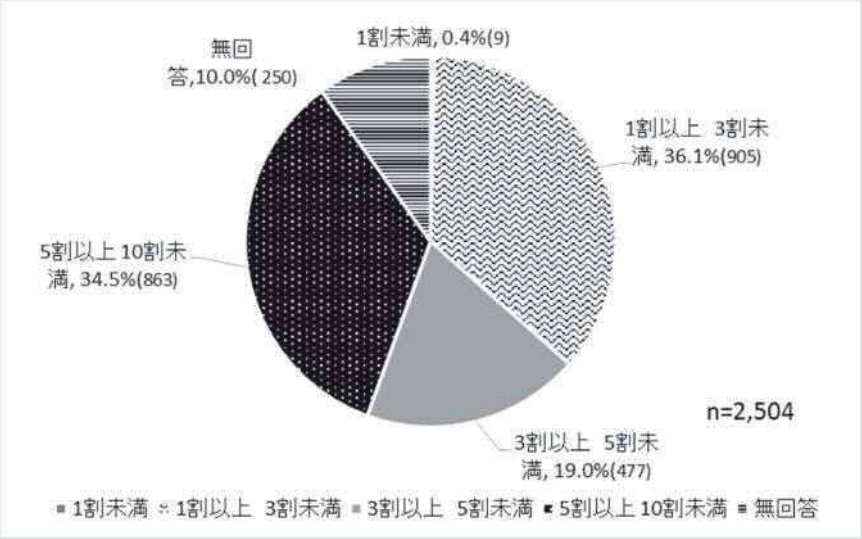

図表 14：専門員の経験年数（利用状況調査）

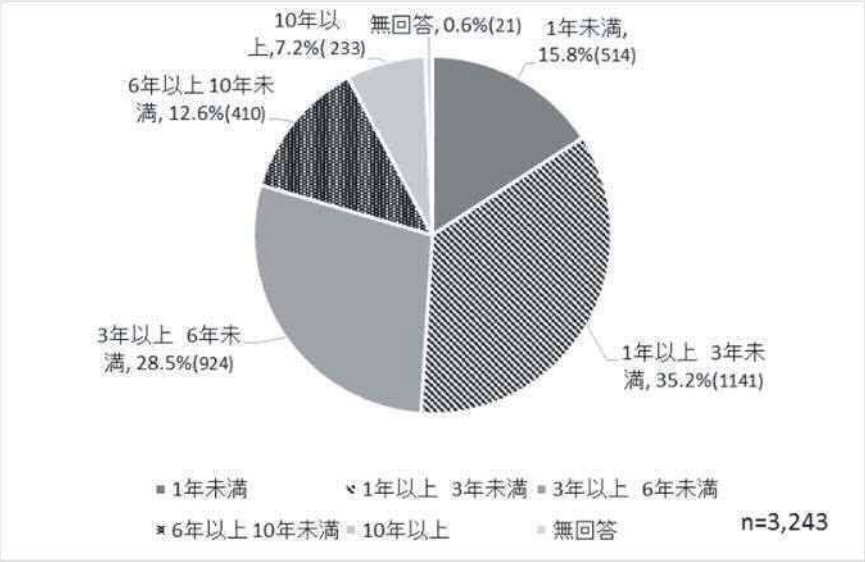

（2） 専門員の体制不足により生じている課題

専門員の体制不足により生じている課題について聞いたところ、「事業の積極的な広報や潜在的な利用者の掘り起しが出来ない」が最も多く 69.0%の社協が選択した。次いで「定期的なモニタリングが十分に実施できない」が 62.4%、「生活支援員の活動支援や育成が十分に実施できない」が 54.9%となっている。また、44.0%の社協が「面接や利用契約手続きの対応に時間がかかり利用待機者が生じている」と回答している（図表 15）。

本事業の利用対象者は、自ら支援を求めて窓口に相談に行くことが難しい場合が多いため、関係機関や専門職、住民への広報・啓発、地域へのアウトリーチが重要であり、業務多忙によりその取り組みが十分実施できないことに対する課題意識が回答に表れたと考えられる。

業務負担を軽減するために行っている工夫や実際に行って効果のあった取り組みを自由記述形式で聞いたところ、成年後見制度への移行支援や法人後見業務との一体的な実施、関係機関との連携、

専門員の体制強化やバックアップ体制の充実、生活支援員の体制強化や役割分担、業務の効率化など様々な工夫が行われていることがわかった（図表 16）。

図表 15：専門員の体制不足により生じている課題

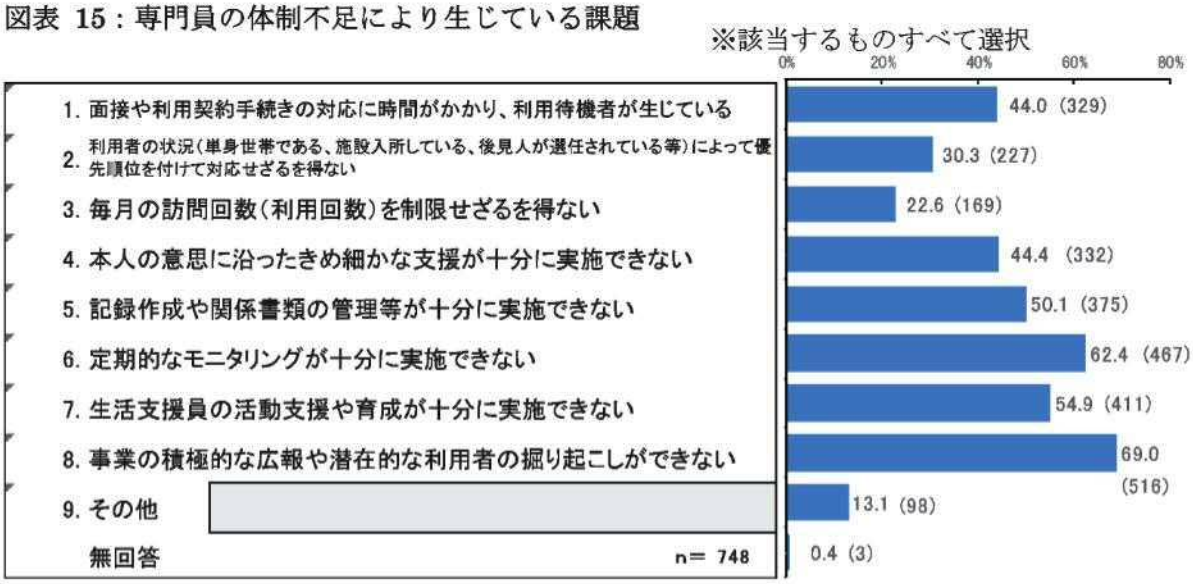

＜その他＞

・専門員が兼務であり、ニーズ対応優先で他の業務が後回しになる。

・兼務体制のため緊急時に対応できる人員が不足。

・残業や休日出勤が常態化している。

・社協内での本事業の業務理解に時間をかけられない。

・研修等への参加が困難。

・専門員の精神的負担が大きい。

・契約までに時間がかかり、関係機関からの不満や不信感がある。　等

図表 16：専門員の業務負担を軽減するために行っている工夫、効果のあった取り組み（自由回答）

＜成年後見制度への移行支援、業務の一体的実施＞

・初期相談の際、成年後見センターと連携し調整している。

・後見制度の利用が適切と判断できる利用者については迅速に移行する。また、被後見人・保佐人等が選任されている利用者においては、本事業は解約の方向で調整する。

・市長申立てを推進し成年後見制度への移行を図る。

・日自と法人後見を一体的に運営し、業務のスリム化を図る（相談を一体的に受ける、支援員は両事業で一体的に育成する、支援員の報告は両事業の専門員が協力して対応する等）。

・周辺市町村が広域で成年後見センターを設置したことで本事業の業務軽減になった。

＜関係機関との連携＞

・関係機関からの新規の相談については、必ず利用者に関する基本情報を頂くようにしている。

・相談支援専門員の会議等に出席し福祉、保健、医療分野、役所関係との連携や協力をお願いしている。

＜社協内の連携、SV 体制＞

・社協内の他職員に対して本事業に関する説明を行ったことで理解が深まり、専門員の業務負担が精神的な面で減った。

・課内で利用者に関する情報を共有しておくことで、専門員が不在の際もある程度対応することができている。

・新規で相談を受けたケースについては、社協内にある「成年後見支援センター」との合同ケース会議を定期的に行い、適切な支援について検討する。

・社協全体で情報共有システムを導入したことにより、他事業で相談があったケースと紐付けすることができ、職員同士で情報共有を図ることが可能。

・社協内部における相談支援業務（地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等）との連携、協力体制の強化。

・社協内でも生活困窮と連携することで、情報がより整理された状態で受付を行う事が出来た。

・週 1 回班会議を開催し、ケースの共有をしている。判断に迷うことなど、その場で話し合い方向性を決めている。それによって、専門員一人がケースを抱え込むことなく、精神的な負担の軽減につながっていると思われる。

＜専門員の体制強化＞

・専門員の配置は 1 名分であるが、実際は 3 人の職員がエリアを分けて担当することで業務分担している。

・兼務ではあるが専門員を増員することで一人にかかる負担感が軽減された。

・専従ではないが専門員を 3 人配置し、1 ケースに対し主担当と副担当でかかわっている。

・専門員設置費による専門員だけでなく、成年後見担当の職員も専門員業務を兼務している。

＜支援方法＞

・相談から契約までになるべく時間をかけるようにし、この事業について利用者に説明し十分納得をいただいた上で利用をしてもらうことが結果的に契約後の業務負担軽減につながる。

・キャッシュカード使用が可能な方については、専用の口座を開設し、そこに毎週自動送金にて資金の移動を行うなどの業務省力化を行っている。

＜生活支援員との連携＞

・生活支援員と積極的に個別ケースに関して情報の共有に務めた。結果的に専門員の訪問の回数が減少し効率化に繋がった。

・生活支援員を常勤で雇い入れ、利用者からの様々な相談(主に軽微なもの)に親身に乗ることによって、

状況の変化・把握に努める体制を敷いている。支援にかかる重要事項を専門員が集約・判断することによって専門員業務への一層の専念と効率化・省略化を図っている。

・一人の利用者を担当する生活支援員を複数にしたことで、生活支援員の都合が悪い時に専門員が動くことが減った。

・生活支援員に支払う賃金を1回1000円ではなく、時間に応じて時給で支払うことで、長時間かかることで申し訳なく思うことが減り、頼みやすくなった。

・支援員の人材育成を継続的に行い、常に人材を確保する。

・以前は支援上配慮を要するケースは専門員が対応していたが、業務負担軽減のため主任生活支援員（嘱託職員）を配置。専門員と密に連携をとりながら支援を行い、専門員の支援業務負担の軽減を図っている。

・社協に常駐（週3回程度）する生活支援員を雇用（事務員と兼務）し、事務所近隣の極短時間で終わる支援や来所の支援を担当してもらう。

＜事務の効率化、分担＞

・相談支援業務ソフトの導入により、相談記録の集計、出納記録の作成の業務負担が軽減された。

・事務補助員を配置し、毎月の支援日の管理、記録保管の補助、利用料集計、月次報告等を担当してもらっている。

・記録様式の簡素化、記入すべき内容の絞込み。

(3)　「待機者」の状況

利用待機者の状況について、本調査では2つの定義を示してそれぞれ具体的な人数を聞いた。このうち、「利用希望の相談を受けているが社協都合等本人側によらない理由により1ヵ月以上初回面接に至っていないケース」があると回答したのは12.4%の社協で、ケース数は合計1,652件であった。また、「初回面接を行ったが、社協都合等本人側によらない理由により2ヵ月以上契約に至っていないケース」があると回答したのは13.7%の社協で、ケース数は967件であった（図表17）。また、専門員の体制に関する認識とのクロス集計では、待機があると回答した社協では8割以上が体制が不十分と回答している。

それぞれ初回面接に至っていない理由、契約に至っていない理由を聞いたところ、「専門員が多忙のため」を選択した社協は、前者が87.8%、後者が74.6%といずれも高い割合（図表19、20）となっており、専門員の多忙が待機者の発生要因の主因であることをうかがわせる。なおこれ以外の理由としては「担当できる生活支援員が不足しているため」「面接に同行する他機関との調整に時間がかかるため」などの理由が続いている。

また、待機ケースを解消する、あるいは今後生じさせないために必要な取り組みについては、「専門員の増員」が64.7%と最も多く、次いで「本事業の契約手続きの効率化」50.2%、「福祉・保健・医療等の関係機関における本事業に対する適切な理解の促進」40.8%となっており（図表21）、ここ

でも専門員の体制強化の必要性が浮き彫りになった。

図表 17：「待機者」の状況

利用待機の定義	ケースがある（社協数）	合計数	平均
①利用希望の相談を受けているが、社協都合等本人側によらない理由により1ヵ月以上初回面接に至っていないケース	12.4%	1,652件	9.8件
②初回面接を行ったが、社協都合等本人側によらない理由により2ヶ月以上契約に至っていないケース	13.7%	967件	5.3件

図表 18：専門員の体制・待機者の状況クロス集計

		合計	問8専門員人数充足			
			専門員の体制はニーズに対して十分である	専門員の体制はニーズに対して不十分である	わからない・その他	無回答
全体		1383 100.0	493 35.6	748 54.1	140 10.1	2 0.1
問28本人側によらない理由、1ヶ月以上初回面接に至っていないケース	ある	172 100.0	16 9.3	149 86.6	6 3.5	1 0.6
	ない	1196 100.0	470 39.3	595 49.7	130 10.9	1 0.1
問29本人側によらない理由、より2ヶ月以上契約に至っていないケース	ある	189 100.0	24 12.7	155 82.0	10 5.3	0 0.0
	ない	1176 100.0	462 39.3	588 50.0	124 10.5	2 0.2

図表 19：「待機者」が生じる理由（社協側の都合により 1 ヵ月以上初回面接に至っていないケース）
※該当するものすべて選択

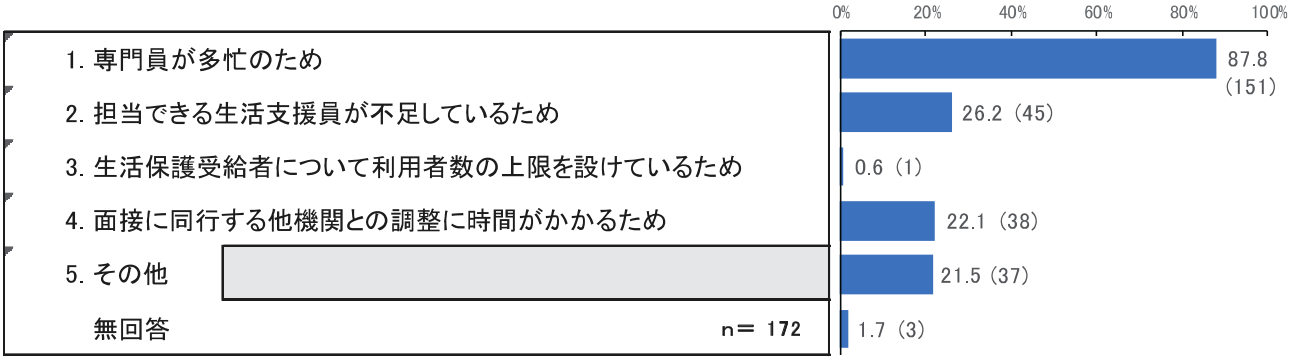

図表 20：「待機者」が生じる理由（社協側の都合により 2 ヵ月以上契約に至っていないケース）

※該当するものすべて選択

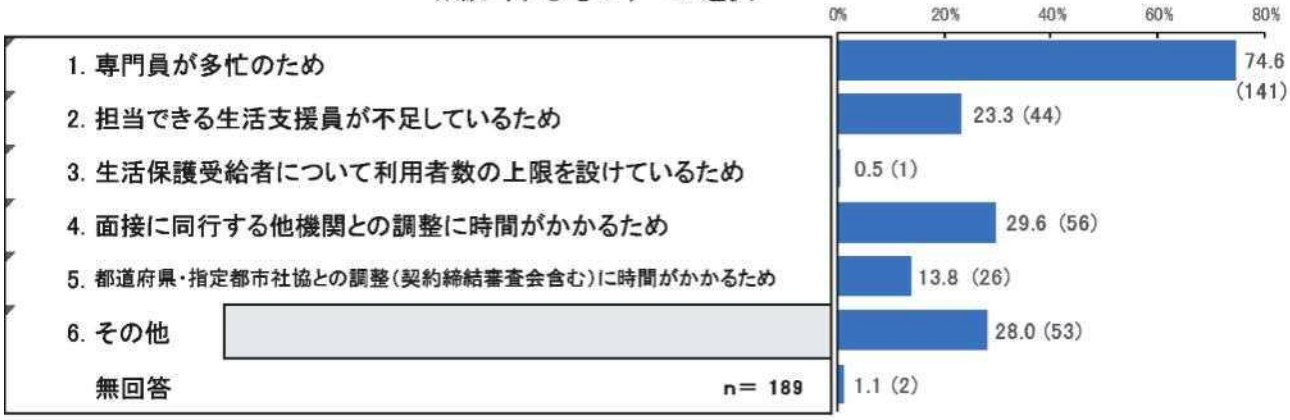

図表 21：待機ケースの解消あるいは今後生じさせないために必要な取り組み

※3 つまで選択

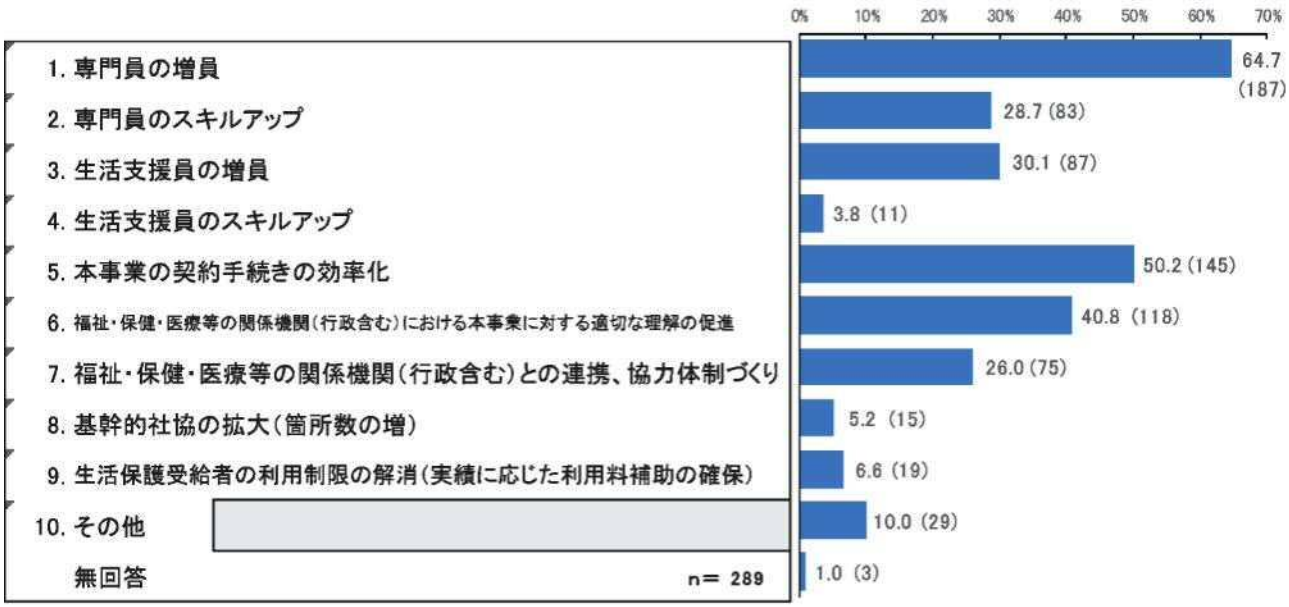

＜その他＞

・専門員の専従化

・社協全体としての人員確保、業務体制の確立

・他の市町村の専門員と相談できる体制づくり

・成年後見制度の利用促進

・金融機関の本事業に対する理解

(4)　担当生活支援員が決まっておらず専門員が直接支援しているケース

専門員が直接支援しているケースが「ある」と回答した社協は 57.4%で、全体で 9,297 件となった（図表 22）。実利用者（51,817 人（平成 30 年 9 月 1 日時点；実態調査））の 17.9%を専門員が直接支援していることになる。その理由としては、「利用者側の事情やニーズにより支援内容や方法が定型的に定まらないため」が 66.8%と最も多く、次いで「利用者のニーズや状況に対して適切な支

援が出来る生活支援員がいないため」が 44.5%であった。「生活支援員が不足しているため」も 29.7%の社協が選択したが、全体の傾向としては生活支援員の量的不足よりも支援内容の複雑さやそれに対応するための資質・スキルといった質的な問題が大きい（図表 23）。図表 15「専門員の体制不足により生じている課題」で「生活支援員の活動支援や育成が十分できない」（54.9%）が挙がっていることと相まって、専門員が直接支援せざるを得ないケースが増えていることがうかがえる。

また、専門員が直接支援する理由の「その他」の自由記述では、「本人が生活困窮状態で生活支援員の支援にかかる経費を負担できないため」等、利用料負担に関する回答が複数見られた。生活支援員の代わりに専門員が対応した場合に利用料や交通費が発生しないこととしている社協では、低所得の利用者に対して利用料負担を軽くするために専門員が直接支援する場合があり、専門員が一層多忙になる一因と考えられる。

図表 22：専門員が直接支援しているケースの有無、件数

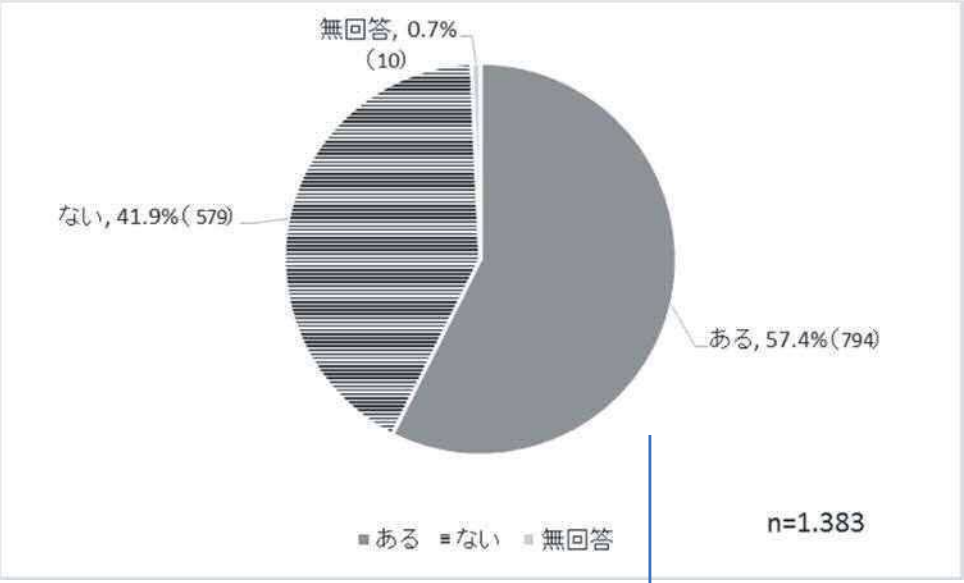

ケースがある場合のケース数（n=794）

	ケース数	平均
認知症高齢者等	3,555件	4.5件
知的障害者等	2,524件	3.2件
精神障害者等	2,714件	3.4件
その他	504件	0.6件
合計	9,297件	11.7件

図表 23：専門員が直接支援する理由　※2 つまで選択

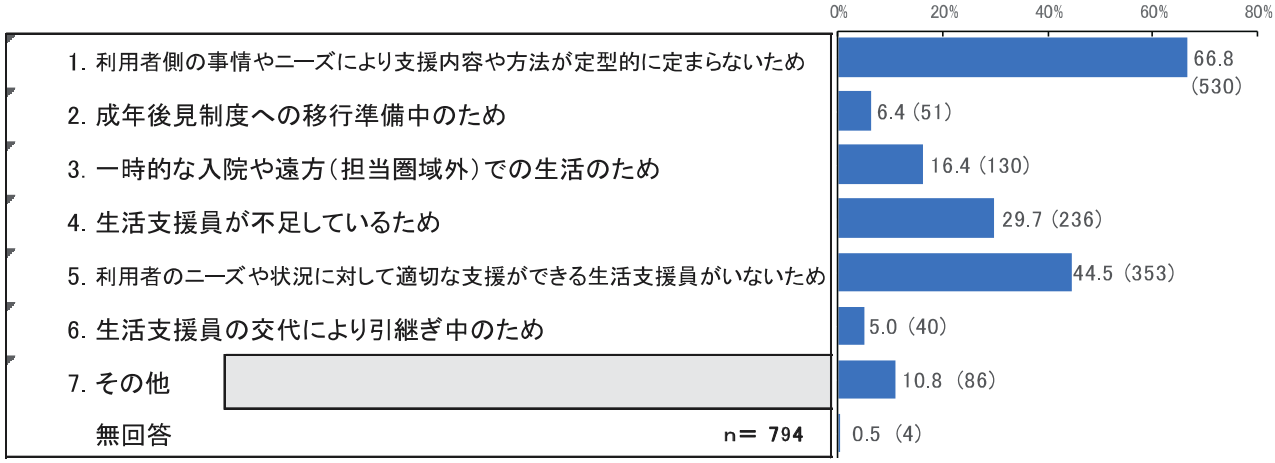

＜その他＞

・本人が生活困窮状態で生活支援員の支援にかかる経費を負担できないため。

・本人を含む家族の状況変化がめまぐるしく専門員による把握が必要なため。

・市外転居が予定されているため。

・精神状態が不安定な時は暴力的なので複数での訪問で対応しているケースがある。

・本人に妄想があり生活支援員に引き継げない。

・利用者に社協に来所してもらって支援しているため。

・利用者宅が山間地で移動に時間がかかるため。　　等

（5）　計画上の訪問回数と実際の訪問回数

本事業では、利用契約時に毎月の訪問の頻度について計画を定めることとなっているが、実際の訪問回数が計画を上回る利用者が「いる」と回答した社協が 63.1%にのぼった（図表 24）。また、その数については月ごとの変動などもあるため主観的な把握数で聞いたところ、平均すると利用者のうちの約 2 割で計画を上回る状況にあるとの結果が得られた。

また、その理由としては、「生活費について、計画を上回る支出があり臨時の払戻しが必要になるため」が 91.9%、次いで「本人から困りごとや心配事の訴えがあり訪問が必要になるため」が 62.5%となった（図表 25）。

平成 30 年度利用状況調査の結果を見ると、支援計画上では月 1 回の支援となっているケースが全体の 55.3%と半数以上を占めているが、実際には臨時の支援により訪問回数が増えることがあり、さらに、臨時の支援の場合は生活支援員のスケジュールを合わせられず専門員が直接支援に行くことが多くなるため、専門員が一層多忙化する一因になっていると思われる。

図表 24：計画を上回る訪問支援を行っているケースの有無、利用者に占める割合

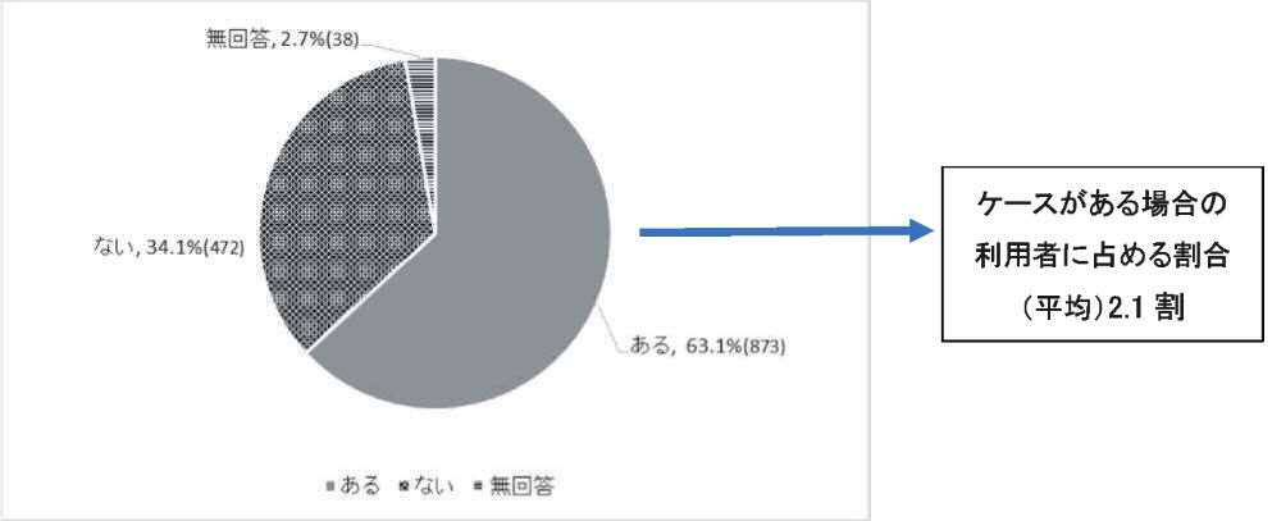

図表 25：計画を上回る訪問支援が必要になる理由

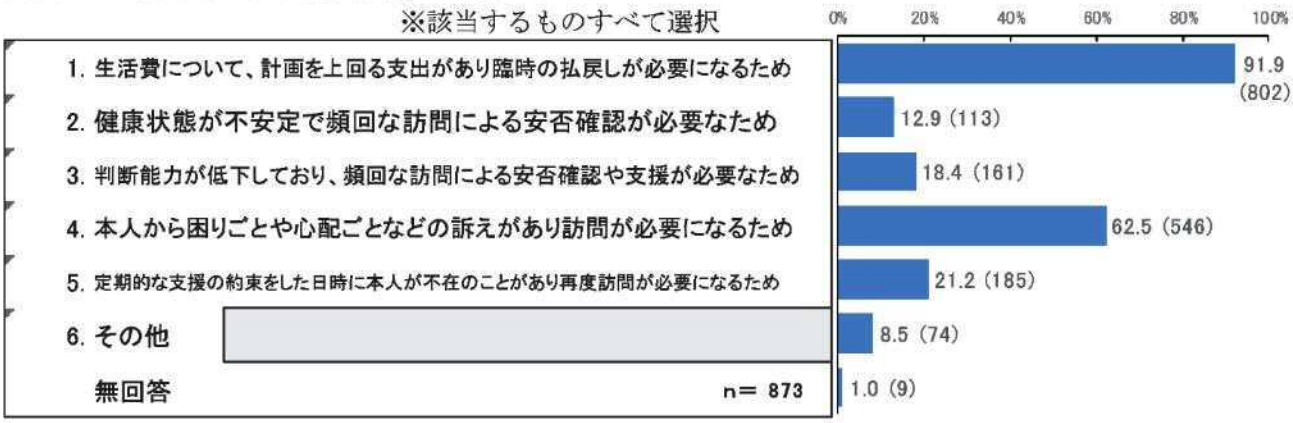

＜その他＞

・入退院を繰り返しており入退院前後の支援が必要になるため。

・本事業以外の支援が必要になるため。（食糧支援など）

・利用者の「生活費のしまい場所忘れ」「紛失」が発生し確認に行く必要があるため。

・本人からの電話や来所が、ほぼ毎日来るため対応せざるを得ない。

・体調が不安定で頻繁に受診されるため、その都度医療費の払い戻しが必要になる。

・アルコール依存の方で、近隣住民からクレームが入ってくるため。　　等

(6)　契約につながらないケース、契約に至らないが継続的に関わっているケース

相談を受け、本事業の利用対象者であることが概ね確認されているが契約につながらないケースについて、その理由を聞いたところ、「必要性があると判断されるが本人に利用意思が無い」が最も多く 77.3%の社協が選択した。次いで「本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、気持ちの揺らぎがあり利用決定に至らない」が 48.7%となっている（図表 26）。

なお平成 30 年度利用状況調査では、平成 30 年 7 月の新規契約に関して契約までに要した期間は 1 ヵ月以上 3 ヵ月未満が最も多く 47.0%、次いで 3 ヵ月以上 6 ヵ月未満が 27.2%、1 年以上要しているケースも 3.3%ある（辞表 26）。

また、本事業で契約はしていないが、専門員が継続的に関わっているケースがあると回答した社協は全体の 30.4%で（図表 28）、理由としては、「本事業や成年後見制度の利用が必要と思われるが、本人の同意が得られないため、やむを得ず関わりを続けている」が 49.9%と最も多い（図表 29）。

本事業の対象者のなかには、支援者側が制度・サービスの利用が必要と判断していても本人が必要性を認識していなかったり、他者の関わりを受け入れることに拒否感があるケースも多く見られる。長期間にわたって粘り強く働きかけ、信頼関係を作っていくことが必要とされており、実績として現れない部分で専門員が支援を行っていることがうかがえる。

図表 26：本事業の契約につながらない理由

※主なもの２つ選択

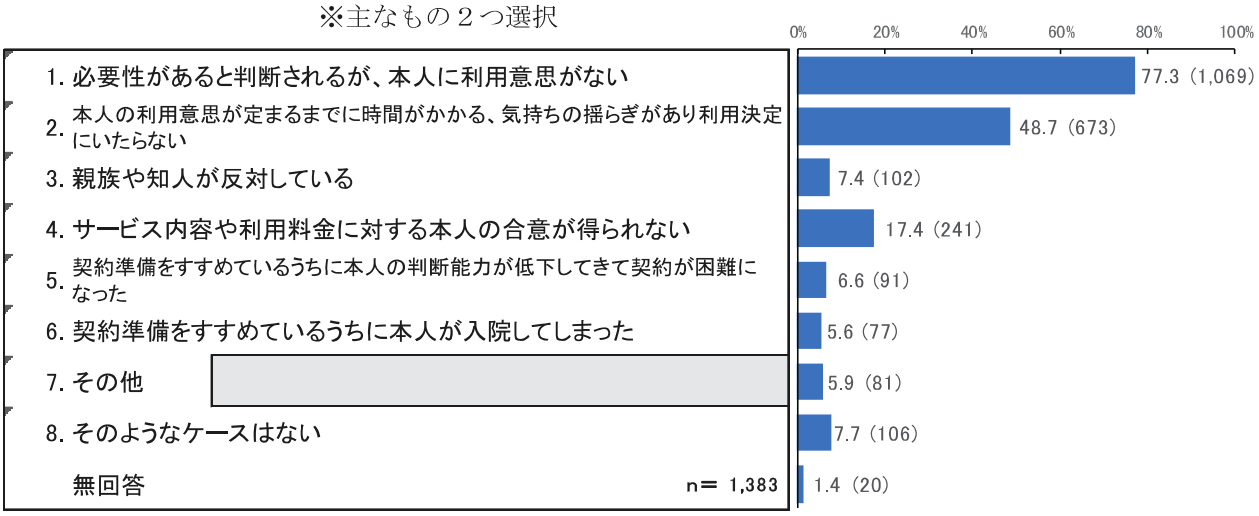

＜その他＞

・契約まで時間がかかるためその間に本人の気持ちが変わってしまう。

・支援者（関係機関）は強く利用を訴えてくるが、本人に利用意思がなく、そのタイミングでもない。

・債務があり収支も大幅な赤字でまずは家計改善の相談をしている。

・生活困窮者で生活費が優先のため本事業の利用料が払えない。

・本人が望んでいないのに支援者から強引に通帳を預かってほしいと言われるケース。　等

図表 27：初回相談から契約までにかかる期間（利用状況調査）

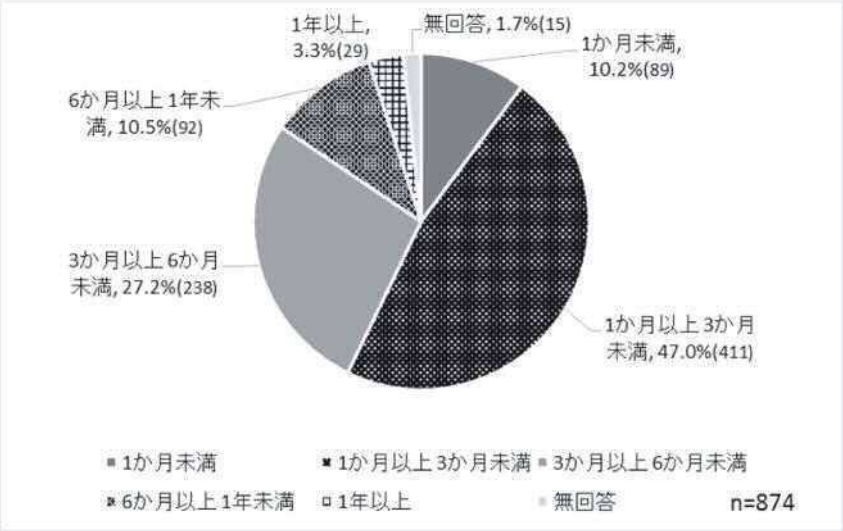

図表 28：契約はしていないが概ね３ヵ月以上専門員が関わっているケースの有無

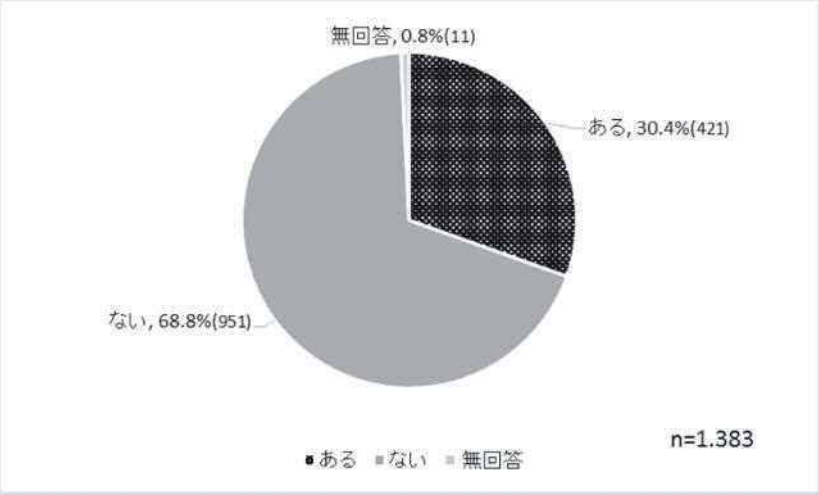

図表 29：契約はしていないが関わりを継続している理由

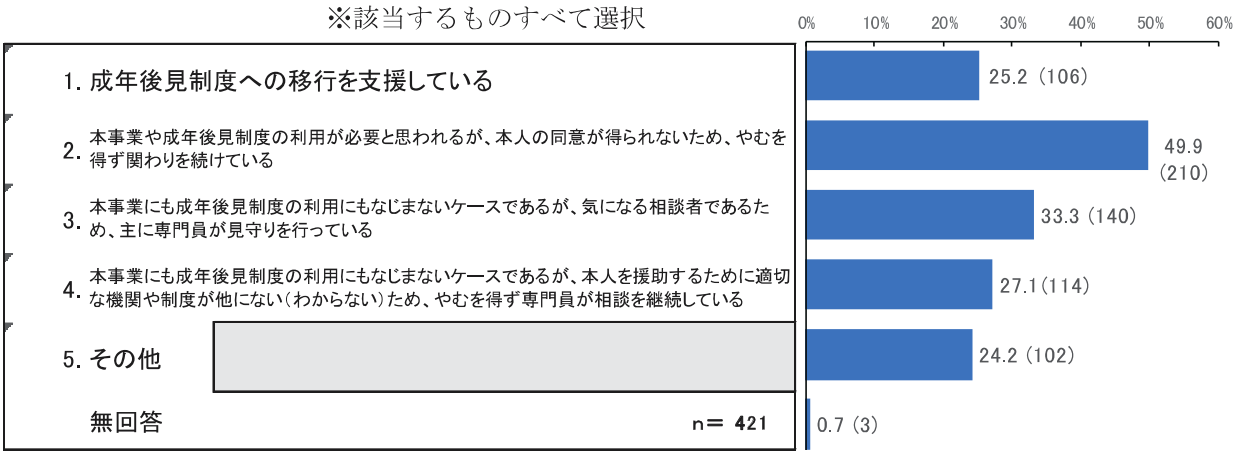

＜その他＞

・過去に本事業を契約していたが、自らの希望で解約をしたケース。

・自分で出来ていることが多いが時々不安になり話を聞いたり、支援を行うと本人が落ち着くため相談

支援員と一緒にかかわりを持っている。

・入退院を繰り返し、契約のタイミングを逃している。

・本人意思による本事業解約時に他の支援へとつなげることが出来ず、その後も支援が必要なため関わり続けている。　　等

(7)　専門員が行う相談・援助のなかで負担が大きいと考える事項

認知症高齢者等、知的障害者等、精神障害者等の区分ごとに相談・援助の負担を聞いたところ、全体傾向として最も多いのは「頻繁な訴えがある利用者への対応」であった。とくに精神障害者等については回答した社協が 65.5%となっており、認知症高齢者等 (40.9%)、知的障害者等 (49.0%) に比べて高い割合であった（図表 30)。

一方で認知症高齢者等については、「成年後見制度の利用に関する支援、連絡調整」や「契約の終了（本人死亡による終了も含む）に伴う支援」を選択した社協の割合が他の支援対象区分に比べて高い。また、「親族や知人等からの権利侵害への対応」については、精神障害者等と比較して認知症高齢者等及び知的障害者等で割合が高くなっている。

図表 30：専門員が行う相談・援助のなかで負担が大きいと考える事項　※対象者ごとに 3 つまで選択

(8)　本人死亡による契約終了に伴う課題

実態調査の結果では、平成 29 年度 1 年間に契約締結終了したケースは、9,400 件で、うち本人の死亡によるものが 3,356 件と 35.7%にのぼった。また、月次調査で 10 年間の実績の変化をみると、契約終了件数は 10 年前の約 2 倍に増えており、新規契約件数（1.4 倍）よりも伸びが大きい（図表 4）。

本人死亡による契約終了に伴う課題としては、「親族（相続人等）への連絡・調整」が最も多く 71.0%、次いで「預貯金通帳等預かり品の返還先が指定されていない場合の対応」（69.6%）、「死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い」（65.1%）について多くの社協が該当すると回答している（図表 31）。

本事業の利用者は元々家族・親族と疎遠であったり、金銭等をめぐって関係が悪化している場合も多いことから、本人が死亡した際の親族へ連絡調整や葬儀も含めて専門員が様々な対応を迫られている状況がうかがえる。

図表 31：本人死亡による契約終了に伴う対応に関する課題

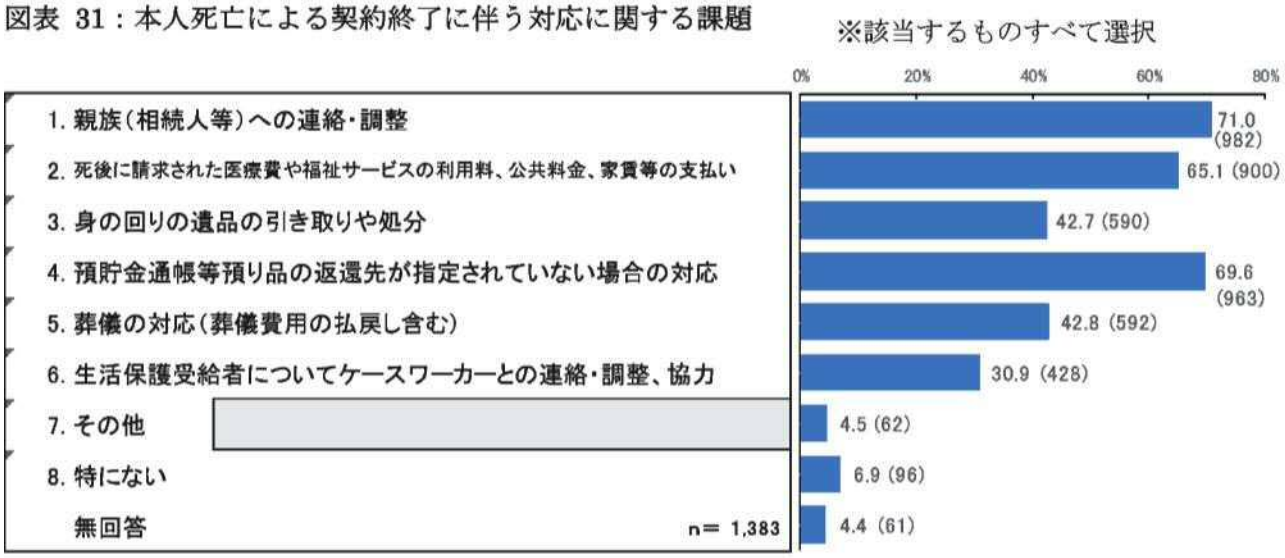

(9)　生活保護受給者への支援におけるケースワーカーとの連携

本事業の新規契約に占める生活保護受給者の割合は年々増加しており、月次調査では新規契約のうち 43.7%（5,143 件）、となっている（図表 3）。また、利用者が本事業につながった際の初回相談者・機関としては、福祉事務所が 17.2%で、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）の 25.1%、地域包括支援センターの 18.8%に次いで 3 番目に多い（図表 33）。利用状況調査の結果を見ると、障害種別により生活保護受給者の割合に差があり、認知症高齢者等では 48.9%、知的障害者等では 49.0%であるのに対して精神障害者等では 57.9%が生活保護を受給している（図表 32）。

実態調査では生活保護を受給している利用者への支援に関する課題について聞いたところ、「ケースワーカーと本事業の役割分担があいまい」が最も多く 35.6%、次いで「担当ケースワーカーによって考え方や対応が異なる」が 31.8%、「ケースワーカーから支出の管理（収入に見合わない支出の防止）について過剰な期待がある」が 27.2%となっている（図表 34）。

本事業では、概ね月 1 回以上のペースで定期的な訪問支援を行っており、日常的な金銭管理の相

談にも応じるため、ケースワーカーよりも本人に接触する機会が多くなり、本事業の本来の支援内容以外についても対応せざるを得なくなっている状況がうかがえる。

図表 32：障害種別の生活保護受給状況（利用状況調査）

障害種別	生保受給あり	%	生保受給なし	%	無回答	%	合計
認知症高齢者等	232	48.9%	242	51.1%	0	0.0%	474
知的障害者等	76	49.0%	79	51.0%	0	0.0%	155
精神障害者等	117	57.6%	86	42.4%	0	0.0%	203
その他	33	57.9%	24	42.1%	0	0.0%	57
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	1
合計	458	51.5%	431	48.4%	1	0.1%	890

図表 33：初回相談者・機関（利用状況調査）

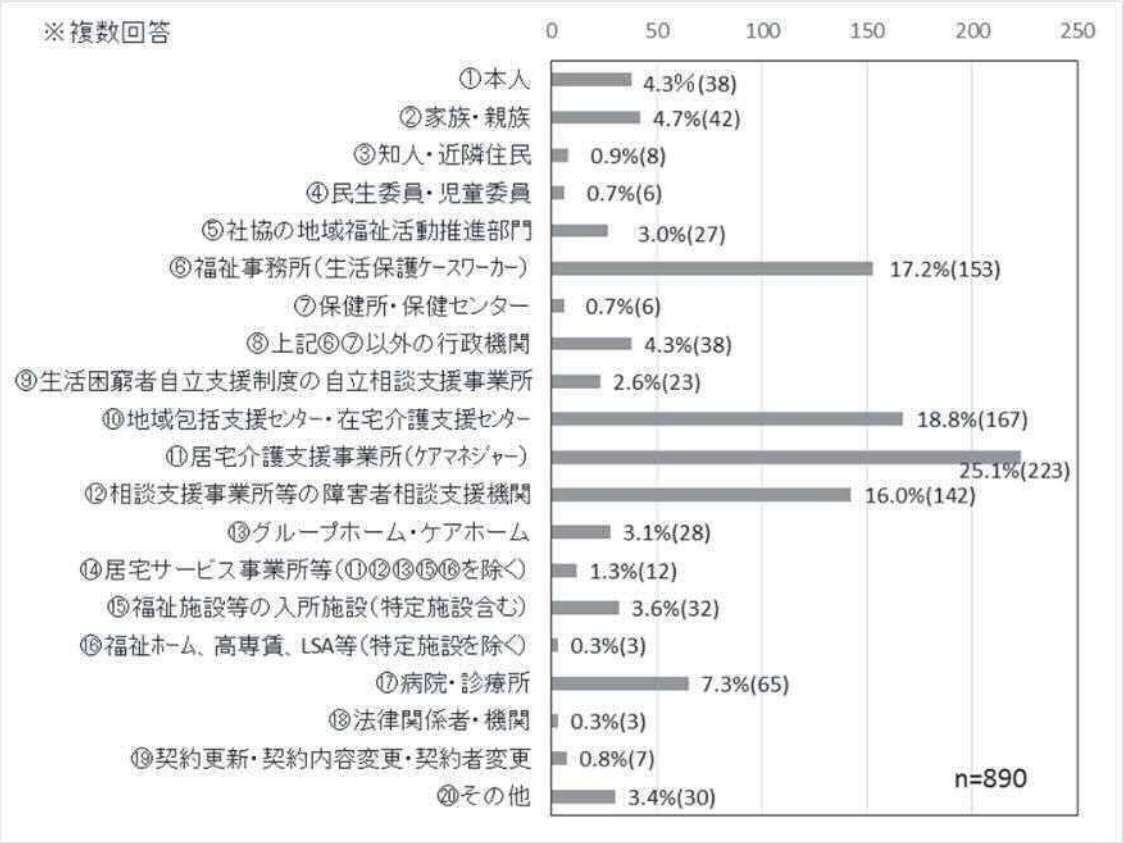

図表 34：生活保護を受給している利用者への支援における課題　※2 つまで選択

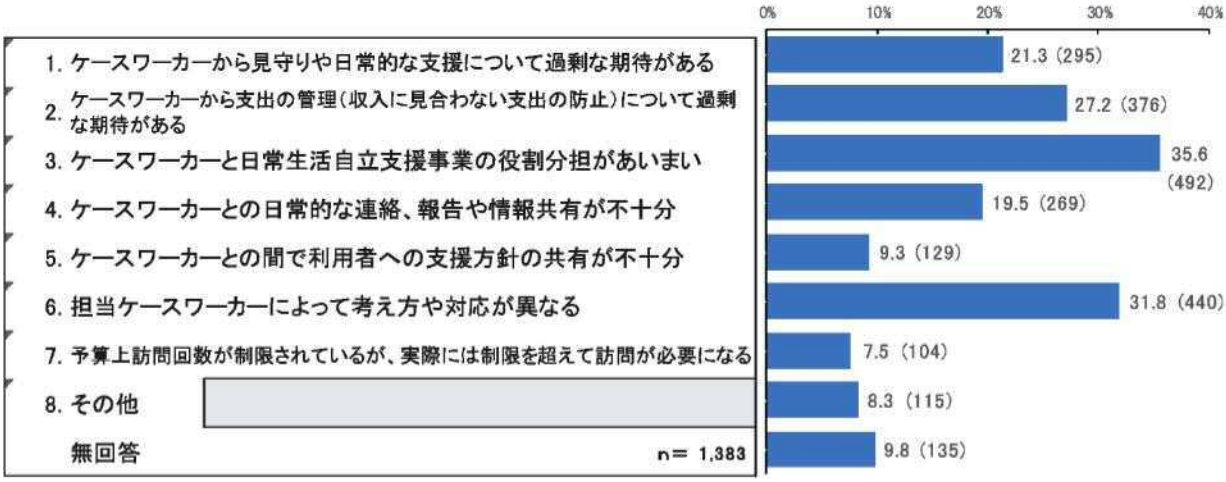

＜その他＞

・本人に利用意思がないのに本事業の利用を勧めている。

・担当ケースワーカーの異動が多く引継ぎが十分できていない。　等

（10） 生活保護受給者の利用料補助

生活保護受給者が本事業を利用する場合の利用料は補助対象（自己負担なし）であるが、実態としては、都道府県・指定都市によって算定方法に差が生じている。平成 30 年度都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議のアンケートを見ると、実績に応じた「出来高制」は 40□（27 か所）にとどまり、28□（19 か所）の都道府県・指定都市で「定額支給」方式がとられている。また、「上限ありの出来高制」（実績に応じて算定するが上限額が設定されておりそれを超えた部分については支払われない）が 27□（18 か所）にのぼる（図表 35）。

実態調査では生活保護受給者だけでなく利用者全体について生活支援員の賃金等を利用料及び補助金で賄えているかどうかを聞いており、21.9%の社協が「賄えていない」と回答している（図表 36）。生活保護受給者で訪問の頻度が高いケースや臨時の支援が度々発生するようなケースでは、専門員が直接支援を行ったり交通費についても社協が自己財源を持ち出すなどして補てんせざるを得ない状況が生じていることが推測される。

図表 35：生活保護受給者の利用料補助

回答	都道府県	指定都市	計
出来高制	18(38%)	9(45%)	27(40%)
定額支給	13(28%)	6(30%)	19(28%)
上限ありの出来高制	16(34%)	2(10%)	18(27%)
その他・無回答	0(0%)	3(15%)	3(6%)

平成30年度都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議アンケート

図表 36：生活支援員に支払う賃金等を利用料及び補助金で賄うことができたか（利用者全体）

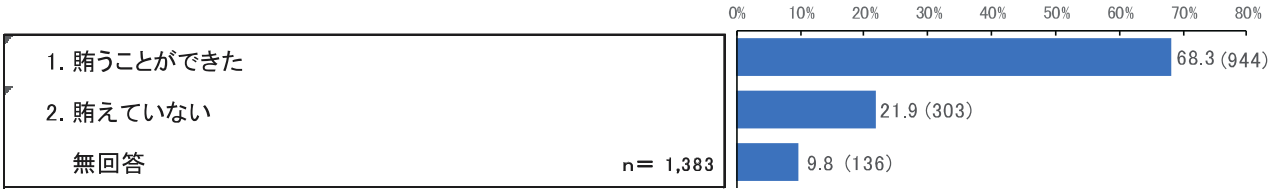

（11） 専門員の業務負担を軽減するために必要なこと

実態調査において選択肢の中から３つまで選択したうえで、最も該当するものを１つ選択する形式で聞いたところ、最も多くの社協が挙げたのは「本事業に係る事務の効率化・簡素化」で 39.8%であった。次いで「専門員の専従化」33.6%、「専門員の増員」30.4%などとなっている。専従化や増員など、専門員の体制を強化することとあわせて事務を効率化・簡素化することが重要である。

また、「福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）における本事業に対する適切な理解の促進」（26.3%）や「福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）との連携、協力体制づくり」（20.5%）も必要な取り組みとして挙げられている（図表 37）。本事業は、他のサービス・事業では対応しづらい金銭管理についても支援範囲としているため、地域の福祉・保健・医療等の関係機関からの役割期待が大きい。しかし、金銭管理だけを目的とするサービスと見られるなど、事業の役割や対象者、支援範囲について十分理解されておらず、本来の役割以外のことを求められるなどの課題が生じていることが回答の背景にあると推測される。

図表 37：専門員の負担を軽減するために必要なこと　※3 つまで選択しその中で最も重要なものを 1 つ選択

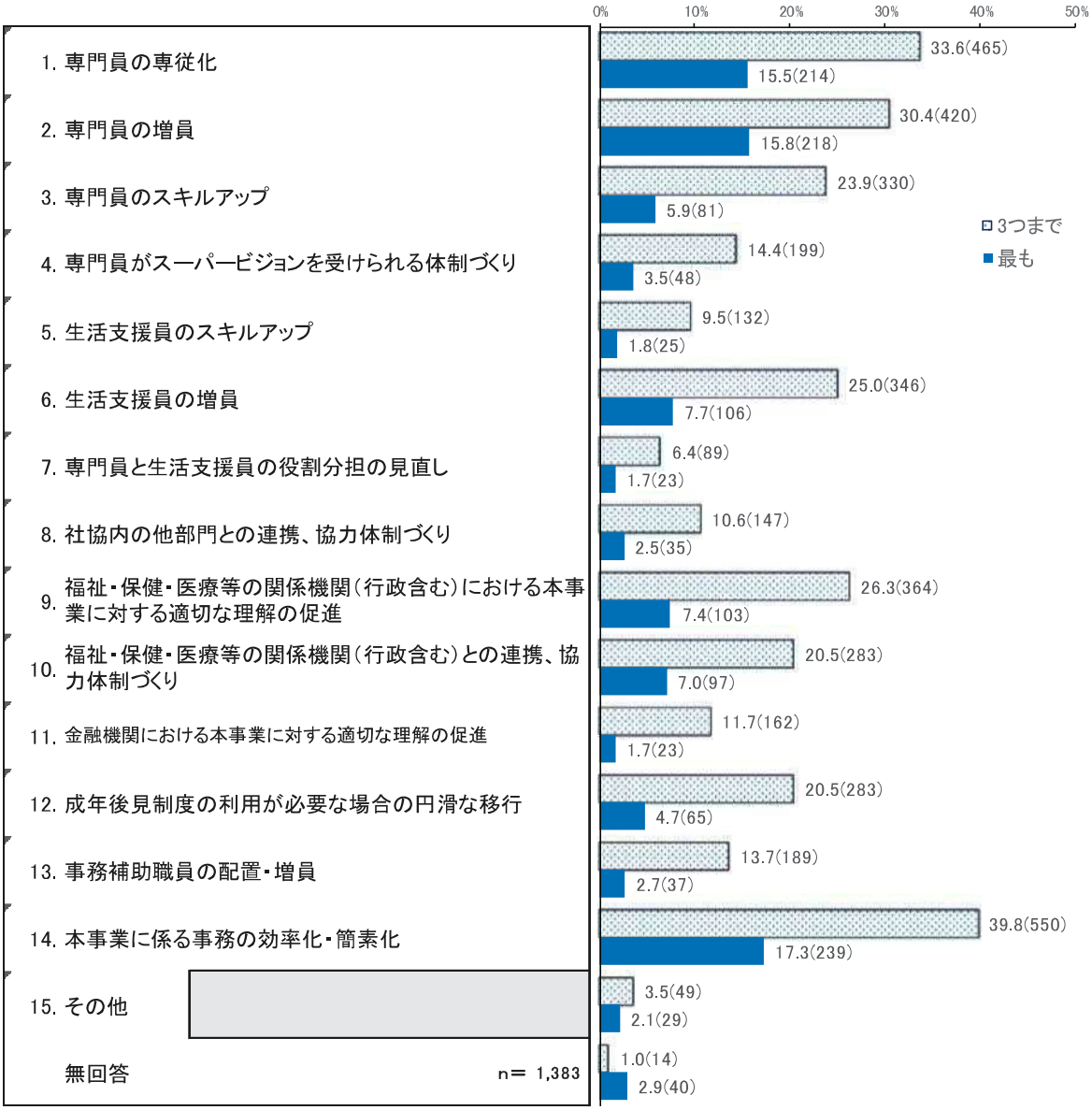

＜その他＞

・単独担当を避け、複数で対処する体制により担当者の精神的負担を軽減する。

・管内の協力社協との連携体制づくり。

・業務管理のシステムソフトの導入。

・市町村運営にこだわらない広域対応、共同運営。

・生活支援員が長く勤務できるように雇用形態の見直し。　　等

３．生活支援員の確保

（1）　生活支援員の確保に関する課題

生活支援員の確保に関しては、全体では 75.4％の社協が「課題がある」と回答した。市区町村別に見ると市・区部で「課題がある」という回答の割合が高くなっているが、町村でも 6 割以上が「課

題がある」と回答した（図表 38,39）。

課題の内容としては、「生活支援員として適性を備えた人材の確保」が最も多く 53.9%、次いで利用者増に応じた生活支援員の増員」40.9%であった（図表 40）。人数の確保も必要とされているが、それ以上に生活支援員として求められる適性を備えた人材を確保することが課題として強く認識されていることがうかがえる。

図表 38：生活支援員の確保に関する課題の有無

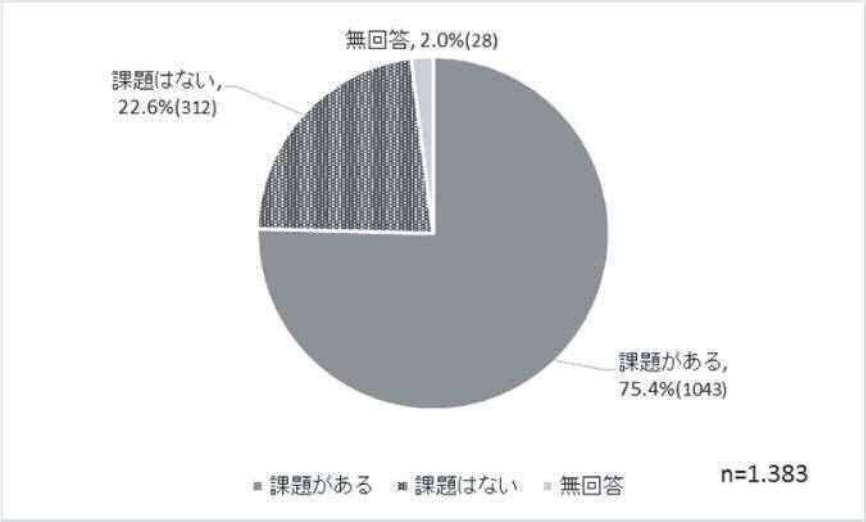

＜その他＞

・生活支援員の高齢化。

・男性支援員が不足している。

・活動可能なエリアに偏りがある。　　等

図表 39：生活支援員の確保に関する課題・クロス集計

		合計	問13生活支援員の確保について課題		
			課題がある	課題はない	無回答
全体		1383	1043	312	28
		100.0	75.4	22.6	2.0
区分	市	701	578	121	2
		100.0	82.5	17.3	0.3
	区	60	33	6	21
		100.0	55.0	10.0	35.0
	町	493	337	153	3
		100.0	68.4	31.0	0.6
	村	85	55	29	1
		100.0	64.7	34.1	1.2
	23区（特別区）	23	19	3	1
		100.0	82.6	13.0	4.3
	都道府県・指定都市	20	20	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	その他	1	1	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
問5権利擁護センター等設置	設置している	342	278	61	3
		100.0	81.3	17.8	0.9
	設置していない	1040	764	251	25
		100.0	73.5	24.1	2.4
問20実利用者数_合計	0～19人	709	493	208	8
		100.0	69.5	29.3	1.1
	20～39人	246	197	47	2
		100.0	80.1	19.1	0.8
	40人以上	428	353	57	18
		100.0	82.5	13.3	4.2

図表 40：生活支援員の確保に関する課題の内容　※2 つまで選択

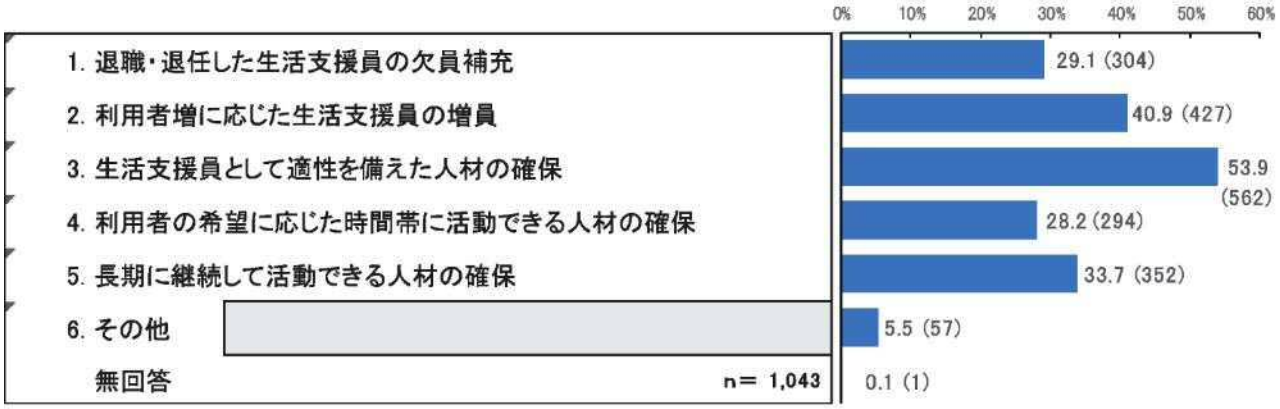

生活支援員の確保が困難な理由としては、「活動に伴う精神的負担が大きい」が 40.0%と最も多く、次いで「社協（専門員）に余裕が無く、生活支援員の確保のための取り組みができない」が 32.5%であった。「活動に対する賃金が低い」18.4%、「活動に伴う時間的負担が大きい」21.3%と比較して活動に伴う精神的な負担が生活支援員の確保の課題となっていることがうかがえる（図表 41）。

また、生活支援員の確保のための取り組みとして必要なこととしては、「本事業の内容や生活支援員の役割・活動に関する PR」が最も多く 48.2%、次いで「活動に対するバックアップ体制の充実」が 47.1%となっており、「賃金の引き上げ」28.7%と比較して高い割合となっており、事業の PR をより一層図るとともに、生活支援員の活動をバックアップし精神的な負担の軽減を図ることの必要性が浮かび上がった（図表 42）。

図表 41：生活支援員の確保が困難な理由　※2 つまで選択

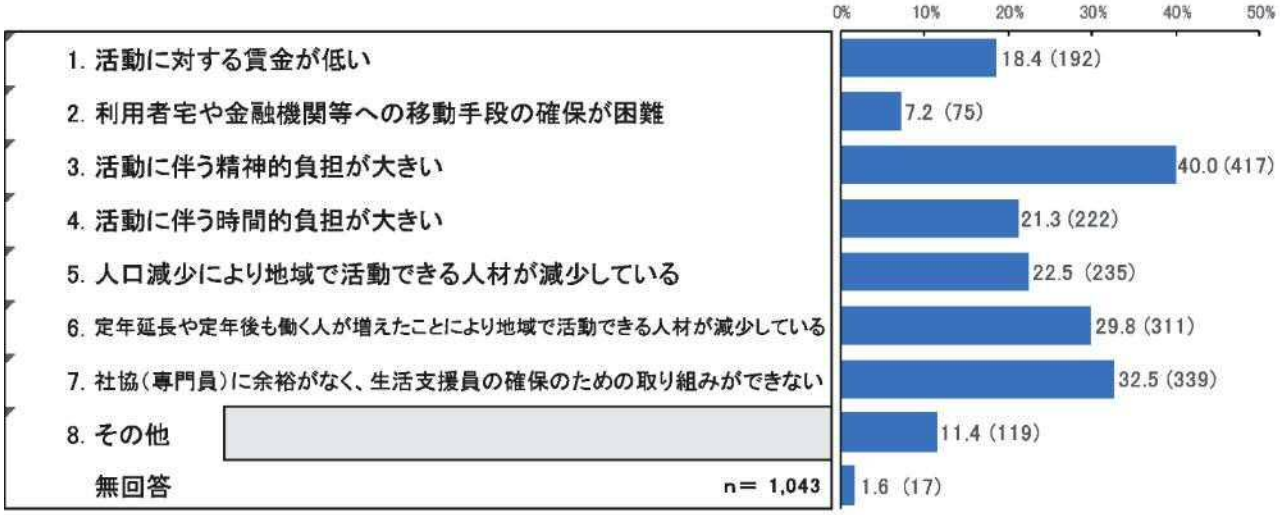

＜その他＞

・財源の確保。

・生活支援員の賃金を利用料で賄えない。

・支援が困難なケースが多く引き受け手がいない。

・活動の時間帯が曜日によって異なるなど不規則であり活動時間も短いため、労働というよりもボランティア的要素が大きい。

・賃金が目的でなく時間にゆとりがあり、生活支援員としての適性を備えた人材を確保することが難しい。　　等

図表 42：生活支援員の確保のための取り組みとして必要なこと　※2 つまで選択

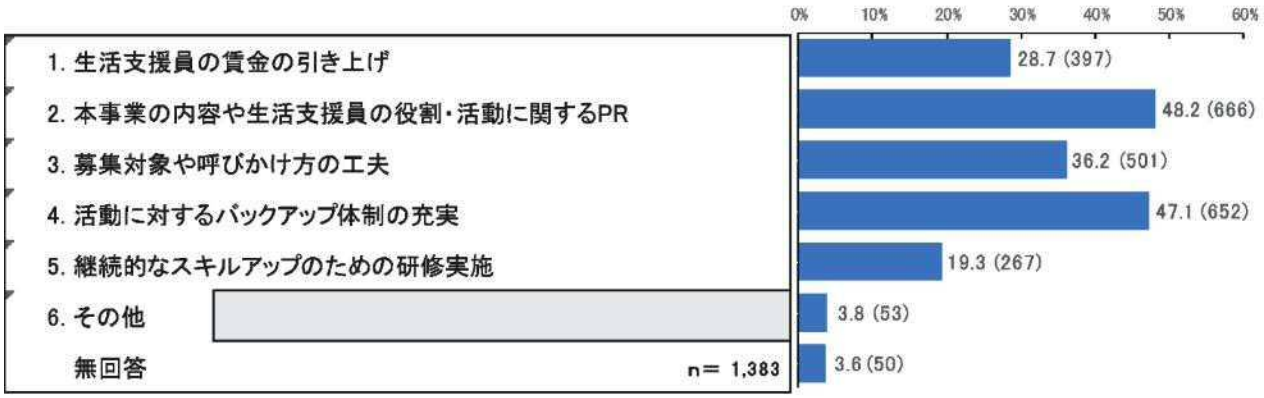

4．成年後見制度との連携

（1）　日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行したケース

平成29年度1年間に本事業から成年後見制度に移行したケースがあるかどうか聞いたところ、「ケースがある」と回答した社協は 43.5%で、平均して1社協当たり 3.2 件であった（図表 43、44）。

なお、利用状況調査では契約終了ケースの解約理由を把握しており、その結果によると平成 30 年 7 月の終了件数 761 件のうち、19.7%（150 件）が成年後見人等が本事業に代わって支援することになったため本事業の契約を終了している。また、件数は 6 件（0.8%）と少ないが、成年後見人等と本事業の契約を締結し支援を継続するケースもある。

本事業から成年後見制度に移行したケースの類型別の件数を聞いたところ、成年後見関係事件申立件数の状況と比較すると、全体では後見が 77.8%、保佐が 16.1%であるのに対して、本事業から成年後見制度に移行したケースでは、後見が 67.5%、保佐が 26.3%となっており、後見類型に至る前の段階で成年後見制度につないでいることが推測される（図表 44）。

成年後見制度につなぐために社協が行った支援としては、「本人の支援に関わる関係機関や行政との調整」が 80.4%と最も高く、次いで「申立人の調整（首長申立てを含む）」49.7%、「申立て書類の作成支援」43.5%となっている（図表 45）。

図表 43：平成 29 年度（1 年間）に本事業から成年後見制度に移行したケースの有無

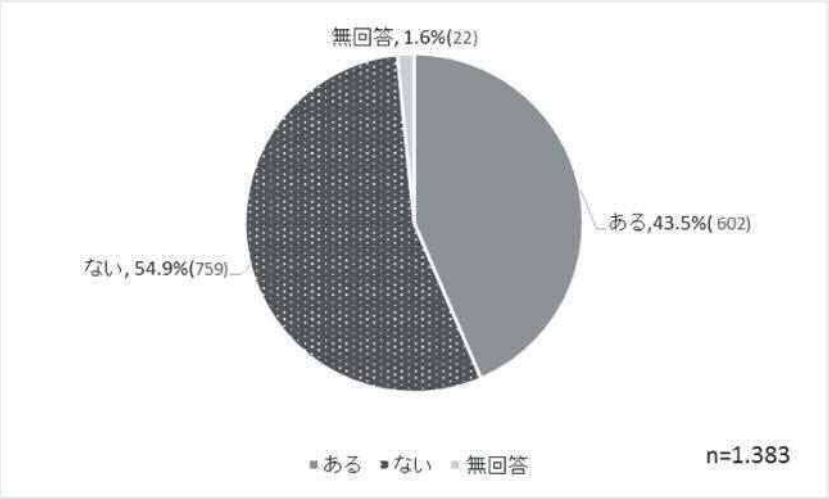

図表 44：本事業から成年後見制度に移行したケースの類型別件数

類型	件数	平均	（参考）成年後見関係事件申立件数（H29）
後見	1,299 件（67.5%）	2.6 件	27,798 件（77.8%）
保佐	506 件（26.3%）	1.8 件	5,758 件（16.1%）
補助	89 件（4.6%）	1.2 件	1,377 件（3.9%）
任意後見	31 件（1.6%）	1.2 件	804 件（2.2%）
合計	1,925 件（100.0%）	3.2 件	35,737 件（100.0%）

図表 45：成年後見制度につなぐために社協が行った支援

※該当するものすべて選択

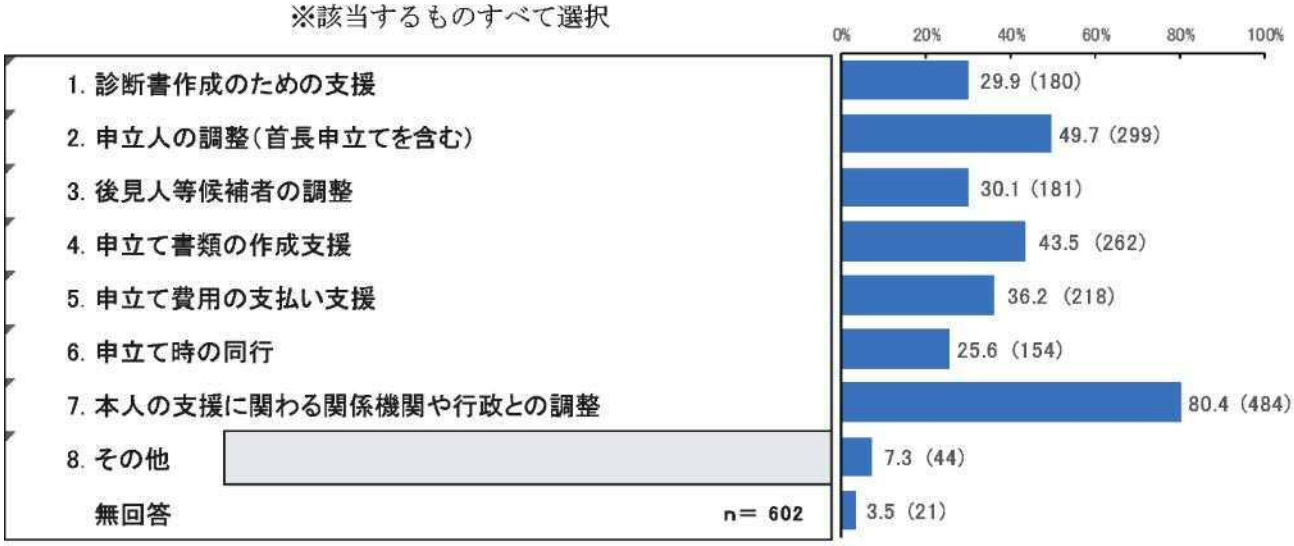

(2) 成年後見制度の利用を検討することになったきっかけ

本事業から成年後見制度につながった利用者について、そのきっかけを聞いたところ、「判断能力が低下してきたため（契約締結判定ガイドラインの基準に従って）」が最も多く 73.9%、次いで「入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要になったため」が 54.3%、「将来にわたって本人の支えとなるキーパーソンが必要だと思われたため」が 52.2%であった（図表 46）。これに対して「不動産の売買などの日常生活上の金銭管理の範疇を超える法律行為が不要となったため」は 27.4%にとどまっており、身上保護の必要性から成年後見制度の利用を検討するケースが多いことがうかがえる。

図表 46：成年後見制度の利用を検討することになったきっかけ

※該当するものすべて選択

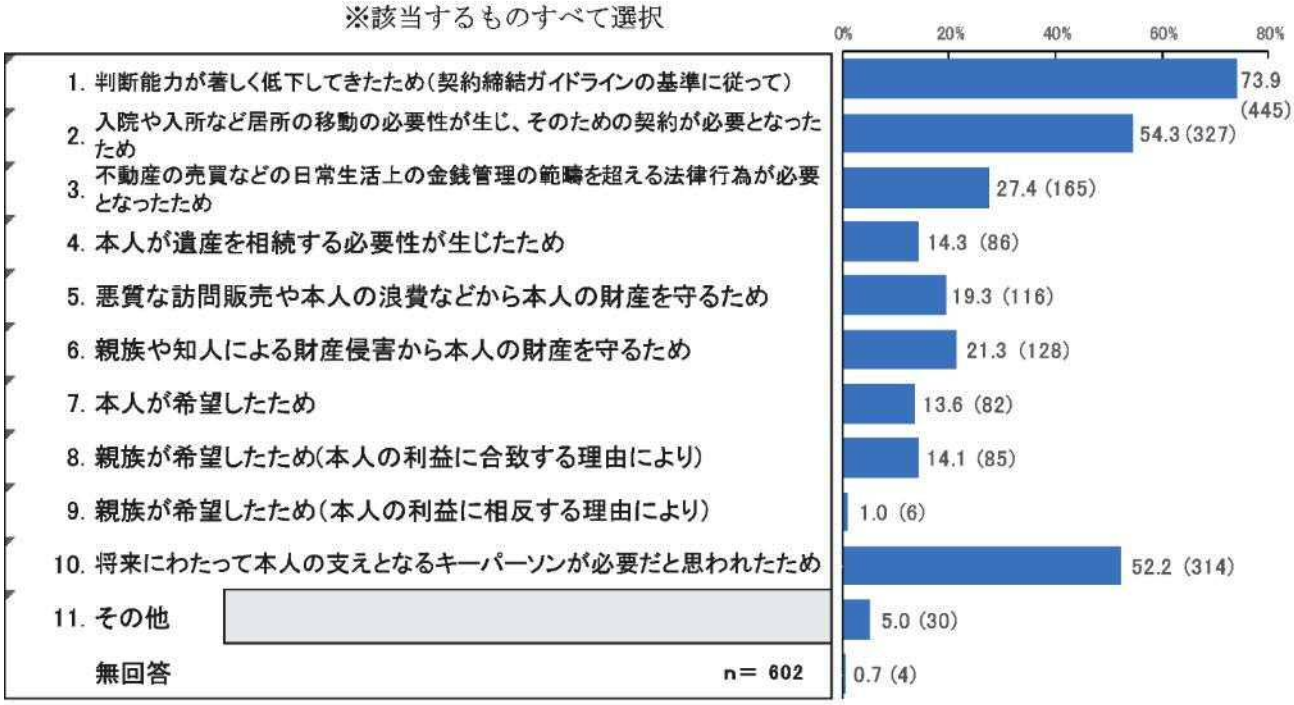

(3)　申立てにつながっていないケース

成年後見制度の利用が適切と社協（専門員）が見立てているが、何らかの事情により申立てにつながっていないケースについて聞いたところ、44.0%の社協が「ケースがある」と回答した。該当ケース数は全体で 2,205 件（1 社協あたり平均 3.6 件）にのぼっている（図表 47）。

申立てにつながっていない理由としては、「市区町村長申立てが必要だが手続きが進まない」が 38.4%と最も多く、次いで「成年後見制度を利用することについて本人の意思決定に時間がかかる」29.7%、「申立人が見つからない」28.9%、「家族が成年後見制度の利用を希望していない」27.6%となっている（図表 48）。本事業の利用者は親族と疎遠であったり関係が悪いなど親族からの支援が得られにくい場合が多いため、成年後見制度への移行のためには市区町村長申立ての手続きが円滑に進むような環境整備が急務である。

また、「申立にかかる経費を負担する資力が無い、または経費負担が大きい」「第三者の成年後見人等に報酬を支払う資力が無い、または経費負担が大きい」もそれぞれ 16.9%、12.2%となっている。本事業の新規契約者の内 43.7%は生活保護受給者（平成 29 年度）であり、月収が 10 万円未満の利用者が半数以上を占める（利用状況調査）ことから、成年後見制度利用支援事業による申立て費用及び報酬の助成など成年後見制度を利用するための経済的な支援体制も充実させていく必要がある。

なお、「本人が成年後見制度の利用を希望していない」場合の理由としては、「成年後見制度を利用するとお金が自由に使えなくなると思っている」、「制度利用の必要性を感じていない」、「日常生活自立支援事業を利用することで生活が安定しており、支援者が変わることに拒否的」、「後見人等へ支払う報酬が本事業の利用料より高額になる」、などが自由回答で寄せられている。

図表 47：成年後見制度の利用が適切と見立てているが申立てにつながっていないケースの有無、件数

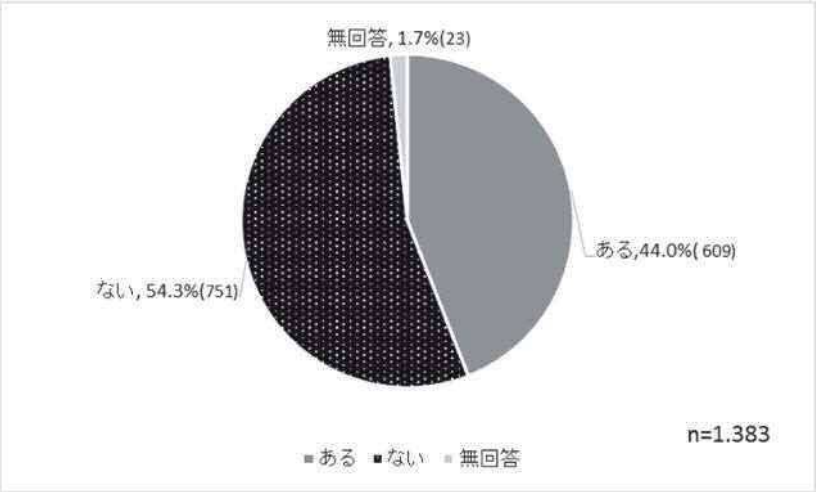

	合計	平均
該当ケース数（H30.9.1時点）	2,205件	3.6件

図表 48：申立てにつながっていない理由　※3 つまで選択

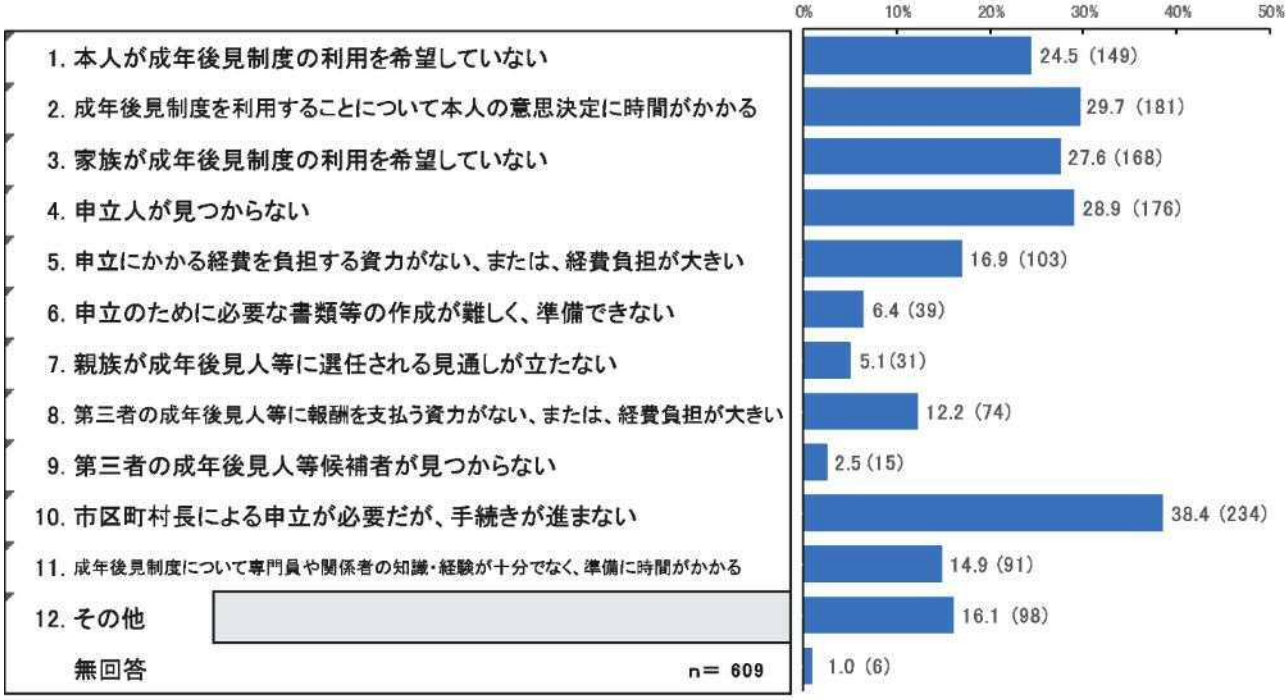

(4)　相談・問合せケースについての成年後見制度利用の検討

本事業の利用に関する相談・問合せを受けた場合に成年後見制度の利用を検討（スクリーニング）しているかどうかを聞いたところ、25.7%の社協が「すべてに実施している」、43.6%が「一部に実施している」と回答しており、約 7 割の社協が初期段階で成年後見制度の利用の可能性を検討し、より適切な制度の利用につなげる取り組みを行っていることが明らかになった（図表 49）。

図表 49：本事業の相談・問合せを受けたときに成年後見制度の利用を検討しているか

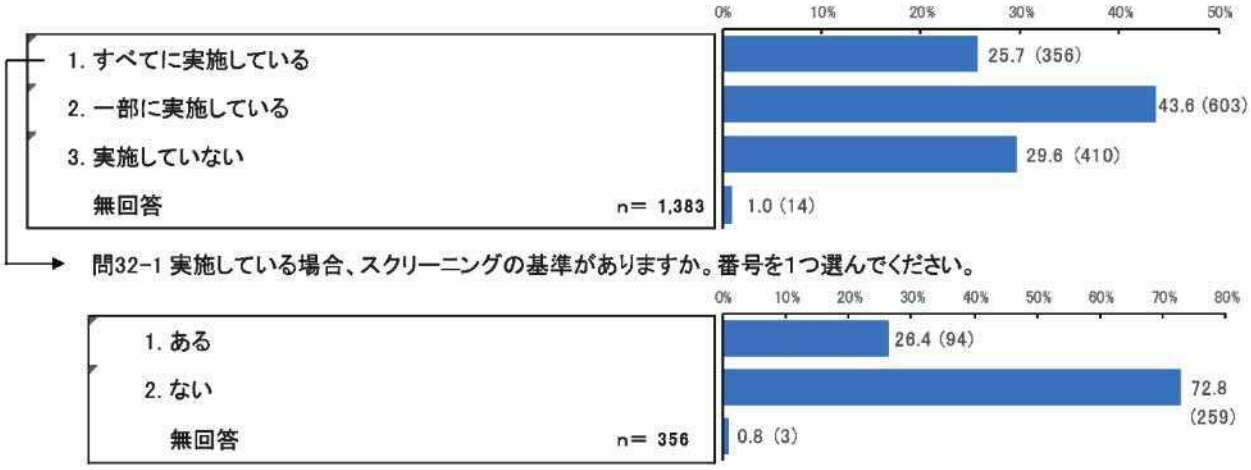

５．事業運営・財源確保

（1）　運営財源、事業収支

本事業の運営財源について、都道府県社協からの委託費と事業経費の収支を聞いたところ、全体で 74.8%の社協がマイナス（赤字）であった。とくに、「市」では 87.7%が収支マイナスと回答している（図表 50）。都道府県社協からの委託費は平均 2,816 千円であるが、「市」が 3,913 千円であるのに対して「町」が 794 千円、「村」が 470 千円と差が大きい（図表 51）。

事業経費の内訳を見ると、人件費が全体の 88.3%となっており、１社協あたりの人件費の平均は 5,035 千円であった（図表 52）。収支不足の場合の補填については、市区町村からの補助・助成がある社協は 26.6%であるのに対して社協の独自財源（利用料収入以外）から繰り入れている社協が 46.7%あった（図表 53）。

図表 50：委託費－事業経費

	合計	収支はマイナス	収支は±0	その他（算出不能等）	無回答
全体	1,302	974	184	67	77
	100.0	74.8	14.1	5.1	5.9
市	701	615	47	30	9
	100.0	87.7	6.7	4.3	1.3
町	493	304	110	28	51
	100.0	61.7	22.3	5.7	10.3
村	85	33	26	9	17
	100.0	38.8	30.6	10.6	20.0
特別区	23	22	1	0	0
	100.0	95.7	4.3	0.0	0.0

都道府県・指定都市・指定都市区・その他を除いたサンプルを集計
上段は実数、下段は%

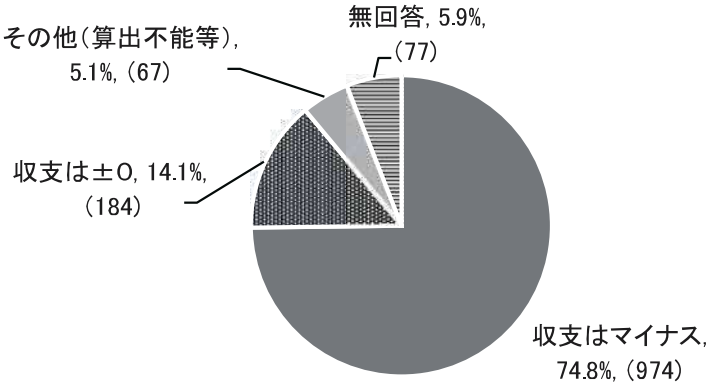

図表 51：都道府県社協からの委託費（平均）

	集計対象数（件）	合計	平均
全体	687	1,934,670	2,816
市	408	1,596,617	3,913
町	238	188,890	794
村	28	13,171	470
特別区	13	135,992	10,461

図表 52：事業経費の内訳

（1）経費の合計値（単位：千円）

	集計対象数（件）	問37人件費	問37事業費	問37事務費	問37租税公課	合計
全体	687	3,459,002	287,007	165,438	7,158	3,918,605
市	408	2,769,241	227,519	124,110	6,154	3,127,024
町	238	387,268	33,761	24,686	530	446,245
村	28	55,674	4,544	3,972	174	64,364
特別区	13	246,819	21,183	12,669	300	280,971

（2）合計値の費目別比率

	集計対象数（件）	問37人件費	問37事業費	問37事務費	問37租税公課	合計
全体	687	88.3%	7.3%	4.2%	0.2%	100%
市	408	88.6%	7.3%	4.0%	0.2%	100%
町	238	86.8%	7.6%	5.5%	0.1%	100%
村	28	86.5%	7.1%	6.2%	0.3%	100%
特別区	13	87.8%	7.5%	4.5%	0.1%	100%

（3）経費の費目別一機関あたりの平均値（単位：千円）

	集計対象数（件）	問37人件費	問37事業費	問37事務費	問37租税公課
全体	687	5,035	418	241	10
市	408	6,787	558	304	15
町	238	1,627	142	104	2
村	28	1,988	162	142	6
特別区	13	18,986	1,629	975	23

図表 53：収支マイナスの場合の補填方法

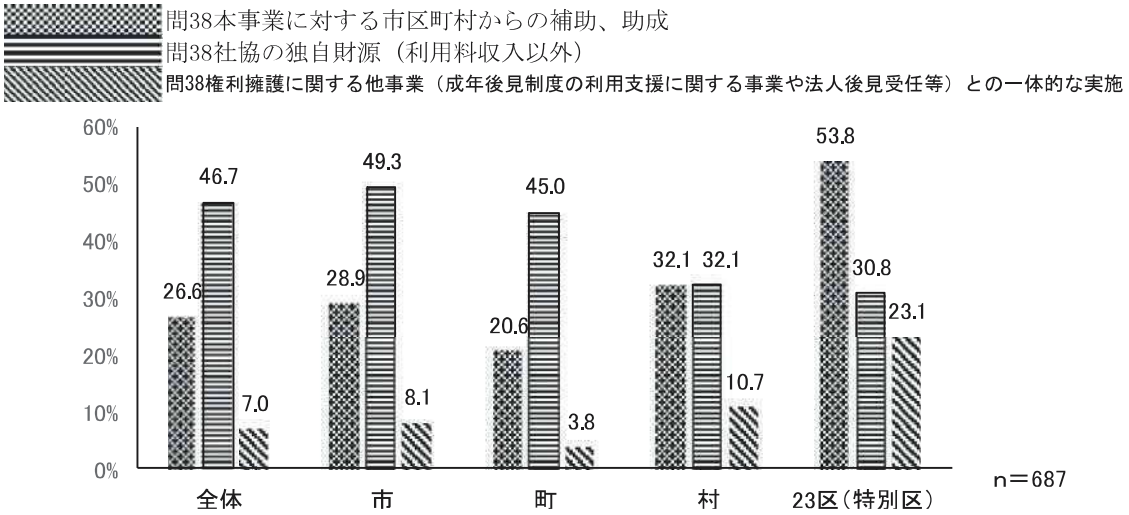

(2)　本事業に対する市区町村行政の関わり

市区町村行政の関わりについては、「本事業の効果や必要性は理解しているが、補助等の具体的な支援はない」が最も多く 64.3%となった。「本事業についてあまり理解していない」も 13.3%あり、今後、成年後見制度利用促進の施策とあわせて本事業への理解を進める必要がある（図表 54）。

「本事業に対して市区町村独自の補助をするなど積極的な支援がある」と回答した社協は 19.9%となっており、具体的には、生活保護受給者以外の生活困窮世帯への利用料補助や人件費の補助を行っている自治体があるほか、権利擁護センターや関連する他事業とあわせて事業費、人件費を補助している例などが見られる。市区町村が独自に補助している理由としては、利用希望者が多く待機者が生じていること、生活保護受給者の利用が多いこと、直営の地域包括支援センターや生活保護課と連携することが多く本事業の重要性を理解してもらっていることなどが挙がっている。地域福祉計画に本事業を重点施策として盛り込み、それに基づいて補助を行っている例もあった。

市区町村行政の本事業への関わりを広げるために必要なこととしては、「成年後見制度利用促進施策との一体的な推進に向けた考え方の整理・提案」が 61.5%、「本事業の効果や必要性についての説明、PR」が 49.5%、「地域福祉計画や成年後見制度利用促進計画への本事業の位置づけ」が 40.9%となっている（図表 55）。

図表 54：本事業に対する市区町村の関わり

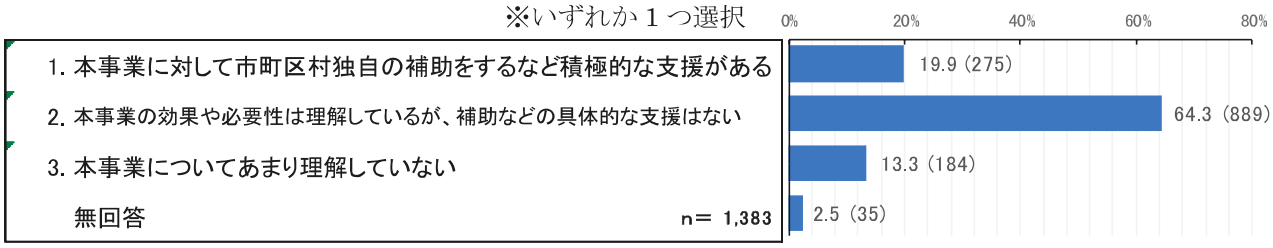

＜市区町村独自の補助の理由と補助対象＞　※主な回答

・利用者数に対して専門員数が不足しているため、市より専門員１名の人件費補助を受けている。
・利用希望者が多く、契約待機者の解消のため人件費補助をしてもらっている。
・県社協の委託費で足りない人件費については市が補助対象としている。
・市の地域福祉計画に重点事業と位置づけられており、主として人件費の補助を受けている。
・生活保護受給者の割合が高いため人件費の補助がある。
・生活保護世帯への支援に関して、保護課の予算の中で補助を受けている。
・住民税非課税世帯など生活保護受給者以外の生活困窮者への利用料補助を行っている。
・生活保護受給者以外の利用者について、支援のための交通費を補助してもらっている。
・利用料を県社協が示す金額より低額にするため、支援員の賃金の補助を行っている。
・他の委託事業により採用した職員が専門員を兼務することを認めてもらっている
・権利擁護センターの業務の一環として事業委託の中で本事業の人件費が認められている。
・本事業を含めた社協全体の人件費、運営費補助のなかに含まれている。
・職員のスキルアップのため、研修参加費の補助をしてもらっている。

図表 55：市区町村の関わりを広げるために必要なこと　※2 つまで選択

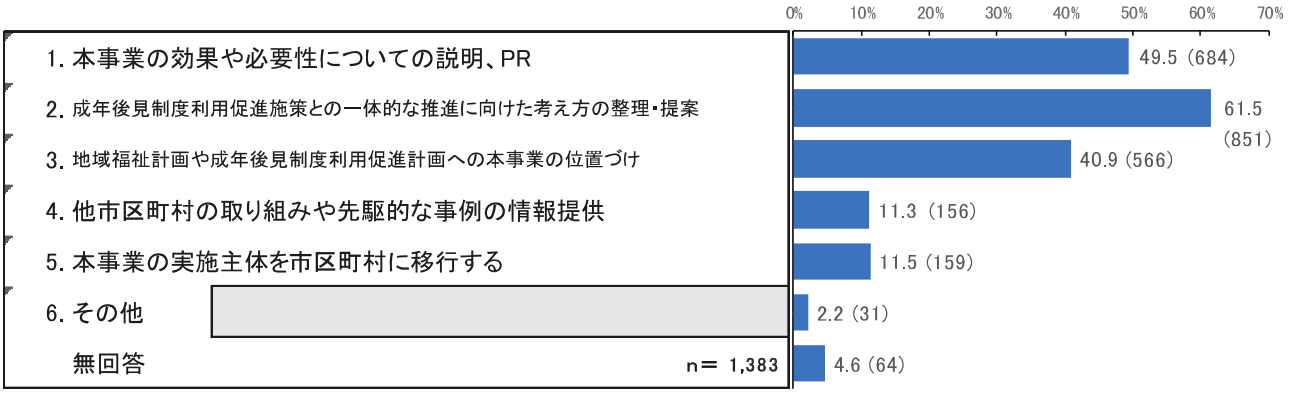

６．業務管理

事業の適正な業務管理のために各社協で実施している取り組みについて聞いたところ、管理職を含む複数職員でのチェックの徹底、他部門によるチェック、専門員同士のチェックなど、様々な形でチェック体制を工夫していることがわかった。近隣社協同士で定期的に相互にチェックを行う方法や法人後見の監査員が本事業の確認も依頼するなど社協外からのチェックも活用されている。また、定例ミーティングなどにより常に情報を共有し、専門員の精神的な負担を軽減するとともに業務を抱え込まないようにすることも重要な取り組みである。

＜業務管理のために工夫していること＞　※主な回答

・通帳、印鑑、払い出し伝票等を別々の場所に保管したうえで、通帳持ち出し、払い出しの際は、他部署の職員も含め、複数名でのチェック体制を確保している。

・支援後は記帳した通帳と援助票の照らし合わせを職員２人で行う。
・保管している金庫の鍵は他部署（総務係）にて管理をしている。
・毎日の終わりに、課長が通帳の持ち出し記録を管理しているファイルを確認して、その日のうちに戻していない通帳と印鑑がないかどうかを確認している。
・必ず複数人でチェックする。一日の終わりに預かり物件が元の状態に戻っているか確認する。また、確認する職員を代えて対応している。現金預かりのチェックはランダムな日程で行う。
・日常生活自立支援事業における内部監査を実施している。事務局長を含む管理者が、すべての通帳残高のほか、実際の預かり物とリストとの突合をそれぞれ年に一度以上行っている。
・数字の照合を行う際に確認しやすい様式を作成し活用している。
・年に２回、近隣市町村社協間で金庫の点検、ケース記録のチェックを行っている。
・法人後見受任事業利用者に対しての金銭管理状況監査時に、監査員に日常生活自立支援事業ケースの検査状況報告書等と保管物を確認していただいている。
・専門員や支援員、各支所の担当者等を対象に、適正な事務等にかかる研修を行っている。
・毎朝、専門員同士でミーティングを行い情報共有や支援の方向性の確認等を行っている。また、所属課長を交えた定例会を毎月実施し、支援内容や事業の進捗状況について情報共有を行い、議事録を事務局長まで回覧し報告している。
・職員が一人でケースを抱え込んだりストレスをため込まないようにスーパービジョンを行っている。

７．本事業の効果、特性

（1）　契約までの過程で専門員が重視していること

利用者との契約にいたるまでの過程において専門員が重視していることを聞いたところ、「今後の生活についての本人の希望の確認、意思決定支援」が最も多く 84.8%、次いで「本人と専門員の信頼関係の構築」58.1%、「支援に関わる他機関との役割分担、調整」が 57.0%となっている（図表56）。

本事業はとくに関係機関からは日常的金銭管理の支援のサービスとして見られることも多いが、専門員は事業本来の目的に沿って、利用者が今後どのような生活を送りたいか、希望を確認し本人の意思決定を支援することをとくに重視していることがうかがえる。

図表 56：本事業の契約に至るまでの過程において専門員が重視していること　※3 つまで選択

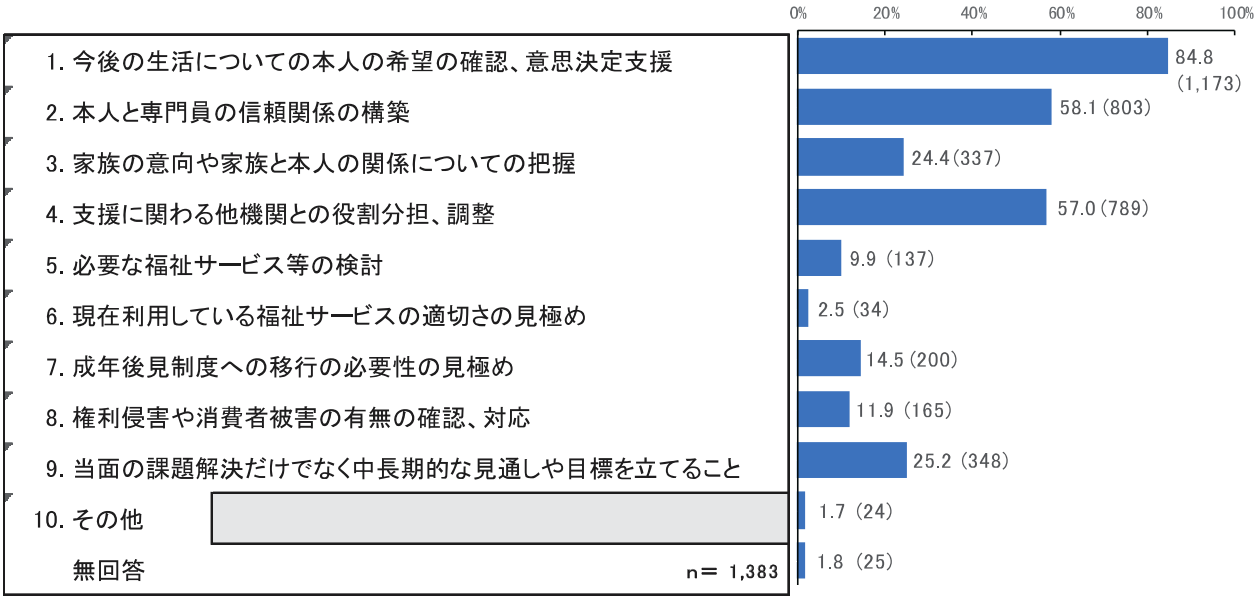

(2)　税金や公共料金、医療費、家賃などの滞納の解消、借金の返済

利用状況調査では、平成 30 年 7 月の新規契約締結者について、契約時点で公共料金等の滞納があったかどうか、またその滞納額を把握しており、その結果、契約者の 31.9%が税金や公共料金、国民健康保険料、医療費、家賃などのなんらかの滞納を抱えていることが明らかになっている（図表 57)。また、契約者の 23.9%がそれらを返済するための毎月の返済計画を専門員と一緒に立てて返済を進めている（図表 58)。平成 27 年度より生活困窮者自立支援法が施行され、任意事業として家計改善支援事業が全国で実施されているが、本事業はこれ以前から家計のやりくりを利用者と一緒に考え、債務の返済も支援し家計を改善して生活の安定を図るための支援をしてきたと言える。

図表 57：新規契約者がこれまで滞納してきた公共料金（平成 30 年度利用状況調査）

◎契約時点で滞納があった人数　284名（契約者全体の31.9%）
◎これまで滞納していた額の小計　112,607,313円
◎内訳（※代表的な項目のみ記載しているため、合計は一致しない）

内容	金額	該当者数	一人当たり平均
電気料金	804,262円	64名	12,567円
水道料金	1,966,059円	44名	44,683円
ガス代	1,042,199円	50名	20,844円
介護保険料	1,298,367円	17名	76,375円
国民健康保険料	1,626,602円	17名	95,682円
生活保護返還金	18,221,048円	33名	552,153円
その他税金(固定資産税・県民税・軽自動車税等)	3,488,668円	27名	129,210円
NHK等(TV)受信料	714,747円	10名	71,475円
カードローン	23,427,653円	43名	544,829円
医療費	1,207,188円	24名	50,300円
入院費	5,318,793円	42名	126,638円
家賃	16,545,608円	70名	236,366円
携帯電話利用料	2,149,099円	43名	49,979円
電話代	878,175円	23名	38,182円
施設利用料	4,425,705円	39名	113,480円
新聞代	117,916円	6名	19,653円
その他	29,383,195円	117名	251,138円

図表 58：新規契約者がこれまで滞納していた公共料金等の毎月の返済計画

◎毎月の返済計画がある利用者数　213名（契約者全体の23.9%）
◎1か月あたりの返済金額合計　5,559,542円
◎内訳（※1か月あたり。代表的な項目のみ記載しているため、合計は一致しない）

内容	金額	該当者数	一人当たり平均
電気料金	194,007円	38名	5,105円
水道料金	122,358円	28名	4,370円
ガス代	142,482円	29名	4,913円
介護保険料	77,313円	12名	6,443円
国民健康保険料	50,790円	8名	6,349円
生活保護返還金	205,271円	26名	7,895円
その他税金(固定資産税・県民税・軽自動車税等)	94,900円	11名	8,627円
NHK等(TV)受信料	46,485円	8名	5,811円
カードローン	531,109円	25名	21,244円
医療費	163,396円	14名	11,671円
入院費	1,123,734円	32名	35,117円
家賃	553,240円	42名	13,172円
携帯電話利用料	213,311円	22名	9,696円
電話代	33,613円	8名	4,202円
施設利用料	885,862円	29名	30,547円
新聞代	14,800円	3名	4,933円
その他	1,056,871円	77名	13,726円

(3)　本事業が果たしている役割や本事業特有の支援の効果（自由回答）

本事業が果たしている役割や本事業特有の支援の効果について自由記述形式で聞いたところ、回答はおおよそ以下の 5 つのカテゴリに分けられた。

①金銭管理支援による生活の安定等

・金銭管理の支援を通して生活基盤の安定や社会生活スキルの習得に寄与している。
・支払いの問題が解決する事で安心して福祉サービスや医療を利用することができている。
・公共料金の滞納解消により生活の安定が図れる。
・本事業の契約をしていることで、滞納金の分割支払いに応じてもらえるケースもある。
・金銭トラブルで親族や友人と悪化していた関係が回復し、交流が再開した。
・利用者が自分で金銭管理できるように家計表を作成したりお金の使い方のアドバイスをすることで家計が安定して生活全般が見直される。
・家族や第三者から金銭の搾取がある場合、本事業により搾取を防ぐ効果がある。
・金銭管理や重要書類の保管など、本人や近しい親族以外なかなか手を付けにくいことを公にサービスとして補完することによって親戚や近隣住民も支援に入りやすくなり特定の支援者への過重な負担を減らすことが出来る。
・本事業で契約していることで、入院・入所がしやすくなるなど身元保証人的な役割も果たしている。

②きめ細かな支援、世帯全体をとらえた支援

・定期的に訪問するので利用者の軽微な変化についても察知することができ、早期対応・連携を図ることができている。
・判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながらきめ細かな支援ができる。
・判断能力が低下した場合にも本人の意思がいかに重要であるかを本事業を通して関係機関に理解を促すきっかけとなっている。
・訪問（支援）回数が多い方など、お会いすることが多くなるため、日常生活自立支援事業が見守りの役割も果たしている。
・複雑化した問題を抱える家庭も増えており、利用者本人以外の家族員の支援が必要になることもある。そうした時に介入のタイミングの見極めや必要な機関へつなぐというような支援も求められつつあるように感じている。

③成年後見制度への橋渡し

・成年後見制度の敷居が高いと感じている住民にも勧めやすい。
・判断能力が一定程度ある段階から関わることで、利用者との関係性を築くことができる。これにより、成年後見制度に移行する場合にも、必要に応じて社協が受任するか、市民後見人に引き継ぐことができる。支援の継続性が確保でき、利用者の負担が軽減される。仮に第三者に成年後見

人等を引き継ぐ場合にも、申立て前の経緯や本人の生活状況等の情報提供をすることができ、後の後見人支援にも繋がる。

・成年後見制度へいずれつながるべきケースを把握し、継続した支援の中でのモニタリングで、必要に応じて最適なタイミングで成年後見制度へつなぐ、権利擁護の支援につながる入口の取り組みとなっている。

④関係機関との連携

・本事業の利用を通して医療・保健・福祉等関係機関の包括的支援体制づくりのための連携ツールにもなっている。

・定期的な訪問を行うことで、利用者の日々の変化への気付き、必要に応じた関係機関への連絡・調整ができる。

・本事業が持つ、成年後見制度へのつなぎも含めた対応は、地域内でのセーフティネットとしてケアマネジャーをはじめとする福祉関係者から絶大な信頼を得ている。他のサービスでは対応できない金銭管理の支援を本事業が実施することで関係者が安心して支援できる。

⑤生活支援員の活動

・本事業の利用者は地域で孤立しているケースが多い。そのような中で、専門職ではなく一人の住民として生活支援員が利用者に関わることができている。

・より利用者に身近な存在である生活支援員が訪問し相談をお聞きすることで、専門員だけでは把握しきれなかったニーズが顕在化することがある。生活支援員が一生懸命築いてくださった信頼関係によるものであり、非常に重要な役割を担っている。

・同じ地域に住む生活支援員との定期的な関わりも、人との関わりが希薄になりがちな利用者にとって大切な役割を担っており、そこから感じる安心感も本事業特有の支援の効果の一つ。

・生活支援員が権利擁護支援に関わることで地域住民への啓発にもなっている。

⑥行政（地方財政）にとってのメリット

・本事業が生活保護世帯の生活の基盤づくりに貢献し、家計の改善により保護受給廃止になるケースもある。

・滞納税金の解消や、生活保護返還金の返還、県立病院の医療費滞納の解消等、本事業が支援することで行政に財政的メリットが大きい。

・成年後見制度の利用に関する相談や支援も含めて権利擁護に関する総合的な相談窓口になっており、市町村行政を経由して寄せられる相談も多い。

Ⅲ　今後の事業の方向性と取り組み課題

実態調査等の結果を踏まえ、地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会」において協議し、本事業の取り組み課題や検討の方向性を以下の通り整理した。

１．日常生活自立支援事業が果たしている役割、今後の事業の方向性

（1）　本事業が果たしている役割

実態調査等の結果を踏まえ、本事業が以下のような役割を果たしていることを改めて確認するとともに、今後の事業展開においてこれらの役割をさらに強化していく必要がある。

①本人の意思決定を支援する役割

○本事業がスタートした平成 11 年当時と比較すると、介護保険法に基づく地域包括支援センターや障害者自立支援法に基づく基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など、福祉サービスの利用支援を含めて生活全体のコーディネートを行う相談支援機関が増えている。

○そうしたなかで、関係機関からは、他の事業では実施しづらい金銭管理サービスへの期待が大きくなりがちである。しかし、本事業は単に金銭管理サービスを行う事業ではなく、判断能力が不十分な人であっても、自己決定に基づく適切な権利の行使ができるよう、意思決定を支援する事業である。

○また、本事業において「代理」による援助の範囲を限定していることは、障害者権利条約の趣旨を踏まえた代行決定から支援付き意思決定への転換の方向性とも重なり合うものである。改めてその意味を確認し、このことを本事業の「強み」の一つと捉えて、一人ひとりに寄り添う支援を今後も実践していく必要がある。

②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割

○福祉サービス利用援助や金銭管理の支援を必要としている人は、身近な人から権利侵害を受けていたり利用者本人だけでなく世帯全体が複合的な生活課題を抱えている場合がある。

○こうした事例に専門員や生活支援員が関わることで、第三者からの権利侵害を防いだり、消費者被害の解決や防止の効果が期待できる。また、税金や国民健康保険料、公共料金等の滞納やその他負債がある場合、適切な金銭管理を支援することで家計が改善され、生活全体の安定化が図られる。

○また、本事業は契約に基づいてサービスを提供するもので、支援対象は契約者本人であるが、本人の家族に関しても、本事業での関わりを通じて支援を必要としている状況を発見した場合には専門機関につなぐことができる。

○サービス提供事業所が適切にサービスを提供しているかの確認や適切な利用料かの確認も含めた、金銭面からのチェック機能も期待されている。

③成年後見制度等の権利擁護支援への入り口としての役割

○本事業では、判断能力の低下が少ない段階で、主に金銭管理の不安等から関わりが始まっており、その後の認知能力の低下等に備え、権利擁護支援の入り口として役割を発揮している。

○成年後見制度の利用促進に関しては、本事業の利用申し込み段階での相談・アセスメントにおいて、本事業と成年後見制度双方の特徴や長所・短所を丁寧に説明し、適切な選択を促すことができる。契約後も、本事業で定期的に訪問支援することにより、本人の判断能力の低下や生活環境の変化等に気づき、成年後見制度の利用が必要になったときに迅速につなげることができる。

○また、判断能力の低下が少ない段階で本事業が関わり始めることで、成年後見制度に移行した後も、支援を通じて本人の意思や選好、これまでの暮らしなどを把握し、意思決定支援に資することができる。

○成年後見制度に比べて利用手続きが簡単で費用が低額に抑えられており、本人の意思で解約も可能であるなど比較的に簡易に利用開始できることも本事業の特徴である。まずは本事業の利用を通じて支援者との関わりに慣れ、支援の有効性やメリットを感じてもらうことで、成年後見制度を含む様々な権利擁護支援に円滑につながることが期待される。

④地域のネットワークをつくる役割

○地域で孤立しがちな利用者に対して、市民の感覚を持った生活支援員が関わることで、地域社会との関係を維持・回復することが期待できる。

○様々な関係機関やインフォーマルな社会資源と連携して支援を行うとともに、地域の関係機関に対して本人の意思決定支援や権利擁護の視点を働きかけることを通じて、権利擁護支援のためのネットワークづくりを進める。

(2)　事業の今後の方向性

本事業の今後の展開においては、（1）で整理した「本事業が果たしている役割」を今後も一層強化・推進し、支援の質を維持、向上させていく必要がある。

加えて、地域福祉や成年後見制度に関する政策動向を踏まえ、本事業が今後も継続的に役割を発揮していくためには、以下のような観点から事業の方向性を考えていく必要がある。

①成年後見制度の利用促進と本事業を一体的に展開することにより、地域における総合的な権利擁護体制を構築する。そのために、権利擁護センター等の設置及び中核機関の受託を推進する。

○判断能力が不十分な人の地域での暮らしを支えるためには、本事業と成年後見制度のそれぞれの特性を生かし、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供することが必要である。

○本事業と成年後見制度の連続性を高め、一体的に展開することにより、一人ひとりの状況に応じて適切な制度利用を選択できるようにするとともに、関係機関や地域の住民、インフォーマルな活動も含むネットワークをつくり、総合的な権利擁護体制を構築することが求められる。

○平成 30 年 3 月に全社協・地域福祉推進委員会がとりまとめた「社協における成年後見制度利用促

進への取り組みに関する基本的方策」に基づき、社協として権利擁護センター等の設置、中核機関の受託や地域連携ネットワークへの参画、市町村における計画策定への参画を推進することが必要である。

②各市町村において、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の中に権利擁護の課題への取り組みを位置付け、体制整備を推進する。

○対象者別・分野別の縦割りの制度では対応が難しい複合的な生活課題が広がっていることなどを背景に、平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制づくり（①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制、③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制）に努める旨を規定した。

○国の「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、2020 年代初頭には包括的な支援体制を全国展開することとされており、今後、各市町村において体制整備が進むことが予測される。

○一人ひとりの尊厳が守られ権利が保障されることは、地域共生社会の土台となる普遍的な理念である。そのため、包括的支援体制の構想の中に権利擁護の課題への取り組みを位置付ける必要がある。地域福祉計画の策定・改定等を通じて権利擁護を土台とした包括的支援体制のあり方を議論し、市町村が中心となって体制整備を進める必要がある。

③市町村が主体となって日常生活自立支援事業を実施していくことを含め、事業実施主体のあり方について検討を行う。

○成年後見制度利用促進や地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備は市町村が中心となって推進することから、これらの動きと一体的に展開するため、本事業の実施について、市町村が主体となることも含め、実施主体のあり方について検討を行う必要がある。

○その場合にも、広域自治体である都道府県の役割は引き続き重要であり、従事者の人材育成やネットワーク化、専門職によるバックアップ体制の整備等を通じた事業の質の確保、町村部で単独での事業実施が難しい地域への支援等を行うことが求められる。

２．専門員の体制について

- 専門員の多忙により利用待機者が生じているほか、広報やニーズの掘り起し、モニタリングの実施、生活支援員の育成・活動支援等に影響を及ぼしていることから、各地域のニーズに応じた体制強化が必要。
- 専門性を高めるとともにバーンアウトを防ぐため、専門員に対するスーパービジョンの体制確保が必要。

（1）　専門員の体制強化

①ニーズに応じた配置の充実

○実態調査の結果から、都市部を中心に専門員の体制不足が広く課題となっていることが確認された。またそのことにより利用待機者が生じているほか、積極的な広報やニーズの掘り起こし、モニタリングの実施、生活支援員の活動支援や育成等に影響を及ぼしていることが明らかになった。

○利用待機者については、実態調査で 2 種類の定義を設定してこれに合致するケース数を聞いたところ、合わせて全国で約 2,600 件あり、本人によらない社協側の事情でサービスの利用開始までに時間がかかる状況が生じている。

○本事業の利用希望者は、経済的な侵害を受けていたり何度も消費者被害に遭うなど、非常に危機的な状況に陥っている場合が少なくない。本事業の利用を希望しても待機を余儀なくされる状況があるということは本人の権利擁護の観点から大きな課題である。

○今後、各地域のニーズに応じて専門員の体制を強化することが必要であるが、少なくとも初回相談をできるだけ早期に実施してリスクを見極め、緊急性に応じて必要な福祉サービスの利用等につなげる手立てを講じるようにしていくべきである。

○あわせて、自らは支援を求めることが難しいという利用対象者の特性から、ニーズ把握のためのアウトリーチが不可欠である。しかし、それにもかかわらず専門員の多忙により十分なアウトリーチが実施できていないという状態も見過ごせない課題である。

○また、本事業の利用対象者は本人自身が支援の必要性を認識していない場合も多く、本人が同意して契約に至るまで時間をかけて粘り強く働き掛ける必要がある。支援が始まってからも、臨時の訪問要請、電話や来所による頻繁な訴えがあり、専門的な対応が必要で生活支援員に任せられないケース、本人の死亡に伴う解約後の事務など、新規契約件数や実利用者数だけでは測れない様々な業務が専門員をより多忙にしていることが実態調査を通じて明らかになった。

○こうした状況のなか、各地域の状況に応じた専門員の体制強化が急務である。そのためには、各地域での本事業の需要量の見込みとそれに対して必要な体制を具体的に示し、公費負担を求めていく必要がある。

○本事業の需要量把握については、成年後見制度利用促進にかかる市町村計画策定の際に成年後見制度の利用ニーズとあわせて潜在的な利用対象数を調査することも考えられる。

○あわせて、本事業の利用により、税金や国民健康保険料、公共料金等の滞納の解消につながるこ

となど、市町村の財政上の効果を示し、公費負担を求めていくことも考えられる。

【日常生活自立支援事業のニーズ調査：横須賀市社会福祉協議会（神奈川県）】

- 横須賀市社協では、契約者数に見合った専門員の数を配置できる委託料が得られず、実施体制が課題となり、利用待機者が生じていたことから、契約締結審査会の助言を得て本事業のニーズ調査を実施した。
- 地域包括支援センターや病院、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員等を対象にアンケート調査を行い、本事業の潜在的利用対象者数や本事業に対する意見等を聞いた。
- 調査を踏まえ、事業の実施体制整備に必要な財政支援を市に要望していくこととしている。

【成年後見制度利用促進計画策定に際して日常生活自立支援事業に関する部会を設置：尾張東部成年後見センター（愛知県）】

- 尾張東部成年後見センターは、尾張東部地区（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）の委託を受けて運営されている。
- 6 市町では、現在、広域での利用促進計画策定に向け、策定委員会を設置して検討を進めている。検討にあたって 4 つの部会を設けており、その一つとして「日常生活自立支援事業ミーティング」がある。
- これは、日常生活自立支援事業も権利擁護支援において重要な役割を果たしているという認識に立ち、事業を支えていくための課題整理が必要であるという視点からのものである。
- この部会では、6 市町の社協で本事業を担当する職員、市町行政の職員が参加し、それぞれの地域での事業運営や利用者の状況について情報交換したほか、本事業の利用者で成年後見制度への移行が適切と思われる事例を取り上げて事例検討も行っている。

【税金未納分の返納、国保医療費の抑制に貢献していることを理由に村独自補助を実施：南箕輪村社協（長野県）】

- 南箕輪村社協では、平成 19 年度から村単独で日常生活自立支援事業を受託実施しているが兼務の専門員一人体制では業務が追い付かなかったため、村に対して職員増を予算要望した。
- 村行政が抱えていた、金銭搾取や詐欺被害防止、収入に見合わないお金の使い過ぎ等の金銭管理に関する相談に社協が対応し支援してきたことのほか、本事業を利用することで利用者の税金未納金が数百万円単位で村に返納された実績、精神障害で入退院を繰り返していた住民がほとんど入院しなくなったことにより国保の保険料が数百万円単位で抑制された実績などが認められ、正規職員の 1 名増につながった。

②専門員の複数配置、チーム体制

○体制強化としては、専任の専門員を増やすことが望ましいものの、現実には財源確保が大きな課題となる。近年、基幹的社協方式から全市町村実施方式への転換が進み、約 7 割の都道府県で全市町村実施方式がとられているが、転換と同時に 1 社協当たりの委託費が小さくなり、専任での専門員配置がますます難しくなっている。

○こうした状況を踏まえ、まず取り組むべき体制強化として、兼務であっても専門員を複数配置することや、社協内の他の相談支援事業とも連携してチームで対応できる体制をつくっていくことが考えられる。

○専門員の兼務状況を見ると、法人後見業務や生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付事業等、利用対象者が重なり合っていたり相互に関連が深い相談支援事業との兼務も多い。社協の中には、こうした相談支援事業の窓口を一本化し、住民からの相談をワンストップで受けられるよう、総合的な相談センター等を設置する事例も見られる。

○また、中核機関を受託している社協では、相当人口規模の大きい自治体以外、中核機関の業務と日常生活自立支援事業を職員が兼任する例が多いと考えられる。中核機関を受託するにあたっては、新たに求められる業務に応じて必要な人員を十分確保するよう行政と協議することが基本であるが、例えば相談受付やケース会議、担当職員の育成など、本事業と成年後見制度利用促進を一体的に実施することが効率的かつ効果的な支援にも有効であると考えられる。

【複数の相談事業が連携して窓口を一本化：山形市社協（山形県）】

- 山形市社協では、成年後見センターとしての相談窓口を有するとともに、法人後見事業、日常生活自立支援事業を一体的に対応している。
- また、生活困窮者自立相談支援事業、地域包括支援センター（２箇所）、障がい者相談支援事業、「福祉まるごと相談」の各事業を市から受託し、その窓口を一箇所に配置することで、市民の利便性を図っている。
- 複数の相談事業の担当職員が同じ部屋に配置されていることで、お互いに相談しやすい雰囲気が作られている。また、様々な職員が参加可能な勉強会などの取り組みが行われて、スキルアップにもつながっている。

(2)　専門員のバックアップ体制

①スーパービジョン体制

○実態調査を通じて、専門員の業務負担の要因として、利用者数の増加だけでなく、知的障害者・精神障害者の割合が増えたことなどにより支援内容にも変化が生じていることが浮き彫りになった。担当生活支援員がおらず、専門員が直接支援しているケースが実利用者の約 18%にのぼっていることからも、関わり方や支援が難しいケースが増えている状況がうかがえる。

○また、専門員が負担を感じる業務内容として、とくに精神障害者への支援では「頻繁な訴えがあ

る利用者への対応」が多く選択されている。収入に見合わない支出や依存症（アルコール、薬物、ギャンブル、買い物等）の課題を抱える利用者の場合、例えば金銭管理の問題をめぐって、支援計画と本人の要望に乖離が生じることもしばしば見られる。こうしたケースでは専門員が援助関係の構築に非常に苦慮しており、バーンアウトが懸念される。

○このような状況を踏まえ、専門員が一人でケースを抱え込まないよう、上述のようにチームで対応できる体制を整えるほか、利用者との関係や支援内容、関わり方を振り返り、助言を得られるようなスーパービジョンの体制を確保する必要がある。

○各社協で内部あるいは外部からスーパーバイザーを確保するほか、他の相談支援事業の担当者とともにグループスーパービジョンを行う方法、個々の社協だけでは難しい場合には、近隣やブロックなどの圏域で複数の社協が集まって定期的な事例検討を行い専門家のスーパービジョンを受ける取り組みなども考えられる。

②法律や医療の専門職等から助言を得る体制

○本事業では、債務整理や相続、死後事務、成年後見制度利用等の法的な専門知識が求められる場面が多くあるが、すべての専門員がこうした法的専門知識に習熟することは難しい。また、精神障害者等の利用も増えつつあるなか、利用者を理解し、援助関係を構築する上で、医療の観点からの専門的な助言も重要である。

○都道府県・指定都市社協の契約締結審査会の委員等の協力により助言を行う体制を整えたり、専門職団体との連携により、都道府県内のブロックごとに担当制を敷いている地域もあり、専門員が日常的に相談でき、迅速に助言が得られるような体制が必要とされている。

○さらに、今後、各市町村に中核機関が設置され、専門職を含む地域連携ネットワークの構築が進むことから、これを活用して専門員が助言を得られるような体制をつくっていくべきである。また、法律専門職との連携に関しては、本事業の利用者は生活が困窮している場合も多いことから、法テラス（司法支援センター）との連携も重要である。

○死亡による契約終了の増加に伴い負担が拡大している利用者の死後の事務に関しては、対応の基本的な考え方やポイントを整理して示すことも必要である。

③社協内の支援体制

○社協内での他部門との連携や協力体制が専門員のバックアップとして重要であるが、現状では、専門員が社協の中で相談相手がいなかったり他の担当者に事業内容がよく理解されていないといった課題が指摘されている。事務局内で専門員を孤立させず、事務局全体でこの事業を推進する体制が必要である。

○実態調査の回答の中に見られた工夫としては、他部門の職員に対して本事業の内容を周知したり利用者について情報共有するだけでも協力する意識が高まり、専門員の不在時の利用者からの連絡対応がスムーズになるなど、精神的にも専門員のバックアップになっていることが挙げられていた。

○近年、社協への配置が増えている地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等との連携も重要である。これらの職員は個別支援と地域支援を一体的に実施する役割を持っている。そのため、例えば本事業の利用者が住んでいる地域で近隣住民が障害について理解できるような講座を開催したり、利用者を住民の見守り活動やふれあい・いきいきサロンにつなげるなど、本人を支える地域のネットワークを広げることで利用者の支援の質を高めるとともに専門員への負担の集中を防ぐ効果が期待できる。

○また、適切な業務管理の観点からは、内部牽制のため、総務・経理部門との連携も重要になる。

④専門員の育成

○判断能力が不十分な人を支援するうえで、専門員には高度な倫理観や困難事例にも対応できる高い援助技術が求められている。あわせて、福祉分野の制度だけでなく成年後見制度などに関する法的な知識も習得する必要があり、専門員の育成には一定の期間が必要である。

○一方で、現状では約半数の専門員が経験年数 3 年未満で、兼任の専門員が約 7 割を占め、専任の専門員は有期雇用の非常勤職員が半数以上となっている。それぞれの市区町村社協における取り組みだけでは、専門員として必要な知識・技術の伝承、OJT を通じた育成が難しい場合があると考えられる。

○本事業の従事者研修は都道府県・指定都市社協が中心となって実施しており、上述のような専門員の状況を踏まえて、都道府県・指定都市社協における研修を一層充実させることが重要である。

○とくに本事業では、世帯全体で複合的な課題を抱えるケースや支援に拒否的なケースなどいわゆる困難事例に対応することが多くあるため、具体的な事例に即してアセスメントや利用者との関係づくり、支援方法等を学ぶ事例検討形式の研修が有効である。

○なお、全社協が国庫補助（福祉基礎研修事業）を受けて実施している「専門員実践力強化研修Ⅱ」では、職場内や近隣社協との学習会、都道府県・指定都市単位での研修等様々な場面で活用できる事例検討の方法（事例作成、進め方のポイント等）の習得を目的としたプログラムを盛り込んでいる。今後、本プログラムを元に事例検討の方法を示した手引書等を作成するなど、各地域における事例検討の実施を推進していく必要がある。

○また、本事業の中核となる意思決定支援の理念やそのためのスキルの習得も重要である。

【職場内での定例事例検討会：大村市社協（長崎県）】

- 大村市社協では、定期的に時間を決めて事例検討会を開催している。社協内の各部門の職員、他機関の担当者が参加していただいており、市内の困難事例の検討の場にもなっている。検討会の場の確保や参加の依頼を含めた連絡調整を社会福祉協議会にて行っている。
- 検討する事例は、緊急で依頼のあった事例、各部門から提出事例で、あまり事例提供者の負担を大きくしないよう、資料は事例の概要を記載した最小限のものにし、ホワイトボードを活用してその場で情報を整理しながら検討を行っている。

【ブロックごとの事例検討会：神奈川県社協】

- 神奈川県社協では、専門員が事例検討の手法を学ぶことと併せ、専門員の経験や社会資源情報の共有をねらいとし、県内を５ブロックに分けた「専門員ブロック会議」を開催し、事例検討を行っている。
- また、従来より、「個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス（事例検討）」の普及に向けて、ハンドブックの作成等に取り組んでいる。
- 「専門員ブロック会議」では、社協全体での「個別支援と地域支援の一体的な展開」をねらいとして、市町村社協部会「相談援助事例検討会」と合同で開催し、専門員だけでなく、CSW、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、VC 職等を担当する職員の参加を募り、担当部門を超えた事例検討の機会としている。

３．関係機関との連携、役割分担

- **関係機関に本事業の目的や支援対象、内容等を適切に理解してもらうための取り組みが必要。**
- **関係機関等とともにケース検討会議を開くなどして支援方針や役割分担、連携について確認することが重要。**

①本事業の目的等の理解促進

○事業開始以来、本事業の利用は、本人や家族からではなく福祉・保健・医療等の関係機関からの相談で契約につながるケースが多く、契約後の支援においてもこれらの関係機関との連携や役割分担が不可欠である。

○しかし現状では、本人の希望の有無にかかわらず、関係機関から本事業に「押し付け」られて専門員が苦慮するケースや、金銭に関する支援が必要なケースはすべて専門員に「丸投げ」されてしまうなど、連携をめぐる様々な課題が生じている。実態調査においても、専門員の業務負担軽減策として、関係機関における本事業の理解促進や連携の必要性が浮き彫りになった。

○こうした状況を踏まえ、より効果的な連携に向けた取り組みとして、まずは本事業の目的や支援対象者、支援の範囲などを他機関に適切に理解してもらうことが必要である。とくに本事業が金銭管理だけを目的とした事業ではなく、意思決定を支援する事業であることについて継続的に理解を求めていく必要がある。

○例えば利用者用とは別に、関係機関に向けたパンフレットを作成したり、その内容について関係機関の職員研修会で説明を行うなどして理解を広げることが有効である。またこうした取り組みは潜在的なニーズの掘り起こしにもつながる。

②ケース検討会を通じて目標や支援方針を共有

○具体的な個別支援にあたっては、必要に応じて関係者・本人・家族等の参加を得てケース検討を行い、目標や支援方針の共有、支援にあたっている関係機関の役割分担や協力の内容・方法等を

確認することが重要である。

○本事業が中心となってケース検討会議を呼びかけるほか、地域ケア会議や個別支援会議、支援調整会議（生活困窮者自立支援）などに参加してケース検討を行うことも積極的に進める必要がある。

○その際、本事業が本人の意思決定を支援する事業であり、金銭管理だけを目的とした事業ではないことなど、本事業の立ち位置や役割を明確に説明するとともに、支援方針や当面のゴールを本人も含めて関係者全員が共有することが重要である。このことにより、支援者同士の「押し付け」や「丸投げ」を防ぎ、実効性ある連携を生み出すことができる。

○本事業は、例えば介護保険による訪問介護などと比べると援助の範囲が柔軟で、一人ひとりの状況に応じてきめ細かな支援が可能である反面、「どこまでが役割なのか」という専門員の迷いも生じやすい。

○本事業の性格上、一律に援助の範囲を決めることは難しく、また決めることによる弊害も大きいと思われるが、利用者の意思決定を支援し権利を擁護することが本来の役割であることについて関係機関の理解を求め、本事業だけで抱え込むことのないよう、利用者のための連携を進めることが重要である。

○こうした多機関・多職種の連携は、本事業のみならず地域全体の課題でもある。地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するなかで、行政や関係機関がともに取り組んでいくことが求められる。また、社会福祉法人・福祉施設による公益的取り組みとして、権利擁護に関する事業・活動の実施、参加・協力を呼びかけることも有効である。

【関係者に向けたパンフレット、情報提供シートの作成：静岡県社協】

- 静岡県社協では、福祉関係者に向けて日常生活自立支援事業のパンフレットを作成している。パンフレットでは、事業の目的や対象者を説明するとともに、支援内容としてできること・できないことを明確にしている。
- あわせて、本事業の相談受付から申請までの手続きを円滑に進めるにあたり、関係機関との初期段階における情報共有、連携が重要であるとの認識から「情報提供書」の様式を作成し、本事業につなぐ際には相談者の基本情報や本事業の利用を希望する理由などを記載してもらっている。

【関係者に向けたパンフレットの作成：東京都社協】

- 東京都社協では、利用者向けのパンフレットに解説を加え、福祉関係者向けのパンフレットを作成している。
- 福祉関係者からよく聞かれる質問（日常的金銭管理の支援だけで利用できますか？死後の支払い事務は行ってもらえますか？など）を掲載し、本事業の目的や支援の内容・方法を分かりやすく伝える内容となっている。

４．生活保護受給者への支援

- 生活保護のケースワーカーとの役割の違いや分担について整理・再確認が必要。
- 生活保護受給者の利用料について、支援の実績に応じた補助の確保が必要であり、福祉事務所設置自治体の公費負担への働きかけも含めて財源確保を図る。

①生活保護のケースワーカーとの連携

○本事業の平成 29 年度新規契約者の 43.7%が生活保護受給者であり、その割合は年々増加傾向にある。また、都道府県・指定都市によって 1 割以下から 8 割以上まで差があり、指定都市は平均 64.8%と非常に高い割合となっている。

○生活保護受給者の場合、担当ケースワーカーが生活に関する相談や支援にあたっているが、本事業を契約した場合、ケースワーカーよりも頻繁に本人に接触することが多いため、見守りや日常的な支援の面で本事業への期待が大きくなる傾向がある。

○実態調査でも、収入に見合わない支出の防止や日常の見守り等について、ケースワーカーから過剰に期待される現状が浮き彫りになった。金銭管理を生活指導の一環として利用する（本事業の金銭管理サービスを利用することを生活保護の決定の条件にする等）ようなケースが福祉事務所から寄せられることも少なくない。

○本事業は本人の意思に基づいて金銭管理を支援する役割であることから、生活保護法に基づく指導・指示権限を持つ福祉事務所とは立場が異なっている。このため、それぞれの機能、特性、支援の限界などを相互によく理解して連携する必要がある。

○また、人事異動によるケースワーカーの交替もあるため、その都度説明し、理解してもらうことも少なくない。このため、生活保護制度と本事業の関係やケースワーカーに求めたい具体的な連携内容について、文書で基本的な考え方やルールを整理し、ケースワーカーの研修会等で説明している地域も見られる。先行事例を参考に、今後こうした取り組みを広げることが必要である。

【生活保護受給者への支援に伴う福祉事務所との連携強化について、福祉事務所と連名で考え方を整理した資料を作成：横浜市社協】

- 横浜市社協では、生活保護受給者の利用契約数が恒常的に全体の６割をしめており、うち８割の訪問回数がひと月当たり２回以上に及ぶ現状がある。
- このことを踏まえ、生活保護受給中の利用者がより良い支援を受けられるよう、本事業を利用する際、区生活支援課（生活保護担当）との連携強化を図ることについて、市健康福祉局生活支援課・福祉保健課（福祉事務所）と協議した。その結果、本事業と各区生活支援課（生活保護担当）との連携イメージを整理した資料を作成した。
- 作成した資料では、契約前、契約中、契約終了後（本人死亡時）の３つの段階に分けて、それぞれの段階で求められる生活保護制度と本事業の連携イメージを表示している。

- 資料作成にかかる協議を通じて、本事業の目的や支援の範囲について行政側の理解が深まるとともに、双方が課題認識を共有した。その後、区生活支援課管理職会議で周知し、さらにケースワーカー向けの研修等でも趣旨説明を行い、実務面での連携強化を図っている。

【生活保護ケースワーカーとの分担を協議：新潟市社協】

- 新潟市では、利用者の６割近くを生活保護の利用者が占めており、中でも精神障害者の利用頻度・利用時間が多い状況にあった。
- 契約締結審査会において、生活保護受給者への対応に追われ、地域で潜在化しているニーズにまで支援が届いていないのではないかとの問題提起もあったことから、市社協が各区の生活保護担当課に個別に説明に赴き、利用者のより良い支援に向けて適切な役割分担ができるよう、本事業の目的や支援内容を説明している。
- 本事業では利用者の意思に基づいて金銭管理を支援するため、本事業だけでお金の使いすぎを防ぐことは限界があり、計画的な支出に関してはケースワーカーの立場から指導・助言してもらうよう役割分担を図っている。

②生活保護受給者の利用料補助の確保

○生活保護受給者が本事業を利用する場合の利用料は国庫補助対象（自己負担なし）であるが、実態としては、都道府県・指定都市によって補助の算定・支払い方法に差が生じている。上限額が設定されていたり定額払いになっており、それを超える支援が発生した場合は社協が財源を持ち出しせざるを得ない状況がある。実績に応じた利用料補助が行われるように各都道府県・指定都市行政の対応を求めていく必要がある。

○また、本事業において、利用者が収入に見合った支出ができるように支援することにより家計を改善することができるなど、ケースワーカーの業務負担軽減にも大きな貢献をしていることから、とくに生活保護受給者の割合が高い地域では、こうした効果をアピールし、福祉事務所設置自治体に対して本事業への補助や助成を要望することも積極的に行うべきであろう。

○一方で、今回の実態調査では把握ができなかったが、生活保護受給者は非受給者と比較して支援回数が多くなる傾向が指摘されている。要因として、本人の利用料負担を気にすることなく必要に応じた回数としやすいことなどが考えられる。あわせて、生活保護受給の背景として、精神障害があったり身寄りがないなど、手厚い支援を必要とするケースが多いためということも考えられる。

○また、生活保護受給者以外の生活困窮者について、利用料の負担が重いために本来は必要な支援を抑制している可能性も想定される。今後、利用料負担と支援回数の関係について、実態をより詳しく把握し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援回数が実施されるよう、検討することも必要だろう。

５．生活支援員の確保、活動支援

- 適性を有する人材の確保のため、活動に対するバックアップ体制が必要。
- 常駐型の生活支援員の配置など多様な活動スタイルを導入する。
- 人材確保の工夫として、市民後見人養成との連動が有効。

①生活支援員の活動に対するバックアップ

○実態調査の結果から、生活支援員の人材確保が全国的な課題であることが確認された。高齢化や過疎化、定年後も働く人が増えたことなどにより、生活支援員として活動できる人材が地域に不足している状況がある。

○また、人数だけでなく適性を有する人材をいかに確保するかが大きな課題となっていることが明らかになった。知的障害者や精神障害者の利用が増え、利用者が抱える生活課題も複雑化するなかで、障害を理解し適切に支援を行うことができる人材の必要性が高まっていることが背景にあると思われる。

○実態調査において、生活支援員の確保のために必要な取り組みとしては、「活動に対するバックアップ体制」が最も多く挙げられており、専門員が業務多忙ななかで生活支援員へのフォローや育成が十分に行えず、そのことによりさらに生活支援員に支援をまかせにくくなるという悪循環に陥っていることが推測される。

○そのため、生活支援員が対応に迷ったり不安になったときに気軽に相談できるようなバックアップ体制や生活支援員同士のネットワークづくりが重要であり、各市区町村社協で取り組むとともに都道府県・指定都市社協においても研修やネットワークづくりを積極的に行う必要がある。

②常駐型の生活支援員の配置など活動スタイルの多様化

○専門員の業務負担軽減の取り組みの工夫として寄せられた回答には、社協に常駐（週３回程度）する生活支援員を雇用（事務員と兼務）し、事務所近隣の比較的短時間で終わる支援や来所の支援を担当してもらう事例があった。また、臨時職員として生活支援員を雇用して、専門員と迅速に連携しながら複数の利用者への支援を受け持つほか、専門員が対応しきれない部分の支援をしてもらう事例、困難ケース対応のために非常勤職員として生活支援員を配置する事例などがあった。

○本事業において生活支援員を住民が担うことの意義は変わるものではないが、利用者の状況やニーズが変化するなかで、従来通りだけではなく、活動の頻度を増やしたり専門性を有する生活支援員を雇用することで、専門員のサポート役を確保するなど、生活支援員の雇用・活動について多様な形を検討する必要がある。

③人材確保の工夫

○生活支援員の確保の方法としては、市民後見人の養成講習などで募集をかけ、修了者が実際に後

見受任するまでの間、生活支援員として活動していただく、地域でボランティア活動をしている人や行政 O□ 等に直接声をかける、民生委員・児童委員の一斉改選時期に声をかける、社協のホームヘルパーやケアマネジャーとして働いていたことのある人に声をかける、などの工夫が自由回答として寄せられている。また、上述の常駐型の生活支援員の雇用なども、人材確保の取り組みとして効果が期待できる。今後、こうした効果をあげている方法を事例としてまとめて紹介することも必要である。

６．成年後見制度への移行・連携

- 本事業と成年後見制度の連携をより密にしていくことで、双方の制度の特性を生かし、より本人にとって適切な制度の選択、利用を促進する。
- 市町村長申立ての積極的な活用や法人後見の受任体制整備等、受け皿確保に向けた取り組みが必要。
- 本人や家族がメリットを感じられるよう、一人ひとりの状態やニーズに応じた成年後見制度の活用を進める。

①成年後見制度への移行・連携

○本事業では、判断能力が低下して契約が継続できなくなった場合や財産の処分等重要な法律行為への対応が必要になった場合には成年後見制度への移行を支援することとなっており、利用状況調査をみると、終了件数の約 25%が成年後見制度に移行している。

○今後、社協として権利擁護センター等の設置や中核機関の受託を進め、本事業と成年後見制度の連携をより密にしていくことで、双方の制度の特性を生かし、より本人にとって適切な制度の選択、利用が促進されることが期待される。

○具体的には、まず相談の入り口の段階で、両制度の特性や長所・短所を伝え、アセスメントを行っていくことで、本人の適切な選択を支援することができる。実態調査の結果によると約 7 割の社協で相談・問合せの段階で成年後見制度の利用を検討するスクリーニングが行われており、スクリーニングの基準（チェックポイント）を設けている社協もある。

○その具体的な内容としては、本人の認知能力や財産の状況に加え、今後施設入所の見込みがあるかどうか、訪問販売の被害にあっていたり、収入に見合わない物品の購入契約をしてしまうことがないか等がチェックポイントになっている例が多い。専門員の異動もあり、経験のバラつきがあるなかで、相談の際の目安として役立つことから、今後こうしたツールを全国的に普及することも考えられる。ただし、成年後見制度の利用に関しては、一律の基準だけで判断できるものではない。相談者一人ひとりの状況によって総合的に判断することが重要である。

○また、本事業の利用者について、定期的なモニタリング等を通じて生活の変化や判断能力の状況を把握し、成年後見制度の利用が必要と判断される場合には、中核機関等とも連携しながら円滑に成年後見制度に移行できるよう支援していく必要がある。

○都道府県・指定都市社協においても、成年後見制度への移行が必要であるにも関わらず滞っているケースを把握するとともに、契約締結審査会等で法律や福祉、医療等の専門職から助言を得るなどして市区町村社協をサポートし、成年後見制度への移行を進めることが求められる。

②市町村長申立ての積極的な推進、市民後見人の養成や法人後見の受任体制整備等

○実態調査の結果からは、社協（専門員）が成年後見制度の利用が必要と見立てていても申立てにつながっていない事例があることが明らかになった。

○申立てが進まない要因として最も多く挙げられたのは、市町村長申立ての手続きの問題である。本事業の利用者は身寄りがない、あるいは身寄りがあっても疎遠であるなどで親族申立てが期待できない場合が多いため、市町村長申立ての必要性が高い。

○全国的に見ると、市町村長申立ての件数は年々増加しているものの地域によって差があり、行政職員及び関係者の理解不足や申立て経費、報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の予算措置等の課題が指摘されている。今後、成年後見制度利用促進の取り組みのなかで、どの地域においても市町村長申立てが円滑に行われるよう市町村の対応を促していく必要がある。

○あわせて、後見等の受け皿確保を地域全体で進める必要がある。そのなかで、低所得であったり精神障害等によりきめ細かな支援が必要なケースへのセーフティネットとして社協が法人後見を受任する体制整備を進めることが重要である。また、今後の成年後見制度利用ニーズの拡大や身上保護の重視を踏まえ、市民後見人の養成を図るとともに、安心して活動ができるよう、受任後の支援体制を整えることが求められる。

○市民後見人については、平成 29 年度時点で 215 か所の社協が養成に取り組んでおり、近年は受任実績も徐々に広がっている。また、社協が法人後見を受任している被後見人等への後見活動に携わる支援員を養成し、支援員として活動経験を積んだうえで単独での受任につなげていく事例もある。市民後見人や法人後見の支援員等による活動は、権利擁護支援を必要としている住民の存在を地域に伝え、理解を広げるとともに、地域の助け合いの力を強めるなど住民参加の権利擁護体制づくりにつながるものである。

③本人の状態やニーズに応じた成年後見制度の活用

○実態調査の結果によると、本人が成年後見制度の利用を希望しなかったり、利用の意思が固まるのに時間がかかることも成年後見制度につながらない大きな要因であることが明らかになった。

○本人が希望しない理由について、実態調査で寄せられた回答を見ると、「成年後見制度を利用するとお金が自由に使えなくなると思っている」、「後見人等へ支払う報酬が本事業の利用料より高額になる」、「本事業を利用することで生活が安定しており、支援者が変わることに拒否的」、などが挙げられている。

○誤解や理解不足により成年後見制度につながらない場合には、丁寧に説明をしていく必要があるが、同時に、本人に成年後見制度を利用するメリットを感じられるようにするためには、成年後見制度の運用改善を図ることも今後の課題である。

○例えば、市民後見人の養成や支援に取り組んでいる地域では、財産の移動が生じる場合や債務整理など法的な課題が解決するまでは専門職や法人が後見人につき、課題が整理されて落ち着いた後は市民後見人に切りかえる（リレー方式）、あるいは専門職と市民の複数で後見をスタートし、課題が解決し専門職の関わりが不要になったら市民後見人の単独受任に切りかえる（2 段ロケット方式）といった事例も生まれている。本人の心情と生活に寄り添い、意思決定支援と身上保護を重視した適切な後見人が選任されるよう候補者を紹介、マッチングすることにより、本人が安心し信頼して成年後見制度を利用できるようにすることが重要である。

○また、保佐・補助の利用が促進されるなかで、本事業から成年後見制度につなげるだけではなく、成年後見制度から本事業につながる（再契約する）事例も出てくる可能性もある。

○例えば、支援によって生活が安定することで判断能力を含めた本人の能力が回復したり、財産処分等の重要な法律行為が関わる課題が解決した場合などに保佐・補助を中止するようなケースが考えられる。このように本人の状況や必要に応じた柔軟な利用を可能とすることで、成年後見制度を利用するメリットが高まり、利用促進にもつながると考えられる。

７．業務の効率化と不正防止の取り組み強化

- **小規模な町村社協での事業実施など、実情を踏まえた業務の効率化・簡素化が必要。**
- **不正防止に向け、都道府県・指定都市社協による業務監督や市町村社協における内部けん制のあり方を検討し対策を講じることが必要。**

①業務の効率化・簡素化

○実態調査において専門員の業務負担の軽減策について聞いたところ、最も多く挙げられたのは事務の効率化・簡素化であった。

○本事業は、判断能力が不十分な人を利用対象としており、金銭管理の支援も行うため、支援の各場面で繰り返し丁寧に説明したり本人の同意を得ること、不正防止のため社協内での複数チェックを行うことなどを求めている。また、都道府県・指定都市社協の業務監督や契約締結審査会を通じて契約や支援の適切さを担保する仕組となっており、都道府県・指定都市社協への報告・調整などの面でも複雑な業務の管理が避けられない。

○しかし、従来の基幹的社協方式から全市町村実施方式への移行がすすみ、組織規模が小さい社協で専門員が兼務で本事業を担当するような地域も増えている。このため、元々は地域の中で比較的人口規模や社協組織規模が大きい基幹的社協での実施を想定していた、きめ細かな業務の管理や複数体制での厳密なチェック等の実施が厳しい状況も生まれている。

○過疎化に伴う金融機関の支店統合や閉鎖により、生活支援員が遠方の支店に払戻しや振込手続きに赴かなければならなくなる等の課題も指摘されている。

○また、制度開始から長い期間を経る中で、各地域の実情に応じて都道府県・指定都市社協ごとあるいは基幹的社協ごとの独自のルールや方法が作られている例もあり、地域差が生じている。

○こうした実態を踏まえ、改めて本事業に必要な手続きやそれに伴う書類等を確認・整理し、事務の効率化・簡素化に向けて検討を行う必要がある。

○一部の社協で導入している業務管理システム（民間企業が開発・販売）について、商品の種類・内容・費用や、導入社協での活用状況を把握し情報提供するなど、システム未利用の社協での導入を支援することも考えられる。

②不正防止の取り組み強化

○一方で、近年、本事業に係る不正事案が複数発生している。判断能力が不十分な高齢者や障害者の弱みにつけこんで、権利擁護を担うべき本事業の担当者が利用者の金銭を着服するようなことは決してあってはならず、社協組織として不正を起こさせないための体制づくりを徹底する必要がある。

○実態調査では、様々な形でチェック体制を工夫していたり定期的なミーティング等を通じて専門員を孤立させないようにするなどの取り組みが寄せられた。今後、これらの実践も参考にしながら市区町村社協における内部けん制のあり方を検討するとともに、都道府県・指定都市社協による業務監督についても、実態に即した効果的な方法を検討し、不正を防止するための対策を強化する必要がある。

○また、不正防止に向けては、社協の組織的な対応が不可欠であることから、専門員に対する研修だけではなく、各市区町村社協の事務局長や本事業を担当する管理者を対象とした研修を実施することも有効である。

８．運営の財源確保、市区町村との関わり

- ７割以上の社協で事業収支が赤字となっており、運営財源の確保が喫緊の課題である。
- 成年後見制度利用促進とあわせて、各市町村行政の本事業への関わりを広げるため、実施主体のあり方を検討することが必要。

①国庫補助算定基準額に沿った都道府県・指定都市補助の確保

○実態調査において都道府県社協からの委託費と事業経費の収支差を聞いたところ、7 割以上の社協で収支がマイナス（赤字）であることが明らかになった。また、平成 30 年度日常生活自立支援事業所長会議の事前アンケートによると、都道府県・指定都市社協においても約 6 割が独自財源を繰り入れている。

○国庫補助算定基準額については、本事業のニーズの増大や専門員の体制不足の現状を踏まえ、平成 31 年度から基準額を増額する見直しが予定されている。

○一方で、とくに都道府県では補助額の 2 分の 1 に充てる予算を措置することが難しい状況があり、平成 30 年度は都道府県のうち 42.6%（21 か所）が補助基準額を下回っている。なかには、国庫補助算定基準額がほとんど参酌されていないと思われる県も見られる。

○本事業の運営財源の確保に向けては、第一に国庫補助算定基準に沿った都道府県・指定都市の補助を確保することが喫緊の課題であり、本事業の必要性や効果を示しながら働きかけることが必要である。

参考：財源確保に向けて行った事業実施上の工夫、都道府県・指定都市への働きかけ、効果があったと感じる働きかけ
（平成 30 年度都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議事前アンケート）
＜行政担当者の理解促進＞
- 基幹的社協連絡会議に県の担当者に出席してもらい、現場の専門員との意見交換を行った。
- 契約締結審査会に県の担当者の出席を依頼し、事業の運営状況を把握していただいている。

＜予算要望活動＞
- 県社協の予算対策委員会で予算要望を行っている。
- 県社協会長と基幹的社協会長の連名で県議会議員に要望を行った。

＜データの活用＞
- 生活保護受給者の利用増や待機者の現状を示して予算要望を行っている。
- 基幹的社協において実際にかかった経費を過去３年間分調査し、要望を行った。
- 税金や保険料等の滞納者の返還状況や本事業の利用により貯蓄ができている等のケースを挙げて事業の重要性を訴えて交渉した。
- 利用者数だけでなく、利用時間・回数・生活保護受給者の割合・要因別利用者数割合・相談を受けたがキャンセルになった件数、契約後の専門員対応件数など本事業の実態を数値化して説明する。

＜法人後見受任体制の整備、成年後見制度利用促進との一体的展開＞
- 法人後見の実施を促し、本事業とセットで運営することで後見報酬による財源確保を行うとともに中核機関の受託による人件費等の確保も併せて働きかけている。

②市町村行政の理解や財政支援の拡大

○都道府県・指定都市社協への働きかけとあわせ、市町村を中心に進められる成年後見制度利用促進施策や包括的支援体制の整備との連動を見据え、本事業の役割や課題に対する市区町村行政の理解を促進し、市区町村による財政支援を拡大していく必要がある。

○市町村行政からは、本事業の実施主体が都道府県・指定都市社協であることを理由に補助や助成に消極的な声も聞かれるが、本事業は直接的に住民にサービスを提供し、地域生活を支えるうえで必要不可欠な事業になっており、市町村は成年後見制度利用促進とあわせて、本事業の実施体制整備に責任を果たすことが求められる。

○本事業の利用者のなかには、税金や国民健康保険料、公共料金等を滞納していたり生活保護費の返還が滞っている例もあり、金銭管理の支援を行うことで滞納を解消する効果がある。生活保護

受給者についても、収入に見合った計画的な支出を支援することで生活が安定し就労自立につながるなど行政にとっても財政的な効果がある。

○また、利用者が本事業につながった際の初回相談者・機関としては、福祉事務所が 17.2%と居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに次いで多く、保健所等の福祉事務所以外の行政機関を含めると行政を経由しての相談が 22.2%となっており、直接的な相談先として役割を果たしていることがうかがえる（図表 33)。

○市町村の関わりを広げる方策の一つとして、成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定プロセスにおいて本事業も含めてニーズ把握や協議を行い、地域における総合的な権利擁護体制づくりを計画的に推進することが必要である。

○なお実態調査結果を見ると、市町村行政の独自の補助等の支援を得ている社協が 19.9%あることから、その内容や金額等の具体的な事例を収集し参考にすることも有効である。

○さらに、本事業の実施体制のあり方については、成年後見制度利用促進を含む地域における総合的な権利擁護体制づくりや地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制をすすめるなかで、各市町村が地域の実情に応じて本事業をより有効に展開できるよう、市町村を実施主体とすることも含めて今後検討を進めることが必要である。

９．権利擁護に関する取り組みの拡充

➢ **任意後見に関する相談・支援、入所・入院に際しての支援、終活、居住に関する支援、死後事務など、権利擁護に関連する多様なサービス・事業がニーズに応じて生まれており、先行事例を参考に取り組みを広げることが必要。**

○本事業の利用者は、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等にとどまらない複雑な生活課題を抱えている場合が多く、ニーズに応じる形で権利擁護に関連するさまざまな新たなサービス・事業が生まれている。

○実態調査では、ケースに応じて個別に実施している場合を除き、事業として実施しているものを聞いたところ、任意後見に関する相談・支援、施設入所・入院に際しての支援（入院・入所時の付き添い、入退院時の準備、緊急連絡先の引受等)、終活に関する支援（リビングウィル、エンディングノート、遺言に関する相談等)、金銭管理の事務委任契約（本事業以外）などの取り組みが広がっていることが明らかになった。

○今後、単身世帯の増加や家族関係の希薄化などにより、こうしたニーズは益々増えると予測されることから、社協においては、総合的な権利擁護体制づくりの観点から、取り組みを進める必要がある。以下では、その参考として先行事例を掲載している。

事例1 任意後見契約や公正証書遺言作成を組み合わせた「あんしんの 3 点セット」

品川区社会福祉協議会（東京都）

事業名	**あんしんの 3 点セット** http://shinashakyo.jp/koken/
事業開始	平成 14 年
目的・概要	● 元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「あんしんサービス契約」、判断能力が低下した時に支援する 「任意後見契約」、亡くなった後の本人の希望を実現する「公正証書遺言作成支援」を行うサービス。 ＜あんしんサービス契約＞ ・定期的に訪問し、健康状態等を確認。判断能力の低下がみられる場合には、適切な時期に任意後見制度につなげる。 ✓ お元気確認のための定期的な訪問 ✓ 貸金庫の利用□通帳や証券等を預けたい方□（500 円/月） ✓ 個別サービス（1 回 1,200 円等） （入院費の支払、定期的な支払の手伝い等） ＜任意後見契約＞ ・品川区社会福祉協議会を任意後見人として、公正証書により任意後見契約を締結。 本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行う。任意後見監督人が選任されると、品川区社会福祉協議会が任意後見人として後見活動を行う。 ＜公正証書遺言作成支援＞ ・公正証書遺言作成支援公正証書遺言の作成手続きを支援。 （葬儀、相続などについて本人の希望に基づいた執行が可能になる。）
対象者	・品川区民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは夫婦世帯、障害のある方
利用料	・契約手続き支援料 30,000 円（初回のみ） ・基本料金 2,000 円（1 ヶ月） ※任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料等の費用は自己負担

事例2 入院・入所時や死後の不安に備える「これからあんしんサポート事業」

高知市社会福祉協議会（高知県）

事業名	**これからあんしんサポート事業** http://www.kochi-csw.or.jp/document/?group=a3030b
事業開始	平成 29 年
目的・概要	● 頼れる親族などがいない方が判断できる間に，社協と契約することで日頃の見守りや入院・入所時の立ち合い、判断能力低下後の権利擁護支援、死亡後の支援などを本人の意志に基づいて行う事業 ①見守りサービス（電話連絡や自宅訪問による状況確認） ②あんしんサービス１…入所・入院時の立会いや必要物品のお届け等 あんしんサービス２…預託金による入院費や施設利用料の支払い（判断能力低下時） あんしんサービス３…亡くなった際の葬送や埋葬、事務手続きや家財処分など ※死後事務 ・亡くなった後の死後事務（家財処分等）について、契約時に公証役場で本人と社協で公正証書を作成。亡くなった際はあらかじめ定めた公正証書の内容に従い、各種事務手続きを行う。
対象者	・高知市にお住まいの方（住民票がある方） ・単身世帯等の方 ・親族の支援が受けられない方 ・預貯金が原則 1,000 万円以下の方 ・契約内容を十分理解し、利用を希望される方
利用料	①年会費…6,000 円（月額 500 円） ②１時間 1,500 円（死後の支援についての利用料は発生しない。） ③預託金 ・契約時に下記費用を預託金として預かり、当事業の見守りの中で認知症などにより判断能力が低下した場合、預託金から入所費用の支払いをしながら、成年後見制度など適切な支援へつなぐ。また、死後事務の支払いなどを行う。 例・入所・入院費用 3 か月分（1 か月 10 万円程度）30 万円～ ・葬送費用 22 万円～ 合計 52 万円＋別途必要経費

事例3 制度の狭間のニーズに対応する事業開発～死後事務、住まいサポート

福岡市社会福祉協議会

事業名	**ずーっとあんしん安らか事業（預託金による死後事務サービス）** **やすらかパック事業（小額短期保険による死後事務サービス）** **住まいサポートふくおか** http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/
事業開始	ずーっとあんしん安らか事業：平成23年 やすらかパック事業：平成29年 住まいサポートふくおか：平成26年
目的・概要	①ずーっとあんしん安らか事業 ・高齢者が安心して生活を送れるよう、事前に預託金を社協が預かり、葬儀・家財処分等のサービスを実施する。また、契約後は定期的な見守りサービスの実施や入退院の支援（有料）などを行う。 ②やすらかパック事業 ・利用者と社協の生前の契約により、死後事務（直葬※、納骨、家財処分、役所の手続き等）を行う。 ※直葬＝通夜・告別式を行わず24時間ご遺体を安置後、火葬する形式 ・社協と、死後事務委任契約を結び利用料を支払っていただくことで、②保険の仕組みを利用し、③社協が委託した業者が死後事務を実施。 ・ずーっとあんしん安らか事業では預託金を50万円以上としているが、経済的に預託金を負担できない人がいることから、保険の仕組みを取り入れて事業開発することにより小額の負担で死後事務委任のサービスが可能となった。 ③住まいサポートふくおか ・住み替えで困っている高齢者を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店（不動産事業者）」や様々な生活支援を担う「支援団体」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業。社協は、物件情報の提供、入居時や入居後に必要なサービスのコーディネートなどを行う。 ・平成29年度からは福岡市居住支援協議会の事業として実施している。 ＜支援団体が提供する生活支援サービス等＞ ・見守り：定期的な安否確認、見守りセンサー、定期訪問など ・緊急時対応：119番通報、協力員等による駆けつけなど ・専門相談：弁護士、司法書士、行政書士による各種相談 ・死後事務委任：行政への諸手続き、関係者への連絡など ・家財処分：家財回収、処理、ハウスクリーニング、片付けなど

	・葬儀：納棺、火葬など ・埋葬・納骨：永代供養、共同墓等への納骨など ・権利擁護：成年後見受任、福祉サービスの利用援助や日常的・金銭管理など ・生活支援サービス：NPO やボランティア等による家事、買い・物、外出等の支援 ・医療・介護・保健サービス等のコーディネート：いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）による各種サービスのコーディネート ※本事業の支援団体ではないが、住民団体による主体的取組である「ふれあいネットワーク」（見守り）、生活支援ボランティアグループ等、広範な地域福祉実践を事業の基盤としている。
対象者	①ずーっとあんしん安らか事業 次のすべてに該当する方 ・福岡市内に居住する 70 歳以上の方 ※同居者がいる場合は、すべて 70 歳以上の親族であること ・明確な契約能力を有する方 ・原則として子がいない方 ・生活保護を受給していない方 ②やすらかパック事業 次のすべてに該当する方 ・ 福岡市内に居住する 40 歳以上 90 歳未満の方 ・ 明確な契約能力を有する方 ・ 生活保護を受給していない方 ・ 保険会社の申込要件に該当する方 （5 年以内に癌を罹患していない、要介護 2 以下等） ・ 死亡時に、金品や貴重品を受取る人（相続人）を指定できる方 ※指定できない時は、遺言書の作成が必要。 ・ 死後事務を行うことができる親族がいない方 ・ 「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方 ※申し込みできる方であっても、保険審査等によって利用できない場合もある。 ③住まいサポートふくおか ・市内の民間賃貸住宅への住み替えを希望している方で、65 歳以上の単身の方、もしくは 65 歳以上の方のみで構成される世帯。 ※民間賃貸住宅の家賃及び各種サービス利用料を負担できる見込みがある

	ことが必要。
利用料	①ずーっとあんしん安らか事業 入会金 15,000 円 年会費 10,000 円（1 年につき） 預託金 ✓ 葬儀実施、必要経費等の支払　500,000 円～ ✓ 残存家財処分サービス　業者見積額 ※賃貸住宅に居住している場合は、残存家財処分サービス費用の預託が必須。 ②やすらかパック事業 毎月の利用料 3,000 円～7,500 円 ※利用料は申込時の年齢で異なるが、保険会社の割増条件付契約にも対応するための料金設定としている。 ③住まいサポートふくおか 生活支援関連の支援団体が提供するサービスは、各団体の利用料

事例4

入院・入所時への備えと判断能力が低下した後のための任意後見契約をセットで事業化

大分市社会福祉協議会（大分県）

事業名	**やすらぎ生活支援事業** http://www.oita-syakyo.jp/jigyo07/index.html
事業開始	平成 24 年
目的・概要	● 判断能力がしっかりしている時に本人と社協が契約を結び、入院・入所時や将来判断能力が低下した時に備えることを目的としたサービス。 ● 判断能力がしっかりしている間の支援内容を決めた「やすらぎ生活支援事業委任契約」と判断能力が低下した後の支援内容を決めた「任意後見契約」を同時に締結することにより、判断能力が低下しても途切れることなく支援を提供できる仕組みとしている。 ＜事業内容＞ ① 判断能力がしっかりしている間（委任契約による支援） （主に緊急時） ・入院・入所時の保証機能※ ・入院、施設入所中の生活用品の手配 ・入院、施設入所中の金銭管理 ・入院中の自宅の保全　など ※保証機能には医療同意等、本人の生命、身体に関わる事項について利用者の代わりに決定することは含まれない。 ②判断能力が低下した後（任意後見契約による支援） （日常的な支援） ・財産管理 ・入院や施設入所契約 ・要介護認定に関する手続き ・福祉サービス利用契約　など ＜チェック機能＞ ・委任契約（判断能力がある状態）による支援中も、第三者機関である「やすらぎ生活支援事業審査会」により支援内容のチェックを受ける。 ・本人にとって最良の支援方法についての検討を「やすらぎ生活支援事業審査会」に諮ることもある。
対象者	・市内に頼れる身寄りのいない一人暮らしの方 ・事業を理解して契約できる方 ・判断能力の低下に備えて本会を後見人とする任意後見契約を結ぶ方

利用料	・公正証書作成の基本手数料　11,000 円 ・登記嘱託手数料　1,400 円 ・法務局に納付する印紙代　2,600 円 ・委任契約（判断能力がある状態）による支援の利用料は、月会費 500 円のほか、書類等預かりサービス 500 円／月、サービス利用料 1,000 円／１時間

事例5 入居債務保証支援事業で賃貸住宅の入居を支援

島根県社会福祉協議会

事業名	**島根県入居債務保証支援事業** https://www.fukushi-shimane.or.jp/index.html
事業開始	平成 24 年
目的・概要	● 賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、島根県内の市町村社協が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的とした事業。 ● 入居保証債務を履行するため必要となる入居債務保証積立金を設置（県補助金及び県社協財源、利用料） ＜対象住宅＞ ・市町村社会福祉協議会と入居保証制度に関する債務保証の契約の締結が可能である賃貸住宅 ＜保証の対象・限度＞ (1) 滞納家賃 ： 月額家賃の 3 ヵ月分に相当する額 (2) 原状回復費用 ： 月額家賃の 2 ヵ月分に相当する額 ※月額家賃 ： 生活保護制度における住宅扶助費の月額家賃の上限額 ＜保証の期間＞ 原則２年以内（契約の再申請可能）
対象者	次の各号のいずれにも該当する方 (1) 本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、当該市町村内の賃貸住宅に入居を希望する方。 (2) 家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居時の保証人の確保 ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。 (3) 世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。
利用料	15,000 円

事例6 社会福祉法人との連携による入居債務保証支援（香川おもいやりネットワーク事業）

香川県社会福祉協議会

事業名	**香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業** http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/omoiyari/
事業開始	平成 28 年
目的・概要	● 家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的として実施。 ● おもいやりネット県センター（県社協）に「おもいやりネット基金」を設置し、参画法人施設・社協が本事業を実施するうえで発生する入居債務保証金を交付する。 ＜対象住宅＞ ・おもいやりネット参画施設・社協と入居債務保証支援モデル事業における債務保証の契約が可能である賃貸住宅 ＜保証の対象・限度＞ (1)滞納家賃（建物賃料、共益費）：月額家賃の 3 か月分に相当する額 (2)残存動産処分に係る費用及び退去に伴う原状回復に係る費用: 計 10 万円 ※月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。 ※家主・不動産業者へ施設・社協の連絡先を伝える。 ＜保証の期間＞ 原則 2 年以内 （更新可能）
対象者	次の各号いずれにも該当する者 (1)おもいやりネットで総合相談・支援に関わっている方で、この事業を利用することによって地域での自立した日常生活を送ることが期待でき、当該市町内の賃貸住宅に入居を希望する方。 (2)家賃等については支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。 (3)原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。 ※おもいやりネットや生活困窮自立支援制度など、なんらかの相談支援が関わっていることを条件とし、アセスメントをしっかり行ったうえで対応する。
利用料	保証料（本人利用料）15,000 円（2 年分）

事例7 終活を助けるエンディングノートの作成・配布

葛飾区社会福祉協議会（東京都）

事業名	**人生のエンディングの準備支援事業** http://www.katsushika-shakyo.com/
事業開始	平成 29 年
目的・概要	● 自分の人生の記録や亡くなったとき、意思が伝えられなくなったときに、遺された人へ伝えたい情報や自分の想い・考えをメッセージとして書き記すとともに、最期まで自分らしく生きるために人生を振り返り、今後の日々をより豊かに過ごすきっかけとするため、葛飾社協版のエンディングノートを作成。社協事務局や高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、区役所で無料配布している。 ● 「医療・介護」、「財産」、「亡くなった時」などの 5 章で構成されており、担当の民生委員・児童委員やかかりつけ医、かかりつけの歯科医の情報を書く欄なども設けられている。 ● 「エンディングノート」の配布のほか、エンディングのための講演会、相続・遺言に対する相談などを含め、「人生のエンディングの準備支援事業」として実施している。
対象者	希望者（区民）
利用料	無料

事例8 老後の生き方ライフデザインノート

南魚沼市社会福祉協議会（新潟県）

事業名	**老後の生き方ライフデザインノート** http://www.mu-shakyo.or.jp/
事業開始	平成 26 年
目的・概要	● 自分の人生を振り返るとともに、老後のもしもの時に備えて、情報を整理して介護が必要になったときにどうしたいか、どのような葬儀を希望するかなどを記入しておくことで遺された家族が迷ったり、後悔しないで済むことを目的に作成。 ● 社協で配布するほか、ホームページからもダウンロードできる。 ● 「ライフデザインノート」の配布のほか、書き方講座や講演会等を含め「ライフデザインノート発行配布事業」として実施している。 ＜ライフデザインノートの構成＞ 第零章　安心マップ ・現在の生活の状況、老後のシミュレーション、暮らしている地域の将来像

	第１章　自分史 ・生育暦や学歴・職歴、家族の歴史、我が家の５大ニュース、趣味、一番楽しかった思い出、一番苦しかった思い出 第２章　メッセージ ・家族へのメッセージ 第３章　医療・介護 ・かかりつけ医や介護についての希望、認知症になったとき 第４章　葬儀 ・葬儀についての希望、訃報を知らせてほしい人 第５章　財産 ・預貯金、保険など ＜市民の反応＞ ふれあい・いきいきサロンや老人クラブ、公民館講座等を中心に書き方講座を行っている。講座開始前は反応が薄い方もいるが、ライフデザインノートの説明終了後は多くの方が自分の分の他に家族や近隣住民の分も持ち帰るなど多くの方から利用していただいている。また、遺族の方からも「このノートがあったおかげで、大事な場面で迷わずに済んだ」と声をいただている。
対象者	希望者（市民）
利用料	無料

Ⅳ　まとめ（平成 31 年度からの取り組み）

実態調査等及び「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会」での協議を通じた課題整理を踏まえ、平成 31 年度以降、市区町村社協、都道府県・指定都市社協、全社協がそれぞれの段階で取り組むべき事項について以下の通り提案する。

１．市区町村社協における取り組み

- 行政や地域の関係機関に対して権利擁護の課題を発信し、連携・協働しながら、権利擁護支援を組み込んだ包括的な支援体制の整備を進める。
- 成年後見制度利用促進計画の策定に参画し、本事業の効果や課題、地域におけるニーズ等を伝えるとともに、本事業と成年後見制度の双方の特性を活かして総合的な権利擁護支援を実現するための計画となるよう働きかける。
- 社協として中核機関を受託し、本事業と成年後見制度利用促進を一体的に展開する権利擁護センター等の設置を推進する。
- 中核機関を受託しない場合も、地域連携ネットワークに参画し、本事業の実践を通じて権利擁護の課題を発信し、役割を発揮する。

２．都道府県・指定都市社協における取り組み

- 実施主体として、本事業の実施体制や相談援助について実態を把握し、契約締結審査会の機能も活用しながら、市区町村社協とともに課題解決を図る。また、適正な運営に向けて業務監督を強化するほか、市区町村社協における内部けん制の確保を推進する。
- 相談援助の質の維持・向上に向けて、専門員や生活支援員の人材育成を行うとともに、活動のバックアップ体制づくりに取り組む。
- 本事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が適切なケース及び移行の妨げとなっている課題等を把握する。また、それに基づき、本事業と成年後見制度のそれぞれの特性を活かして適切な制度利用の選択ができるよう、市区町村における取り組みを支援する。
- 市区町村における成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置について現状・課題を把握し、町村部における広域対応や個別の市区町村社協への支援などの取り組みを推進する。
- 都道府県・指定都市行政と連携し、市区町村行政に対して、日常生活自立支援事業への理解を広げ、成年後見制度利用促進とあわせた取り組みを促す。

３．全社協における取り組み

- 本事業の実態を踏まえて引き続き運営体制、財源確保に向けた国等への働きかけを行う。
- 本事業と成年後見制度利用促進のそれぞれの特性を活かしてより適切な権利擁護支援が行われるよう、両制度の一体的な展開について先行事例を収集・発信し、各地域の取り組みを促進する。
- 本事業にかかる業務の効率化・簡素化、不正防止の強化に向けて業務管理の現状・課題を把握

し業務マニュアルの一部見直しを図る。

- その他、本報告書の課題整理や提言を踏まえ、各地域の取り組みに資する資料の作成、情報提供、実施主体のあり方等に関する継続的な検討を進める。

日常生活自立支援事業の今後の方向性と取り組み課題

事業が果たしている役割

①本人の意思決定を支援する役割
②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割
③権利擁護支援への入り口としての役割
④地域のネットワークをつくる役割

一層の強化・推進

今後の方向性

①成年後見制度利用促進との一体的な展開

・成年後見制度との連続性を高め、一体的に展開することにより地域における総合的な権利擁護体制の構築を図る。

②地域共生社会に向けた包括的支援体制との連動

・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の中に権利擁護の課題への取り組みを位置づける。

③事業実施主体のあり方

・①、②の動きとあわせ、市町村が主体となって日常生活自立支援事業を実施していくことを含め、事業実施主体のあり方について検討を行う。

取り組み課題

専門員の体制強化	・ニーズに応じた配置の充実 ・複数配置、チーム体制の確保 ・専門員のバックアップ体制、研修
生活支援員の確保、活動支援	・活動のバックアップ体制 ・常駐型生活支援員の配置など多様な形態 ・市民後見人養成と連動した人材確保、養成
関係機関との連携	・本事業の目的等の理解促進 ・ケース会議を通じた支援方針等の共有
成年後見制度への移行・連携	・利用者の状況に応じて適切な制度利用を進める ・市町村長申立ての活用 ・後見等の受け皿確保（法人後見、市民後見人）
生活保護受給者への適切な支援	・ケースワーカーとの連携、役割分担 ・生活保護受給者の利用料補助の確保
権利擁護に関する取り組みの拡充	・任意後見に関する相談・支援、入所・入院に際しての支援、終活、死後事務、居住に関する支援等の取り組み拡充
運営財源の確保、市町村との関わり	・成年後見制度利用促進とあわせて、市町村行政の関わりを広げる。 ・事業の効果を伝え、財政負担を求めていく。
業務の効率化と不正防止の取り組み強化	・事務の効率化、簡素化 ・市町村社協における内部けん制及び都道府県・指定都市社協による業務監督の強化

Ⅴ　資料

１．調査票

平成３０年度　日常生活自立支援事業　実態調査

◆回答調査票（ファイル）は、都道府県あるいは指定都市社協にご提出ください。

◆本調査の問合せは、下記アドレスまで原則メールにてお願いいたします。

社会福祉法人全国社会福祉協議会　地域福祉部

c-kenri@shakyo.or.jp　　TEL.03-3581-4655　FAX.03-3581-7858

◆回答に関する留意事項

※特に断りの無い限り、平成３０年９月１日時点の状況でご回答ください。

※セルの色により、回答の方法が決まっています。

	あてはまる選択肢の番号をプルダウン、あるいは選択肢の数字を直接入力。
	あてはまる選択肢のところの○をプルダウン。
	数字を直接記入、初期設定では０が入っていますので適宜数字を入れてください。
	文字を直接記入（その他に該当する場合は具体的内容を記載してください） 枠内に表示されていない場合でも、記載されている内容は記録されています。

都道府県名		
社 協 名		
区　　分	1.市　2.区　3.町　4.村 5.23区（特別区）　6.都道府県・指定都市	
回答者名		

Ⅰ　基本情報

問1　貴社協における日常生活自立支援事業の実施形態について、該当する番号を１つ選んでください。

※都道府県・指定都市社協において、直営と基幹的社協方式を併用している場合、都道府県・指定都市社協からは直営部分についてのみご回答ください。

1. 自市区町村のみを圏域としている
2. 周辺市区町村も含めて担当している
3. 都道府県・指定都市社協直営

問1-1 圏域自治体数をお教えください。　　自治体数

問2　圏域の人口をお教えください。　　0人

※入手可能な直近のデータをご記入ください。

※複数自治体を圏域としている場合は合計してください。

問3　圏域の高齢化率をお教えください。　0.0%

※入手可能な直近のデータをご記入ください。

※複数自治体を圏域としている場合は平均値をご記入ください。

問4　貴社協は法人として成年後見人等を受任していますか。番号を１つ選んでください。

1. 受任している
2. 現在は受任していないが、過去に受任実績がある
3. 現在・過去ともに受任実績はないが、受任体制はある
4. 該当しない

問4-1 受任している場合、平成30年9月1日現在の受任状況をお教えください。

後見	0件
保佐	0件
補助	0件
任意後見	0件
合計	0件

問5　貴社協では権利擁護センター等※を設置していますか。番号を１つ選んでください。

※「権利擁護センター等」とは下記のABいずれにも該当するところを指します。

A.センターの設置要綱、運営要綱、事業実施要領、法人後見事業の実施要綱のいずれかを制定している(センター運営の委託元の行政等が制定している場合も含む)。

B.センターで法人後見を実施している、または、法人後見の受任体制を構築済みである、または、市民後見人の養成・活動支援を実施している。

1. 設置している
2. 設置していない

問6　貴社協は、成年後見制度利用促進にかかる中核機関※を受託していますか。番号を１つ選んでください。

※国の「成年後見制度利用促進基本計画」に示された、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。

1. 受託している
2. 受託していない

問6-1 受託する予定がありますか。番号を１つ選んでください。

1. 受託する予定がある
2. 受託する予定はない
3. 未定

Ⅱ　専門員の状況について

問7　平成30年9月1日現在の貴社協における専門員の配置（専門員業務を行っている）人数をご回答ください。矢印に従い、それぞれ内訳をご記入ください。

実人数	内訳	常勤	非常勤
0人		0人	0人

内訳

常勤換算人数
0人

※常勤換算人数の計算方法 ↓

「常勤職員の人数」＋「（非常勤職員の勤務時間）÷（常勤職員が勤務すべき時間）」

問8　貴社協において、本事業のニーズ（潜在的なニーズも含む）に対して専門員の人数は充足していますか。番号を１つ選んでください。

1. 専門員の体制はニーズに対して十分である
2. 専門員の体制はニーズに対して不十分である（体制が不足している）
3. わからない・その他

問8-1 専門員の体制不足により生じている課題について、該当するものすべてに○をしてください。

1. 面接や利用契約手続きの対応に時間がかかり、利用待機者が生じている
2. 利用者の状況（単身世帯である、施設入所している、後見人が選任されている等）によって優先順位を付けて対応せざるを得ない
3. 毎月の訪問回数（利用回数）を制限せざるを得ない
4. 本人の意思に沿ったきめ細かな支援が十分に実施できない
5. 記録作成や関係書類の管理等が十分に実施できない
6. 定期的なモニタリングが十分に実施できない
7. 生活支援員の活動支援や育成が十分に実施できない
8. 事業の積極的な広報や潜在的な利用者の掘り起こしができない
9. その他

問9　契約・サービス提供している利用者のうち、担当の生活支援員がいない状態で、専門員が直接定期的な訪問支援を行っているケースがありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問9-1 ケースがある場合、その件数をご記入ください。（平成30年9月1日現在）

※障害等が重複している場合は、どちらが主な障害等であるか、またはどちらの障害等に伴う症状が利用者の生活課題になっているかで分類してください。

認知症高齢者等	0件
知的障害者等	0件
精神障害者等	0件
その他	0件
合　計	0件

問9-2 専門員が直接訪問支援を行っている理由として、主な番号を２つまで選んでください。

1. 利用者側の事情やニーズにより支援内容や方法が定型的に定まらないため
2. 成年後見制度への移行準備中のため
3. 一時的な入院や遠方（担当圏域外）での生活のため
4. 生活支援員が不足しているため
5. 利用者のニーズや状況に対して適切な支援ができる生活支援員がいないため
6. 生活支援員の交代により引継ぎ中のため
7. その他

問10 専門員の業務負担を軽減するために必要なことについて、主な番号を３つまで選んでください。また、その中で最も重要と考える番号を１つ選択してください。

1. 専門員の専従化	
2. 専門員の増員	
3. 専門員のスキルアップ	
4. 専門員がスーパービジョンを受けられる体制づくり	
5. 生活支援員のスキルアップ	
6. 生活支援員の増員	
7. 専門員と生活支援員の役割分担の見直し	
8. 社協内の他部門との連携、協力体制づくり	
9. 福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）における本事業に対する適切な理解の促進	
10. 福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）との連携、協力体制づくり	
11. 金融機関における本事業に対する適切な理解の促進	
12. 成年後見制度の利用が必要な場合の円滑な移行	
13. 事務補助職員の配置・増員	
14. 本事業に係る事務の効率化・簡素化	
15. その他	

上記のうち最も重要と考える番号 ↓

問11 貴社協において、専門員の業務負担を軽減するために工夫されていることや取り組んで効果のあった方策があればご記入ください。

Ⅲ　生活支援員の状況について

問12　平成30年9月1日現在、貴社協が雇用※している生活支援員の人数をご回答ください。

※登録も含む。

実　0人

問13　貴社協において、現在、生活支援員の確保について課題がありますか。番号を１つ選んでください。

1. 課題がある
2. 課題はない

問13-1　貴社協における生活支援員の確保に関する課題として、主な番号を２つまで選んでください。

1. 退職・退任した生活支援員の欠員補充
2. 利用者増に応じた生活支援員の増員
3. 生活支援員として適性を備えた人材の確保
4. 利用者の希望に応じた時間帯に活動できる人材の確保
5. 長期に継続して活動できる人材の確保
6. その他

問13-2　生活支援員の確保が困難な理由について、主な番号を２つまで選んでください。

1. 活動に対する賃金が低い
2. 利用者宅や金融機関等への移動手段の確保が困難
3. 活動に伴う精神的負担が大きい
4. 活動に伴う時間的負担が大きい
5. 人口減少により地域で活動できる人材が減少している
6. 定年延長や定年後も働く人が増えたことにより地域で活動できる人材が減少している
7. 社協（専門員）に余裕がなく、生活支援員の確保のための取り組みができない
8. その他

問14　生活支援員に支払う賃金（報酬等、異なる名称の場合も含みます）の金額をご記入ください。

※時給・日給・月給のあてはまるところに記入

※支援員により支払方法や金額に違いがある場合は、通常の支払い方法や金額（人数の多い方）で回答してください。

時給	0円
日給	0円
月給	0円

問15 生活支援員に支払う賃金等の財源について、利用料及び国庫補助（生活保護受給者サービス利用料）で賄うことができましたか（平成29年度実績）。番号を１つ選んでください。

1. 賄うことができた
2. 賄えていない

問15-1不足分はどのように賄っていますか。該当するものをすべて選択し、金額をご記入ください。

※千円以下を切り捨てで記入してください。

1. 社協の独自財源		→	0千円
2. 市区町村補助		→	0千円
3. その他		→	0千円
合　計			0千円

問16 生活支援員の確保のための取り組みとして必要とお考えになるものについて、番号を２つまで選んでください。

1. 生活支援員の賃金の引き上げ
2. 本事業の内容や生活支援員の役割・活動に関するPR
3. 募集対象や呼びかけ方の工夫
4. 活動に対するバックアップ体制の充実
5. 継続的なスキルアップのための研修実施
6. その他

問17 生活支援員の確保のために貴社協において実施して効果のあった取り組みがあればご記入ください。

Ⅳ　相談支援の実施状況

問18 平成29年度（1年間）の問合せ・相談援助件数※をご回答ください。

※障害等が重複している場合は、どちらが主な障害等であるか、またはどちらの障害等に伴う症状が利用者の生活課題になっているかで分類してください。
※問合せ・相談援助件数は、月次報告で提出いただいているものと同じです。
（a.問合せ、b.初回相談、e.相談援助の合計）

認知症高齢者等	0件
知的障害者等	0件
精神障害者等	0件
その他	0件
合　計	0件

問19 平成29年度（1年間）の契約実績をご回答ください。

① 新規契約件数（再契約等含む）		0件
	うち生活保護受給者	0件
② 契約終了件数		0件
	うち本人の死亡によるもの	0件

問20 平成30年9月1日現在の実利用者数をご回答ください。

※障害等が重複している場合は、どちらが主な障害等であるか、またはどちらの障害等に伴う症状が利用者の生活課題になっているかで分類してください。

認知症高齢者等	0人
知的障害者等	0人
精神障害者等	0人
その他	0人
合　計	0人

問21 利用者との契約に至るまでの過程において、専門員が重視して取り組んでいることを選んでください。番号を３つまで選んでください。

※本事業の契約能力の見極めや利用意思確認以外のことでお答えください。

1. 今後の生活についての本人の希望の確認、意思決定支援			
2. 本人と専門員の信頼関係の構築			
3. 家族の意向や家族と本人の関係についての把握			
4. 支援に関わる他機関との役割分担、調整			
5. 必要な福祉サービス等の検討			
6. 現在利用している福祉サービスの適切さの見極め			
7. 成年後見制度への移行の必要性の見極め			
8. 権利侵害や消費者被害の有無の確認、対応			
9. 当面の課題解決だけでなく中長期的な見通しや目標を立てること			
10. その他			

問22 本事業で相談を受け、利用対象であることが概ね確認されているが、契約につながらないケースについて、その理由として主な番号を２つまで選んでください。

1. 必要性があると判断されるが、本人に利用意思がない
2. 本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、気持ちの揺らぎがあり利用決定にいたらない
3. 親族や知人が反対している
4. サービス内容や利用料金に対する本人の合意が得られない
5. 契約準備をすすめているうちに本人の判断能力が低下してきて契約が困難になった
6. 契約準備をすすめているうちに本人が入院してしまった
7. その他
8. そのようなケースはない

問23 本事業で契約はしていないが、専門員が継続的（概ね３ヶ月以上）にかかわりを持っているケース（平成30年9月1日現在）がありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問23-1本事業で契約していないが専門員が継続的にかかわりを持っているケースがある場合、その理由について、該当するものすべてに○をしてください。

1. 成年後見制度への移行を支援している
2. 本事業や成年後見制度の利用が必要と思われるが、本人の同意が得られないため、やむを得ず関わりを続けている
3. 本事業にも成年後見制度の利用にもなじまないケースであるが、気になる相談者であるため、主に専門員が見守りを行っている
4. 本事業にも成年後見制度の利用にもなじまないケースであるが、本人を援助するために適切な機関や制度が他にない（わからない）ため、やむを得ず専門員が相談を継続している
5. その他

問24 平成29年度の実績において、実際の訪問回数が、支援計画上の訪問回数を上回っている利用者は、どれくらいいますか。番号を１つ選んでくださ

※ここでいう訪問とは、支援計画上生活支援員が行うことが位置づけられたものを指します。例えば通常、専門員が行っているモニタリングのための訪問などは含みません。なお、実際に訪問した人は生活支援員、専門員いずれかを問いません。

実際の訪問回数が、支援計画上の訪問回数を上回っている利用者は

1. いない
2. いる

問24-1何割程度いますか。 0.0割程度

問24-2その理由について、該当するものすべてに○をしてください。

1. 生活費について、計画を上回る支出があり臨時の払戻しが必要になるため
2. 健康状態が不安定で頻回な訪問による安否確認が必要なため
3. 判断能力が低下しており、頻回な訪問による安否確認や支援が必要なため
4. 本人から困りごとや心配ごとなどの訴えがあり訪問が必要になるため
5. 定期的な支援の約束をした日時に本人が不在のことがあり再度訪問が必要になるため
6. その他

問25 以下の①②③の利用者に対し専門員が行う相談・援助として、負担が大きいと考える事項の番号を選んでください。（それぞれ番号は３つまで）

①認知症高齢者等				16．その他を選んだ場合は具体的に→	
②知的障害者等					
③精神障害者等					

1. 利用者からの日常的な相談の受け止め、対応
2. 頻繁な訴えがある利用者への対応
3. 生活支援員の代わりの定期支援や臨時支援
4. 債務の返済に関する調整、法テラス等へのつなぎ
5. 消費者被害への対応に関する調整
6. 親族や知人等からの権利侵害への対応
7. 利用者の状況変化の把握、モニタリング
8. 家族との連絡調整
9. 民生委員、福祉委員や地域のボランティア等との連絡調整
10. 福祉サービス事業者等（介護保険法や障害者総合支援法にかかるサービス事業所、地域包括支援センター等）との連絡調整
11. 福祉事務所（生活保護ケースワーカー等）との連絡調整
12. 病院との連絡調整
13. 金融機関との連絡調整
14. 成年後見制度の利用に関する支援、連絡調整
15. 契約の終了（本人死亡による終了も含む）に伴う支援・対応
16. その他
17. 特にない

問26 平成30年9月1日時点の利用者のうち、福祉サービスの利用契約について代理権を設定しているケースがありますか。

1. ある
2. ない

問26-1ケースがある場合、実際に福祉サービスを代理で契約している（社協会長名で契約している）ケースがありますか。

1. ある
2. ない

問27 生活保護を受給している利用者への支援における課題として、該当する番号を２つまで選んでください。

1. ケースワーカーから見守りや日常的な支援について過剰な期待がある
2. ケースワーカーから支出の管理（収入に見合わない支出の防止）について過剰な期待がある
3. ケースワーカーと日常生活自立支援事業の役割分担があいまい
4. ケースワーカーとの日常的な連絡、報告や情報共有が不十分
5. ケースワーカーとの間で利用者への支援方針の共有が不十分
6. 担当ケースワーカーによって考え方や対応が異なる
7. 予算上訪問回数が制限されているが、実際には制限を超えて訪問が必要になる
8. その他

問28 本人・家族や関係機関から利用希望の相談を受けているが、社協都合等本人側によらない理由により１ヶ月以上初回面接に至っていないケース（平成30年9月1日現在）がありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問28-1何件ありますか。 0件

問28-2初回面接に至っていない理由として、該当するものすべてに○をしてください。

1. 専門員が多忙のため
2. 担当できる生活支援員が不足しているため
3. 生活保護受給者について利用者数の上限を設けているため
4. 面接に同行する他機関との調整に時間がかかるため
5. その他

問29 相談を受けて初回面接を行ったが、社協都合等本人側によらない理由により２ヶ月以上契約に至っていない（契約手続に入れていない、手続きが進まない等）ケース（平成30年9月1日現在）がありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問29-1何件ありますか。 0件

問29-2 契約に至っていない理由として、該当するものすべてに○をしてください。

1. 専門員が多忙のため
2. 担当できる生活支援員が不足しているため
3. 生活保護受給者について利用者数の上限を設けているため
4. 面接に同行する他機関との調整に時間がかかるため
5. 都道府県・指定都市社協との調整（契約締結審査会含む）に時間がかかるため
6. その他

問30 問28.29のようなケースを解消する、あるいは今後生じさせないために必要な取り組みと考える番号を３つまで選んでください。

1. 専門員の増員
2. 専門員のスキルアップ
3. 生活支援員の増員
4. 生活支援員のスキルアップ
5. 本事業の契約手続きの効率化
6. 福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）における本事業に対する適切な理解の促進
7. 福祉・保健・医療等の関係機関（行政含む）との連携、協力体制づくり
8. 基幹的社協の拡大（箇所数の増）
9. 生活保護受給者の利用制限の解消（実績に応じた利用料補助の確保）
10. その他

問31 本人死亡による契約終了に伴う対応に関する課題として、該当するものすべてに○をしてください。

1. 親族（相続人等）への連絡・調整
2. 死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い
3. 身の回りの遺品の引き取りや処分
4. 預貯金通帳等預り品の返還先が指定されていない場合の対応
5. 葬儀の対応（葬儀費用の払戻し含む）
6. 生活保護受給者についてケースワーカーとの連絡・調整、協力
7. その他
8. 特にない

V　成年後見制度との連携

問32 貴社協において、日常生活自立支援事業の利用に関する相談・問合せを受けたときに、成年後見制度の利用を検討（スクリーニング）していますか。番号を１つ選んでください。

1. すべてに実施している
2. 一部に実施している
3. 実施していない

問32-1実施している場合、スクリーニングの基準がありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問33　貴社協において、平成29年度（1年間）に日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度に移行したケースがありますか。番号を１つ選んでくださ

※最初から併用しているケースは含みません。

1. ある
2. ない

問33-1何件ありますか。

後見	0件
保佐	0件
補助	0件
任意後見	0件
合計	0件

問33-2 成年後見制度に移行したケースがある場合、成年後見制度につなぐために貴社協が行った支援として該当するものすべてに○をしてください。（申立てまでの間に専門員（社協）が関わった業務）

1. 診断書作成のための支援
2. 申立人の調整（首長申立てを含む）
3. 後見人等候補者の調整
4. 申立て書類の作成支援
5. 申立て費用の支払い支援
6. 申立て時の同行
7. 本人の支援に関わる関係機関や行政との調整
8. その他

問33-3 利用を検討することになったきっかけは何ですか。その主なきっかけとして該当するものすべてに○をしてください。

※複数ケースがある場合、それらを総合してご回答ください。

1. 判断能力が著しく低下してきたため（契約締結ガイドラインの基準に従って）
2. 入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要となったため
3. 不動産の売買などの日常生活上の金銭管理の範疇を超える法律行為が必要となったため
4. 本人が遺産を相続する必要性が生じたため
5. 悪質な訪問販売や本人の浪費などから本人の財産を守るため
6. 親族や知人による財産侵害から本人の財産を守るため
7. 本人が希望したため
8. 親族が希望したため(本人の利益に合致する理由により)
9. 親族が希望したため（本人の利益に相反する理由により）
10. 将来にわたって本人の支えとなるキーパーソンが必要だと思われたため
11. その他

問34 平成30年9月1日時点で、専門員（社協）として、成年後見制度の利用が適切と見立てをしているが、何らかの事情により成年後見制度の申立てにつながっていないケースがありますか。番号を１つ選んでください。

1. ある
2. ない

問34-1何件ありますか。 0件

問34-2その理由として、主な番号を３つまで選んでください。
※複数ケースがある場合、それらを総合してご回答ください。

1. 本人が成年後見制度の利用を希望していない
2. 成年後見制度を利用することについて本人の意思決定に時間がかかる
3. 家族が成年後見制度の利用を希望していない
4. 申立人が見つからない
5. 申立にかかる経費を負担する資力がない、または、経費負担が大きい
6. 申立のために必要な書類等の作成が難しく、準備できない
7. 親族が成年後見人等に選任される見通しが立たない
8. 第三者の成年後見人等に報酬を支払う資力がない、または、経費負担が大きい
9. 第三者の成年後見人等候補者が見つからない
10. 市区町村長による申立が必要だが、手続きが進まない
11. 成年後見制度について専門員や関係者の知識・経験が十分でなく、準備に時間がかかる
12. その他

問34-2-1 本人が成年後見制度の利用を希望していない場合、具体的な理由についてご記入ください。

問35 成年後見制度を必要とする人が適切かつ円滑に利用につながるために必要な取り組みについて、該当する番号を３つまで選んでください。

1. 成年後見制度に関する相談・支援窓口の充実			
2. 首長申立ての円滑な実施			
3. 成年後見利用支援事業の拡充			
4. 専門職後見人の確保・育成			
5. 市民後見人の確保・育成			
6. 親族後見人の支援体制の充実			
7. 法人後見の受任体制の構築・拡充			
8. その他			

Ⅵ　日常生活自立支援事業の運営にかかる財源

問36 都道府県社協からの委託金額（平成29年度）　（A）　0千円

※千円以下を切り捨てで記入してください。

問37 貴社協における本事業の経費（平成29年度）

※決算書上、委託金額にあわせた支出額としている場合がありますが、ここでは、他部門に計上しているものも含めて実際に本事業にかかる経費についてお聞きします。必要に応じて複数部門に計上されている経費を合算して総額をご記入ください。

※千円以下を切り捨てで記入してください。

人件費	0千円
事業費	0千円
事務費	0千円
租税公課	0千円
合計　（B）	0千円

貴社協の（A）－（B）	0千円

問38 金額（A）－（B）がマイナスの場合、収入の不足をどのように補っていますか。マイナスの場合のみ、回答してください。

※千円以下を切り捨てで記入してください。

本事業に対する市区町村からの補助、助成		0千円
社協の独自財源（利用料収入以外）		0千円
権利擁護に関する他事業（成年後見制度の利用支援に関する事業や法人後見受任等）との一体的な実施		0千円
その他		0千円

問39 本事業に対する市区町村（行政）の関わりについて、該当する番号を１つ選んでください。

1. 本事業に対して市町区村独自の補助をするなど積極的な支援がある
2. 本事業の効果や必要性は理解しているが、補助などの具体的な支援はない
3. 本事業についてあまり理解していない

問39-1 市区町村が独自の補助を行っている理由、補助対象（例：人件費、利用料）についてご記入ください。

問40 市区町村（行政）の本事業への関わり（支援）を広げるために必要なことについて、該当する番号を２つまで選んでください。

1. 本事業の効果や必要性についての説明、PR
2. 成年後見制度利用促進施策との一体的な推進に向けた考え方の整理・提案
3. 地域福祉計画や成年後見制度利用促進計画への本事業の位置づけ
4. 他市区町村の取り組みや先駆的な事例の情報提供
5. 本事業の実施主体を市区町村に移行する
6. その他

Ⅶ 権利擁護に関連した取り組み

問41 日常生活自立事業以外の権利擁護に関連した取り組みとして、下記のうち貴社協で実施しているものすべてに○をしてください。また、○をしたものは、具体的内容を次ページの記述欄にご記入ください。

※ケースに応じて実施しているものではなく、事業として実施しているものに限る。

1. 任意後見に関する相談・支援
2. 任意後見契約の締結、任意後見人の受任
3. 金銭管理の事務委任契約（日常生活自立支援事業以外）
4. 死後事務に関する支援
5. 終活に関する支援（リビングウィル、エンディングノート等の作成、遺言に関する相談）
6. 施設入所や入院に際しての支援（入所・入院時の付き添い、入退院時の準備、緊急連絡先の引受等）
7. 居住に関する支援（転居支援、家賃保証等）
8. 上記の中には実施しているものはない

○をしたものは、具体的内容を次ページの記述欄にご記入ください

※該当する事業が2つある場合、具体的な内容のところに追加して記載してください。

1. 任意後見に関する相談・支援 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：
2. 任意後見契約の締結、任意後見人の受任 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：
3. 金銭管理の事務委任契約（日常生活自立支援事業以外） 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：
4. 死後事務に関する支援 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：
5. 終活に関する支援（リビングウィル、エンディングノート等の作成、遺言に関する相談） 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：
6. 施設入所や入院に際しての支援（入所・入院時の付き添い、入退院時の準備、緊急連絡先の引受等） 事業名（あれば記載）： 具体的な内容：

7. 居住に関する支援（転居支援、家賃保証等）	
事業名（あれば記載）：	
具体的な内容：	

Ⅷ　業務管理

問42　日常生活自立支援事業の適正な運営（不正事故防止）の確保に関し、貴社協の実施状況や体制に課題があると感じている項目について、該当するものすべてに○をしてください。

1.	利用者から預かっているすべての預貯金通帳や届出印の所在を掌握する	
2.	利用者から預かっているすべての預貯金通帳の残高を掌握する	
3.	日常的金銭管理サービスのために利用者から預かっている預貯金通帳の残高等のリストを作成し、残高を毎月確認する	
4.	3.の確認に加え、機会あるごと（不定期）にリストに基づいて預貯金通帳の存否を確認する	
5.	預貯金通帳や届出印の預かりについて、その口座名義人と「預かり書」を作成する	
6.	預貯金通帳と届出印は別々の職員が管理する（担当者一人だけで出し入れ可能な状態になっていない）	
7.	預貯金通帳からの払い出し（代理）にあたって少なくとも2人以上の職員がチェックする	
8.	日常的金銭管理のために預かる利用者の預貯金の残高は50万円以内とする	
9.	取り扱いが不明瞭な預貯金通帳や現金がないように、定期的に金庫を点検している	
10.	社協の支所や支部事務所で利用者の預貯金通帳を預かっている場合、支所等内部における管理体制や本所によるチェックや連携等についてルールを定め、実施している	

問43　事業の適正な運営のための工夫、効果のあった取り組み等があればご記入ください。

Ⅸ　事業全般

問44　日常生活自立支援事業が果たしている役割や本事業特有の支援の効果について、お考えなどをご自由にご記入ください。

問45　日常生活自立支援事業の運営全般や今後の本事業のあり方に関して、お考えなどをご自由にご記入ください。

★ご協力ありがとうございました。

★回答調査票（ファイル）は、都道府県あるいは指定都市社協にご提出ください。

２．日常生活自立支援事業実施要領

日常生活自立支援事業実施要領

１　目的

本事業は分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

２　実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）又は指定都市社会福祉協議会（以下「指定都市社協」という。）とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

（１）都道府県社協にあっては社会福祉法第 109 条第１項及び第２項に規定する社会福祉協議会、指定都市社協にあっては同条第２項に規定する社会福祉協議会

（２）社会福祉法人

（３）公益社団法人又は公益財団法人

（４）実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人

（５）特定非営利活動法人

（６）（１）から（５）までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

３　事業の種類

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

（１）社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）

（２）指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）

（３）社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている（１）の事業に従事する者の資質の向上のための事業

（４）指定都市社協が行う（２）の事業に従事する者の資質の向上のための事業

（５）社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている（１）の事業に関する普及及び啓発

（６）指定都市社協が行う（２）の事業に関する普及及び啓発

４　事業の内容

（１）福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア　事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

（ア）判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。

（イ）本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ　援助の内容

（ア）本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

・福祉サービスの利用に関する援助
・福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他の福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

（イ）（ア）に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
・定期的な訪問による生活変化の察知

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ　契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

（ア）申請の受付と判断能力等の評価・判定

・申請は実施主体に対して行うものとする。

・申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。

・上記の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

・実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

（イ）支援計画の作成

・実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、４の（１）のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。

・支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

（ウ）契約の締結

・実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、４の（１）のウの（イ）により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

・支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

・契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。
その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。
・契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。
また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ　利用料

（ア）本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

（イ）実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ　運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第８３条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、４の（１）に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ　利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

（２）福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、５の（１）に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

（３）福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援するＮＰＯ法人､団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

５　事業の実施体制

（１）職員

ア　実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員

を配置するものとする。
（ア）責任者
（イ）事業の企画及び運営に携わる職員
（ウ）専門員
（エ）生活支援員
イ　事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。
（ア）相談業務
（イ）契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務
（ウ）専門員の指導及び支援の業務
（エ）研修、調査研究及び広報啓発の業務
ウ　専門員は、次の業務を行う。
（ア）申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務
（イ）支援計画の作成及び契約の締結に関する業務
（ウ）生活支援員の指導及び監督の業務
エ　生活支援員は、次の業務を行う。
（ア）専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
（イ）専門員が行う実態把握等についての補助的業務
オ　実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。
　なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

（２）契約締結審査会
ア　実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。
イ　契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。
ウ　契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

（３）関係機関連絡会議
　実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

（４）その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

３．委員会経過、委員名簿

平成 30 年度第 1 回委員会　平成 30 年 6 月 22 日（金）18：00～20：30

（1）今年度の検討委員会の進め方について
①今年度の取り組み事項、スケジュール等について
②権利擁護の取り組みに関する事例収集について
（2）日常生活自立支援事業にかかる実態調査について
（3）その他

第 2 回委員会　平成 30 年 8 月 9 日（木）13：30～17：00

（1）成年後見制度利用促進にかかる家庭裁判所との連携について
（2）日常生活自立支援事業にかかる実態調査について（調査票案）
（3）その他

第 3 回委員会　平成 30 年 12 月 14 日（金）13：30～16：00

（1）「日常生活自立支援事業に関する実態調査」集計結果（速報値）及び事業にかかる課題について
（2）日常生活自立支援事業実態調査報告書のとりまとめについて
（3）その他

第 4 回委員会　平成 31 年 2 月 13 日（水）13：30～17：00

（1）平成 30 年度日常生活自立支援事業実態調査報告書（案）について
（2）今後の進め方及び平成 31 年度の取り組みについて
（3）その他

委員氏名	所属社協	役　　職
中村　健治◎	北海道社会福祉協議会	事務局次長
橋本　晶子	山形市社会福祉協議会	生活支援第二係　係長
田邊　　寿	伊賀市社会福祉協議会	地域福祉部長
木原　明子	東京都社会福祉協議会	地域福祉部権利擁護担当統括主任
海野　芳隆	静岡県社会福祉協議会	福祉企画部地域福祉課長兼生活支援部参事
髙橋　健輔	名古屋市社会福祉協議会	権利擁護推進部次長

◎＝委員長　　（所属・役職は平成 31 年 3 月現在）

【オブザーバー】

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見利用促進室

厚生労働省 老健局総務課 認知症施策推進室

最高裁判所　事務総局家庭局第二課

日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて
～地域での暮らしを支える意思決定支援と権利擁護

平成 30 年度　日常生活自立支援事業実態調査報告書

平成 31 年 3 月

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

〒100-8980
東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル
TEL03-3581-4655　FAX03-3581-7858（地域福祉部）